

平成26年度

包括外部監査結果報告書

- 子育てに関する事業 -

神戸市包括外部監査人
公認会計士 佐伯 剛

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件の選定理由	1
4. 監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 実施した主な監査手続	2
5. 監査対象機関・部署	3
6. 監査の対象期間	3
7. 監査の実施期間	3
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	3
9. 利害関係の有無	3
第2章 神戸市における子育て支援事業の概要	4
1. 国の子育て支援事業の概要	4
(1) 近年の日本の出生数、出生率の推移	4
(2) 保育需要	5
(3) 幼保一体化の流れと子ども・子育て新制度	6
(4) 放課後子ども総合プラン	8
2. 神戸市の子ども・子育てを取り巻く状況	9
(1) 神戸市の人口及び子どもの数の推移	9
(2) 各区分の保育施設及び幼稚園の入所状況	17
(3) 神戸市の子どもの人数の推移と公立学校園の関係	21
(4) 神戸市の待機児童の推移	23
(5) 神戸市の財政状況	28
3. 神戸市における子育て支援事業の概要	29

(1) 子育て支援事業の市政上の位置づけ	29
(2) 第5次神戸市基本計画	31
(3) 部門別計画	32
(4) 神戸市の子育て支援事業に係る支出の状況	34
(5) 神戸市における子育て支援事業の概要	35
(6) 各事業の内容	36
(7) 神戸市における子ども・子育て支援新制度	89
4. 子育て支援事業に係る組織体制	91
(1) こども家庭局	91
(2) 教育委員会	92
(3) 区役所	93
5. 子育て支援事業に関連する法令等	95
第3章 監査の結果及び意見	96
1. 監査の結果と意見の一覧	96
2. 保育所事業	97
(1) 公立保育所のあり方の検討状況【意見1】	97
(2) 認可保育所における品質管理【意見2～3】	98
(3) 民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付に係る業務の効率化【意見4】 ...	99
(4) 認可外保育施設の管理、指導・監督状況【意見5】	99
3. 幼稚園事業	100
(1) 公立幼稚園のあり方の検討状況【意見6～9】	100
(2) 幼稚園預かり保育事業の推進強化【意見10】	110
(3) 私立幼稚園振興助成金【意見11】	111
4. 認定こども園	111
(1) 認定こども園事業の推進について【意見12】	111
5. その他の保育サービス事業	112
(1) 病児・病後児保育事業のあり方【意見13】	112

(2) ファミリー・サポート・センター事業【意見14～17】	113
6. 地域子育て支援拠点整備事業	114
(1) 地域子育て支援センター【意見18～19】	114
(2) 児童館【意見20】	115
(3) 総合児童センター【意見21】	116
7. 放課後児童・青少年育成施策	116
(1) 学童保育【意見22～23】	116
(2) 放課後子供教室【意見24】	117
(3) 青少年育成事業【意見25】	118
8. 子育てについて行政の支援を必要とする児童について	119
(1) 行政の支援を必要とする児童に対する他部署との連携・情報共有について 【意見26】	119
(2) 増加する虐待相談・通報に対する対応について【意見27】	119
(3) 児童虐待の恐れがある児童への網羅的な対応について【意見28】	120
(4) 乳幼児健診等におけるフォロー状況等のモニタリングについて【意見29】	121
(5) 児童館における一般来館児童の受け入れ体制強化について【意見30】	121
9. 子育て支援事業の推進体制	122
(1) こども家庭局と教育委員会の連携【意見31】	122
(2) 幼保小の連携【意見32～33】	122
(3) 区役所との連携【意見34～35】	125
(4) 地域住民・団体との連携【意見36～37】	126
10. 小学校校舎の活用状況	127
(1) 学級数及び児童数の状況	127
(2) 施設の老朽化	128
(3) 適正規模化の検討状況	129
(4) 小規模小学校の敷地の時価	129
11. 現場視察	130
(1) 神戸市立小学校の視察【意見38～41】	130

(2) 神戸市立幼稚園の視察	134
(3) 神戸市立保育所の視察【意見42】	135
(4) 神戸市立児童館の視察【意見43】	135
第4章 総合意見	137
1. 監査の視点	137
(1) 行政マネジメント	137
(2) 3Eの評価	137
(3) 検討した課題	138
2. 総合意見	141
(1) 選択と集中	141
(2) 切れ目のない専門サービスと評価	144
(3) 行政の役割とその補完	147
(4) 情報共有と区役所の役割	148

1. 本報告書における数値の表示については、原則として切捨てになっている。

したがって、端数処理の関係上、合計数値とその内訳が一致しない場合がある。

2. 本報告書における図表は、出典が個別に記載されているか所を除き、神戸市より提供された資料もしくは神戸市ホームページをもとに作成している。

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

子育てに関する事業

3. 特定の事件の選定理由

近年、晩婚化や共働き家庭の増加を要因とする少子化が進んでおり、人口減少社会に伴う生産年齢人口の減少は避けられない状況である。このような社会経済環境の変容を見据え、政府は成長戦略として「女性の活躍」を促進しており、将来の担い手を育成し社会全体の活力を高める上で子育て支援事業は非常に重要な位置づけにある。神戸市においても、生産年齢人口の誘導と定着化を図り、持続可能な都市経営基盤の確立の観点から、子育て支援の充実・強化を重点取組項目として掲げ、重点的な予算配分が行われており、市民の関心が最も高い事業の一つであると考えられる。

また、子育て支援事業に関しては、公民の協働可能性が高い分野であることから、経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)のいわゆる3E、及びVFM(Value For Money)の観点からの検証を行うことが有用である。

これらの点を踏まえ、子育て支援事業に関する事務の執行について特定の事件として選定した。

4. 監査の方法

(1) 監査の要点

子育て支援事業に係る歳入額は関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているか。

子育て支援事業に係る歳出額は関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているか。

子育て支援事業に係る財産の管理運営は適切に行われているか。

子育て支援事業は、計画性をもって経済的、効率的、かつ、有効に実施されているか。

また、事後評価とそれに基づく改善活動は、適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

子育て支援事業に係る各種会計情報の比較分析、関係者への事情聴取、現地視察、関係書類・帳票類等の閲覧・突合等を実施し、その実態を調査・検討した。

子育て支援事業に係る債権のうち、主たる保育料、幼稚園使用料、及びその他金額的に重要な債権について、資料を閲覧し、担当者への質問を実施した。

こども家庭局及び教育委員会に係る補助金について、任意で抽出を行い、それぞれについて以下の手続を実施した。

- ・ 補助金の内容に関する質問
- ・ 各種書類の決裁状況等の確認
- ・ 交付申請書の確認
- ・ 精算報告書の確認
- ・ 補助金交付の合理性の検討

施設管理について、日常修繕等の管理業務・大規模修繕・耐震工事・老朽化対応工事等実施手順・中長期的な管理について、質問及び関連書類の確認を実施した。

人件費について、人員構成分析、年齢構成分析、市民のコスト比較等各種分析を実施した。

区役所における子育て支援事業に係る業務について、長田区役所及び東灘区役所に往査し、保健福祉部こども家庭支援課担当者への質問を実施した。

以下の施設につき視察を実施した。

- ・ 神戸市立小学校（15校）
（御影小学校、渦が森小学校[東灘区]、鶴甲小学校、成徳小学校[灘区]、こうべ小学校、港島小学校[中央区]、荒田小学校、平野小学校[兵庫区]、室内小学校、駒ヶ林小学校[長田区]、白川小学校、多井畑小学校、竜が台小学校[須磨区]、櫻野台小学校、美賀多台小学校[西区]）
- ・ 神戸市立幼稚園（3園、休園1園、廃園2園）
（神戸幼稚園[中央区]、兵庫くすのき幼稚園[兵庫区]、玉津第二幼稚園[西区]、多井畑幼稚園（休園）[須磨区]、旧西野幼稚園（廃園）[長田区]、旧玉津第三幼稚園（廃園）[西区]）
- ・ 神戸市立保育所（3か所）
（本山保育所、御影保育所[東灘区]、高倉台保育所[須磨区]）

- ・ 神戸市立児童館（4か所）
（住之江児童館[東灘区]、湊川児童館[兵庫区]、志里池児童館[長田区]、たかとり児童館[須磨区]）
- ・ 神戸市総合児童センター（こべっこランド）

5. 監査対象機関・部署

子育て支援事業に関連する事務の執行を所管する部局（こども家庭局、保健福祉局、教育委員会）及び各区役所（保健福祉部こども家庭支援課）

6. 監査の対象期間

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

但し、必要に応じて他の年度を含む。

7. 監査の実施期間

自 平成26年4月1日 至 平成27年1月20日

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	公認会計士	佐伯 剛
包括外部監査人補助者	公認会計士	西野 裕久
	公認会計士	大橋 武敏
	公認会計士	山田 岳
	公認会計士	加治 孝幸
	公認会計士	藤川 千代
	公認会計士	福田 敏信
	公認会計士	水口 和久
	公認会計士	大塩 達矢
	会計士試験合格者	安田 千秋

9. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、神戸市と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 神戸市における子育て支援事業の概要

1. 国の子育て支援事業の概要

(1) 近年の日本の出生数、出生率の推移

日本の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人であったが、昭和59年には150万人を割り込み、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。

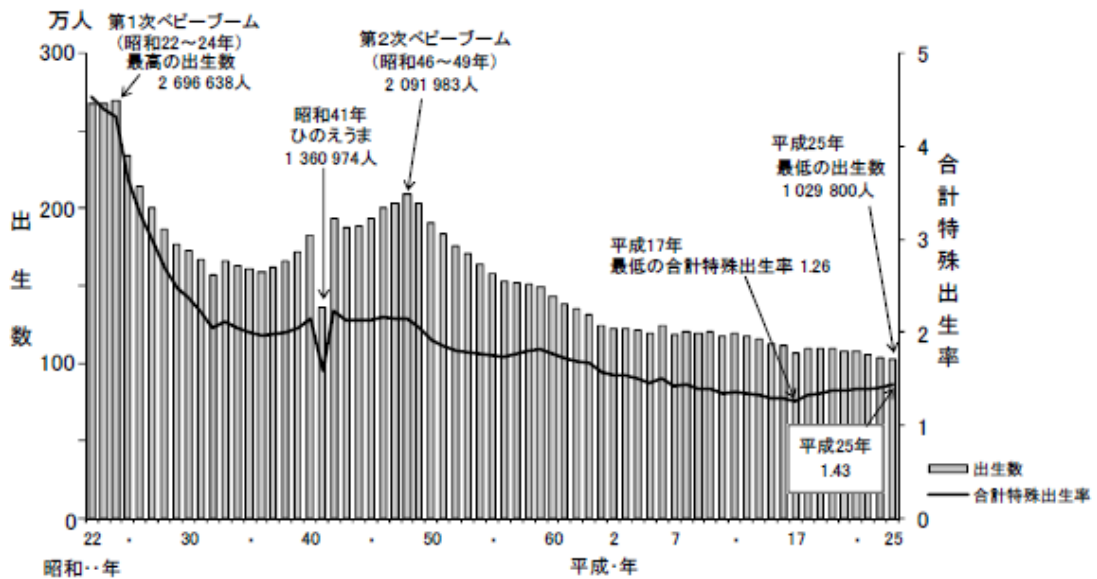
次に、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの推定数）をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、昭和25年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、昭和50年に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。平成元年にはそれまで最低であった昭和41年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込んでいる。

「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」では、一般に将来推計人口として利用されている中位推計（出生中位・死亡中位）では、合計特殊出生率は、平成22年の実績値1.39から平成26年まで、概ね1.39で推移し、その後平成36年の1.33に至るまで緩やかに低下し、以後やや上昇して平成42年の1.34を経て、平成72年には1.35になると仮定している。このような仮定に基づいて試算すると、我が国の総人口は、平成22年の1億2,806万人から長期の人口減少過程に入り、平成42年の1億1,662万人を経て、平成60年には1億人を割って9,913万人となり、50年後の平成72年には8,674万人になることが見込まれている。

このような少子化による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く関係する問題であり、直接的には年金、医療、介護に係る経費等社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で、社会的課題であるということを念頭に置いた対策が必要である。

（出典：内閣府「平成25年度版 少子化社会対策白書」）

<図表2-1> 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

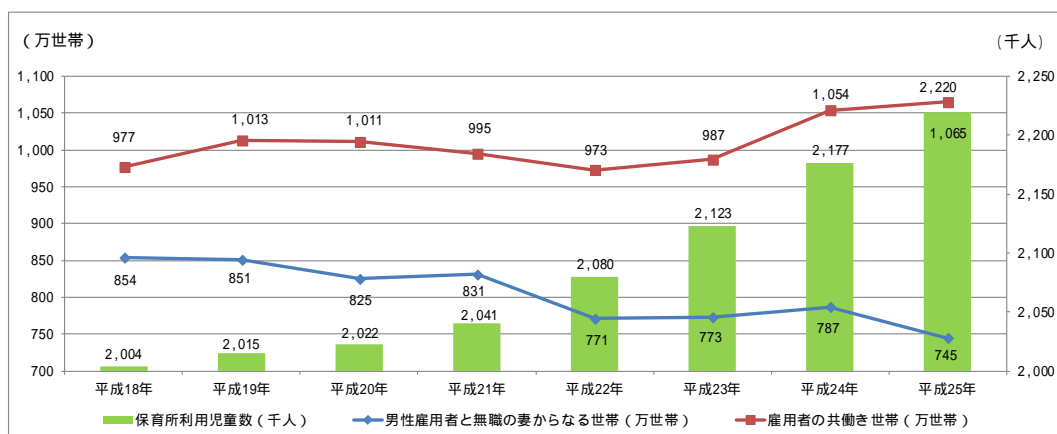


(出典：厚生労働省 平成25年 人口動態統計月報年計(概数)の概況)

(2) 保育需要

今から約30年前の昭和50年代の日本は、夫婦のうち男性が主な働き手となる片働き世帯が主流であった。その後、女性の社会進出が進み、共働き世帯数は継続的に増加し、平成9年には共働き世帯が片働き世帯数を上回ることとなった。その後も共働き世帯は増加を続けており、片働き世帯数との差は拡大傾向にある。以下のとおり、就業する女性の増加に伴い、保育所を利用する児童の数は増加傾向にあり、保育に対するニーズが高まっている。

<図表2-2> 共働き世帯数・保育所利用児童数推移



(注)1. 「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

2. 平成22、23年は東日本大震災による被災三県を除外。

(出典：厚生労働省HP掲載情報及び男女共同参画白書(平成26年6月発行)「共働き等世帯数の推移」を加工)

前述のとおり、高まる保育ニーズに対応することはもちろん、少子化の進行による労働力人口の縮小に対応する形で女性活用を成長戦略として掲げる日本において、女性の就業率を向上させるために保育環境を充実させる必要性が高いといえる。すなわち、女性の就業と次世代を担う子どもの成長を二律背反の関係ととらえるのではなく、持続的な経済成長を実現させるために両者の実現を追求する施策が重要となる。

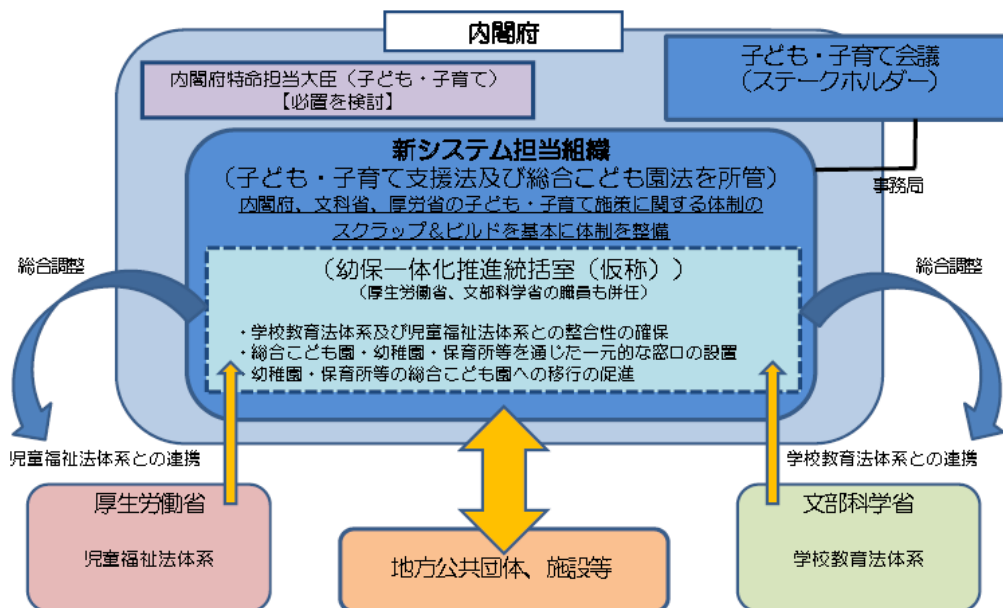
(3) 幼保一体化の流れと子ども・子育て新制度

子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」という。)とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことである。3法案の趣旨は、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることであり、これまでの児童福祉法に基づく保育所や学校教育法に基づく幼稚園、こども園法に基づくこども園について、市町村が策定する事業計画により、地域ごとの教育保育需要を定め、その需要に応じた供給を行うことで、待機児童の解消や、施設の偏在に対応しようとするものである。平成27年4月に施行が予定されている。

<図表2-3> 子ども・子育て新システムに関する体制

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制（イメージ）
 ≪省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行≫



（出典：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て新システム関連3法案について」平成25年4月）

幼保一体化

幼稚園は少子化で定員割れが起こる一方、保育所は共働き家庭の増加に伴う保育所入所児童数の増加により、待機児童の解消が問題となっている。そこで政府は子ども・子育て新システム検討会議において、「待機児童解消と就学前の子どもの縦割り行政の解消」を目的とする「幼保一体化」を進めてきた。この仕組みは、幼稚園に保育所の機能を持たせ、保育所では幼児教育を施せるようにするといった保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設を設置し、従来の保育所と幼稚園を移行させるというものである。保護者の就労状況にかかわらず、「全ての子どもが公平に保育・教育を受けられること」が根本的な考えであり、平成18年から保育所と幼稚園の機能を備えた「認定こども園」の設置が制度化された。しかし、管轄官庁や設置基準等様々な法律・制度の違いや運用・運営面での施設側の負担も大きく、設置が困難な状況である。

そこで新制度では、現状の認可保育所・認定こども園・幼稚園をそれぞれ4つのタイプの「認定こども園」に移行させるとしている。これまでの助成・補助金のシステムは「施設型給付」として一本化され、運営に関しては民間企業の参入を認め、保護者は施設を自らが選んで直接契約する点が現行制度と異なる。

(4) 放課後子ども総合プラン

趣旨・概要

放課後子ども総合プランとは、平成26年7月に文部科学省と厚生労働省が連名で公表した計画であり、少子高齢化が進む日本経済の成長を持続させるため、女性の力を最大限に発揮し、「女性が輝く社会」を実現するためのものである。具体的には、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごして多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めるものである。

国全体の目標

平成31年度末までに以下の2点の達成を目指しており、その実施に際しては、「特別な支援を必要とする児童」や「特に配慮を必要とする児童」の受け入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境への配慮にも十分留意することが謳われている。

- ・ 放課後児童クラブについて、現在の約90万人を120万人まで増やし、約30万人分を新たに整備する。
- ・ 全小学校区（約2万か所）で放課後子供教室と一体的にまたは連携して放課後児童クラブを実施し、うち1万か所以上を一体型で実施する。なお、新たに整備する場合には、約80%を小学校内で実施し、学校施設を徹底的に活用することを目指す。

市町村の取組

市町村の行動計画に盛り込むべき内容として以下の事項が挙げられている。

- ・ 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・ 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策
- ・ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ・ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

2. 神戸市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 神戸市の人口及び子どもの数の推移

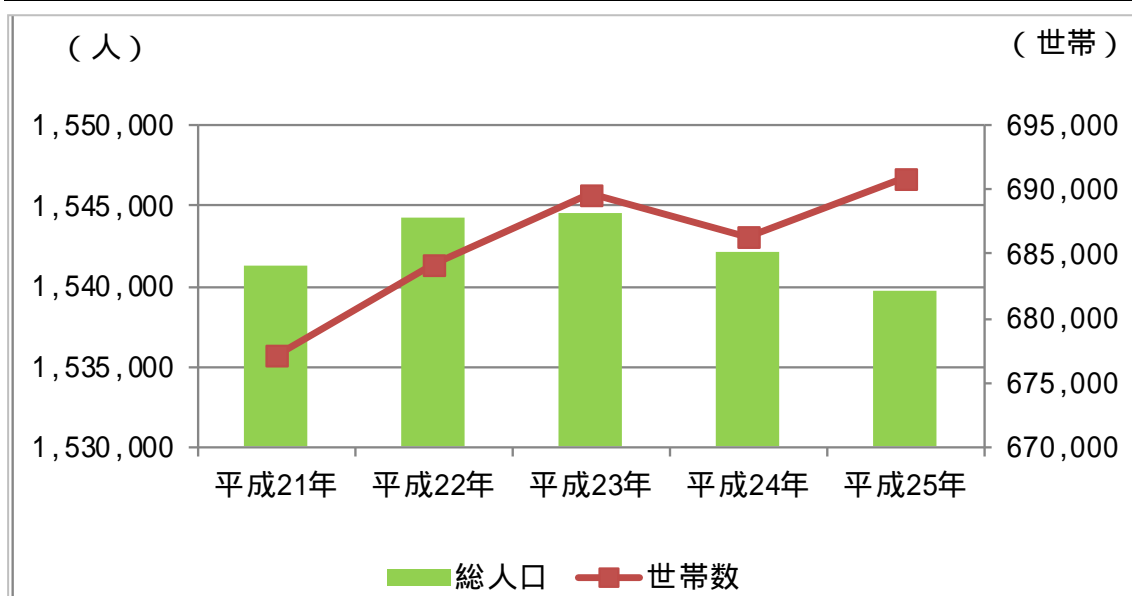
神戸市における子ども・子育て事業の需要量は人口動向に影響を受ける。神戸市の人口動向については、以下のとおりとなっている。

総人口・世帯数の推移

神戸市の総人口及び総世帯数は、平成23年度時点まではともに増加傾向にあったが、平成24年度以降、人口が減少する一方で、世帯数は増加傾向にあるため、一世帯あたり人員数は減少している。

<図表2-4> 神戸市の人口・世帯数の推移表及びグラフ

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口（人）	1,541,214	1,544,200	1,544,496	1,542,128	1,539,751
世帯数（世帯）	677,167	684,183	689,604	686,366	690,863
一世帯あたり人員数（人）	2.28	2.26	2.24	2.25	2.23



（出典：神戸市統計書（各年10月1日時点））

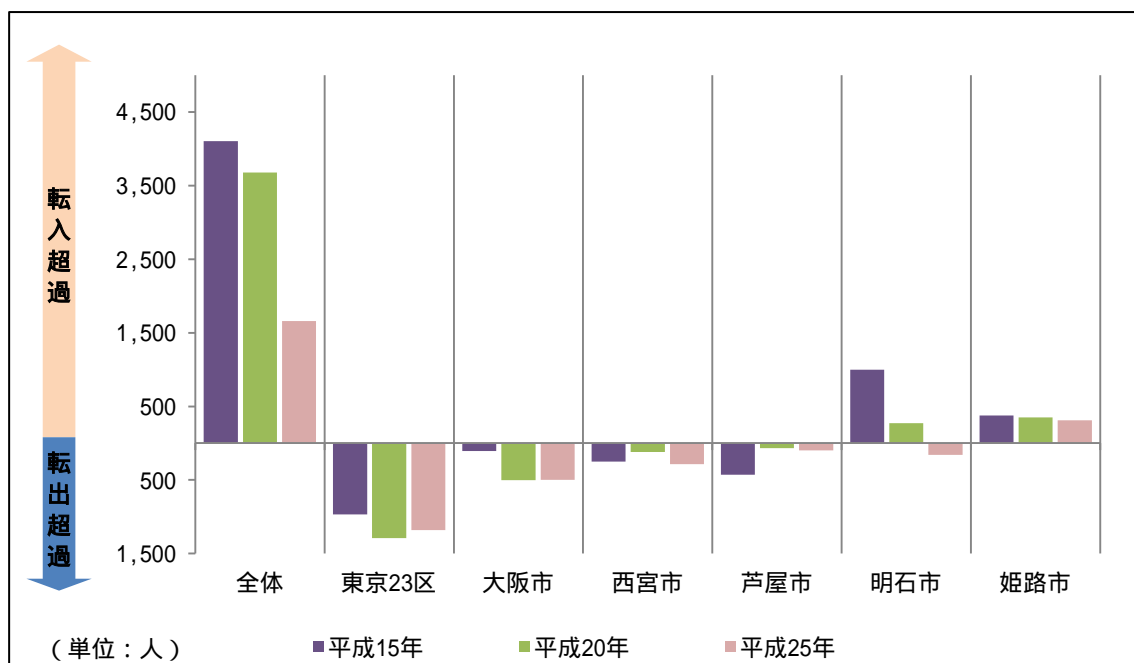
神戸市の人口動向

イ．神戸市全体の転入・転出の状況

都市活力のバロメーターとして、神戸市全体の人口動向をこの10年間の転入・転出の状況で分析すると以下のとおりである。

全体としては転入増加の状況が続いているが、首都である東京23区や近隣都市である大阪市、西宮市、芦屋市、明石市、姫路市で見ると、東京及び阪神間へ転出傾向が続いており、逆に播磨地域からは転入傾向となっているがその数は縮小傾向にある。

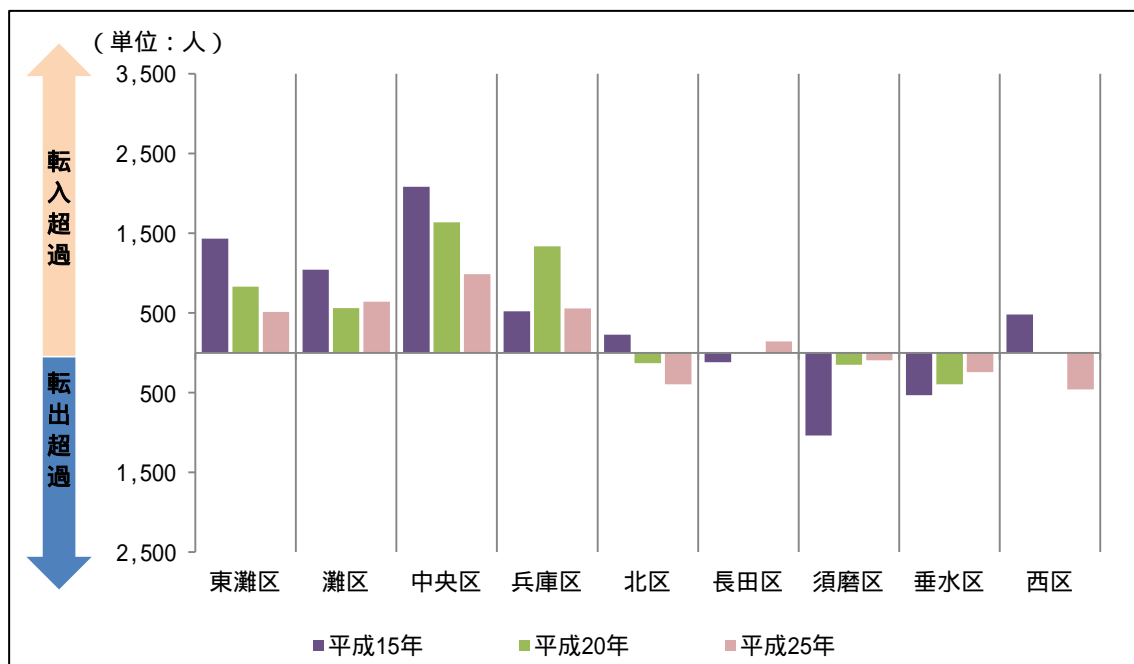
<図表2-5> 各都市との転入・転出の状況



ロ．各区ごとの転入・転出の状況

次に、各区ごとの転入・転出の状況を見ると以下のとおり、地域によって異なっている。東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区の市街地と須磨区、垂水区、北区、西区の郊外に区分すると、阪神・淡路大震災により市街地から郊外への流出が生じたが、復興とともに、市街地に戻ってきている状況がうかがえる。その後も、市街地において住宅供給が増加したこともあり、市街地は増加、郊外は減少の傾向が続いているものの、全体として転入・転出の幅は縮小している。

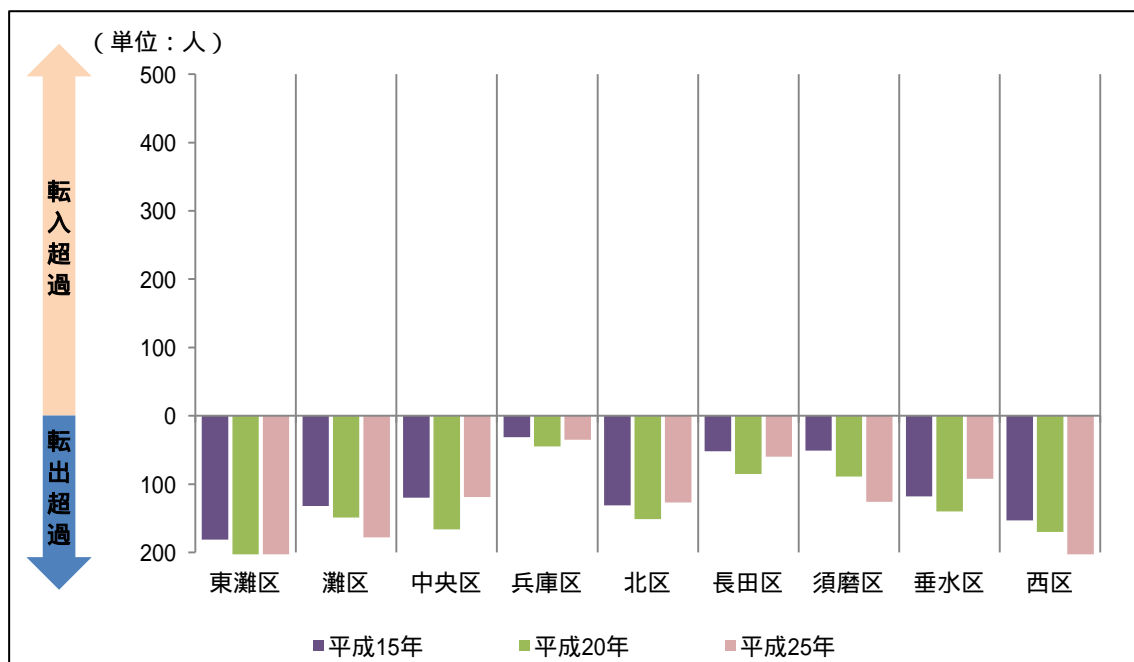
<図表2-6> 各区別の転入・転出の状況



八．各区ごとの近隣都市等との転入・転出の状況

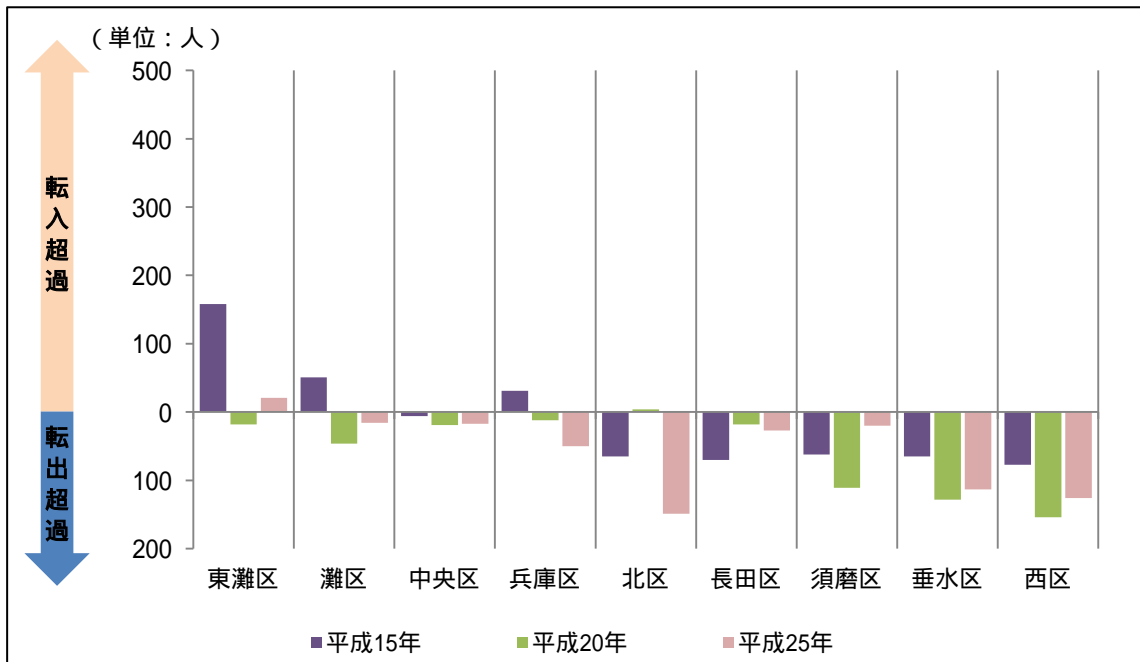
前述のイ.で比較した、各都市との転入・転出の状況を各区ごとに示したものは以下のとおりである。東京23区については、全ての区で転出超過となっており、全国的な東京一極集中の傾向が見られる。

<図表2-7> 各区別の東京23区との転入・転出の状況



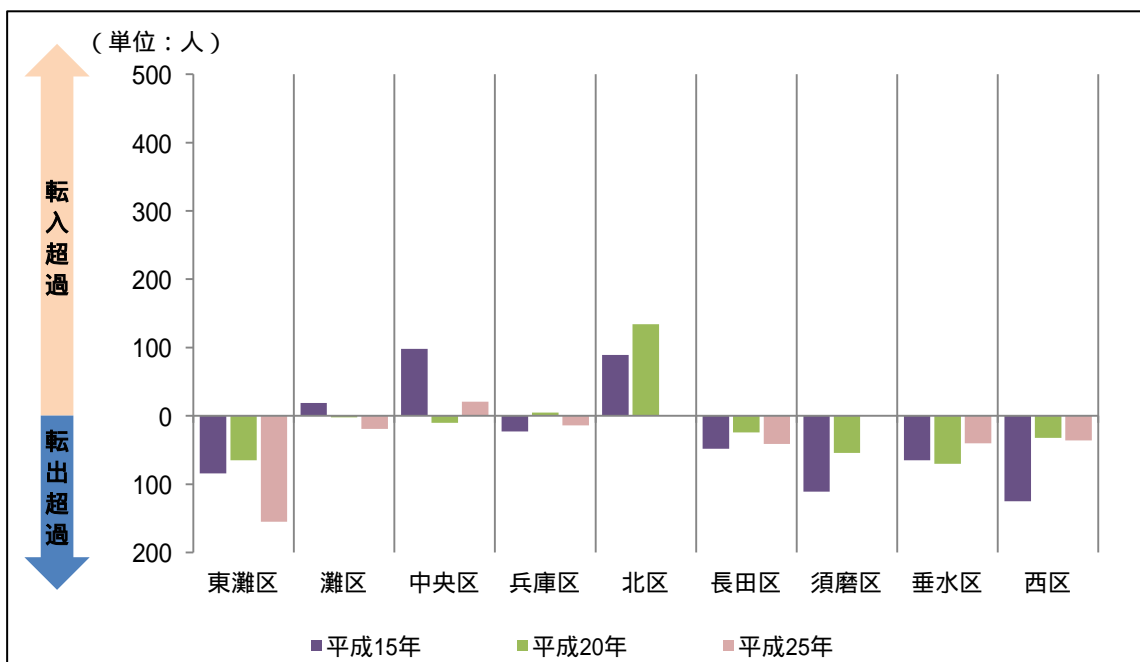
大阪市については平成15年までは市街地の一部において転入超過が見られたものの、平成20年以降はほとんどの区で転出超過に移行している。

<図表2-8> 各区別の大阪市との転入・転出の状況



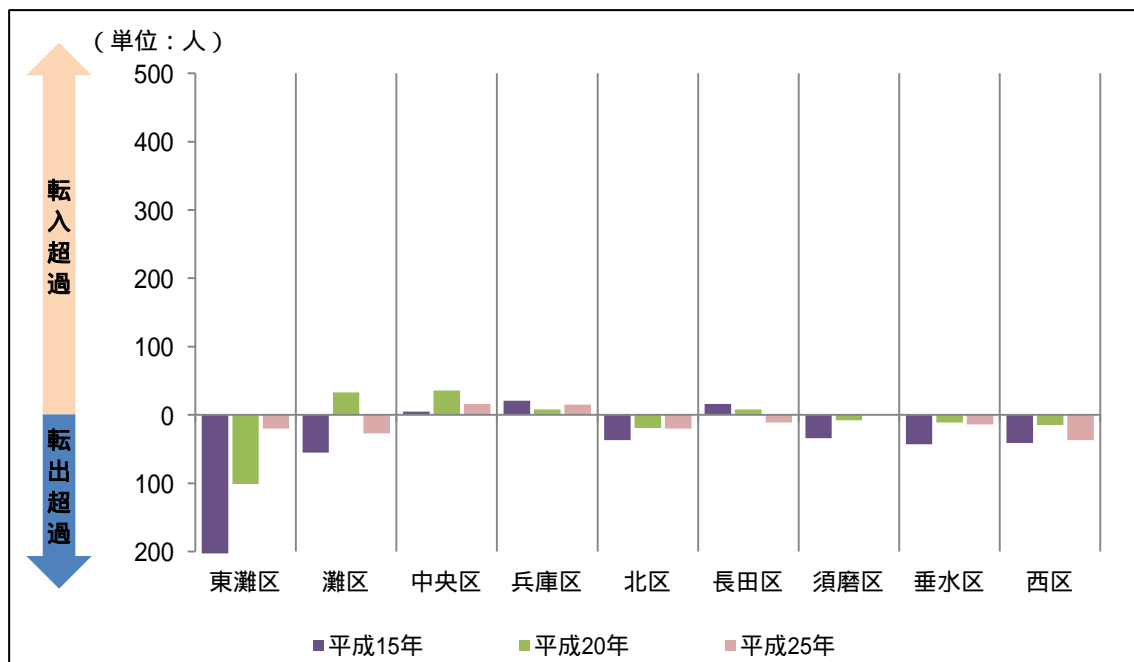
西宮市については、近隣の東灘区からの転出超過が続いており、その傾向は郊外と同じ傾向を示している。

<図表2-9> 各区別の西宮市との転入・転出の状況



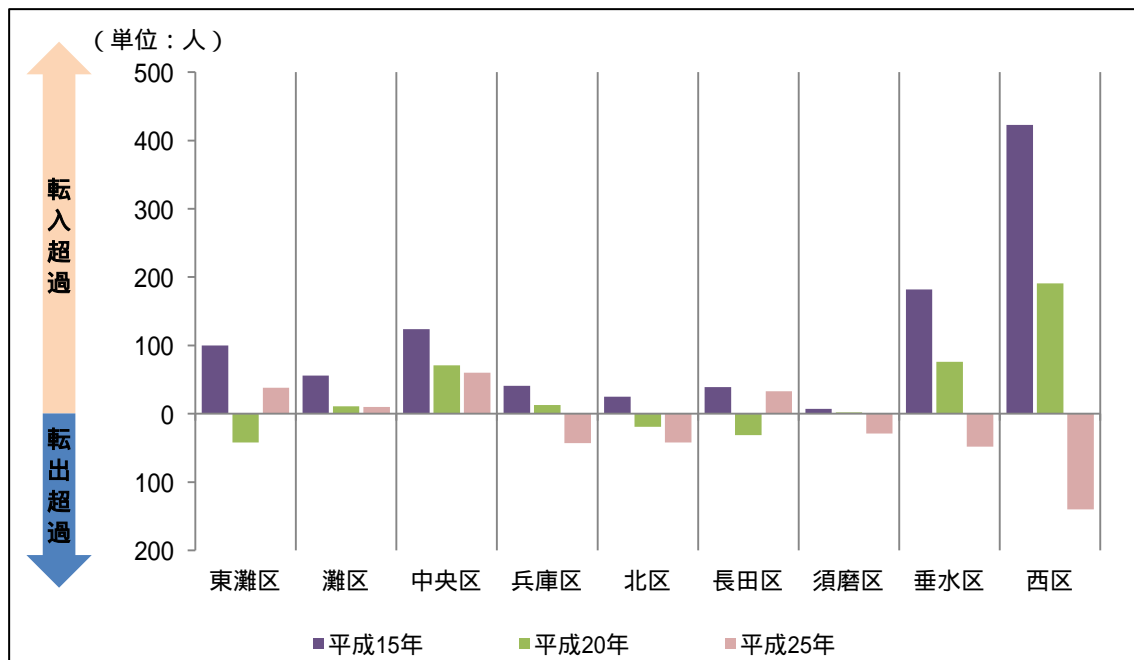
芦屋市については、西宮市と近い傾向があるものの、絶対数では大きな変動は見られない。

<図表2-10> 各区別の芦屋市との転入・転出の状況



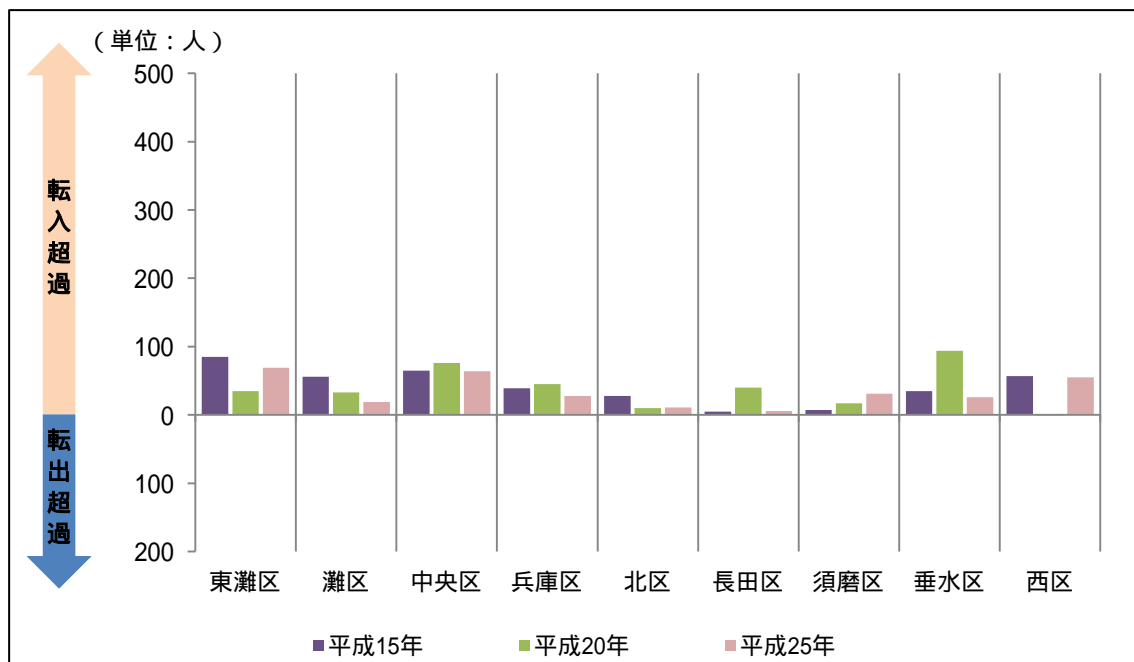
明石市については、市街地では転入超過の傾向にあるものの、近隣の西区、垂水区の転入出が大きく変動しており、さらなる分析が必要となる。

<図表2-11> 各区別の明石市との転入・転出の状況



姫路市については、全体として転入超過傾向にあるが、絶対数は小さい。

<図表2-12> 各区別の姫路市との転入・転出の状況

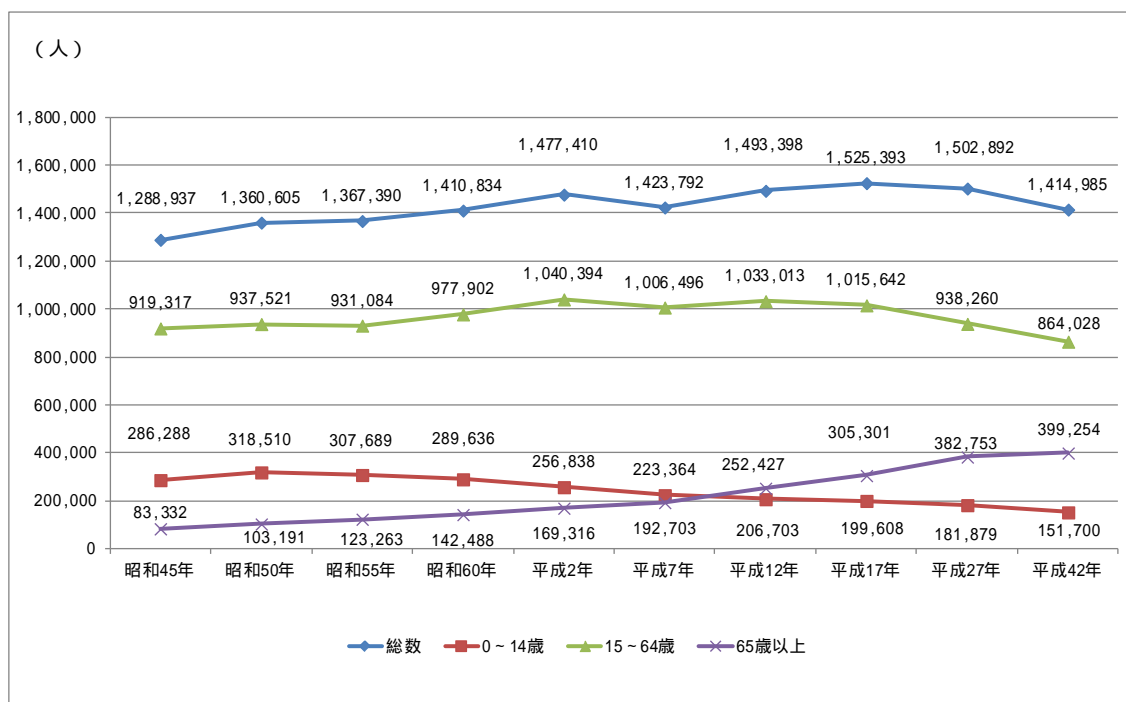


以上のように、都市活力のバロメーターとなる人口動向については、その転入・転出の状況を各区ごとに分析し対応する必要がある。特に20～39才の女性は出生率に大きく影響を与えることから、待機児童や学童保育への施策は近隣他市の動向を注視して進める必要がある。

神戸市の将来人口推計

神戸市が算出している平成42年（2030年）までの将来推計によれば、神戸市の人口総数は平成27年（2015年）の152万人から、141万人まで減少する。また、0歳から14歳の人口についても20万人から15万人に減少し、一方で65歳以上の人口は30万人から40万人まで増加すると推計されており、より一層少子高齢化が進むことが想定されている。

< 図表2-13 > 神戸市の将来人口の推計



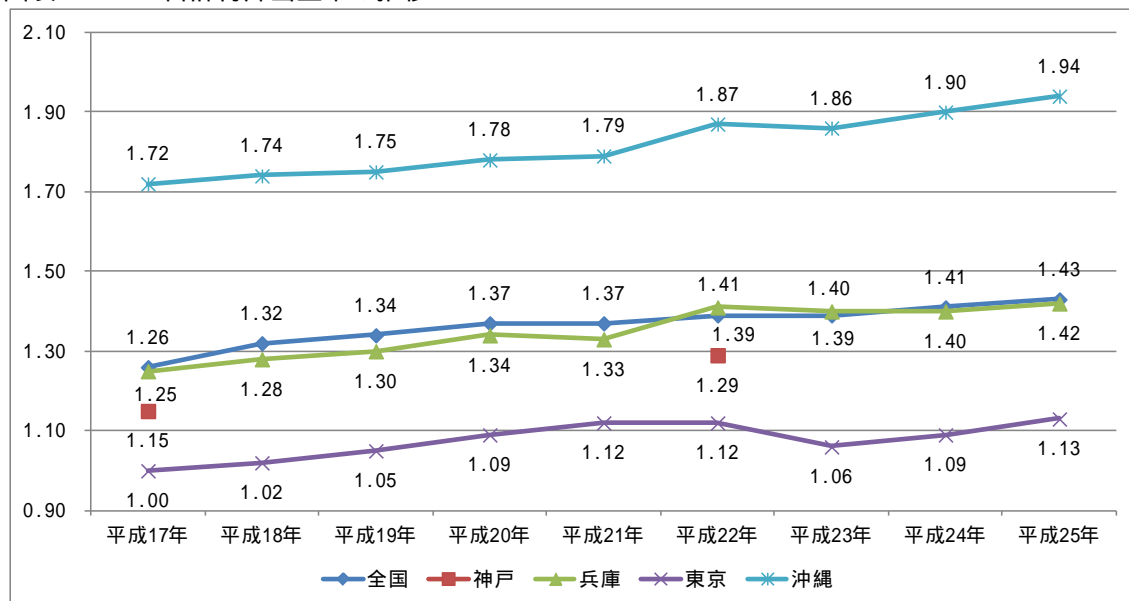
(注)1. 資料：平成17年（2005年）までは総務省統計局 各年国勢調査
 2. 推計方法：平成27年（2015年）以降は国立社会保障・人口問題研究所 神戸市の将来推計人口（平成15年12月推計）
 コーホート要因法。平成12年（2000年）10月1日現在の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率等の仮定値を当てはめて将来人口を計算。

神戸市の合計特殊出生率及び出生数と他都市の比較

イ．合計特殊出生率

平成22年の全国の合計特殊出生率は1.39であるが、47都道府県別の状況をみると、これを上回るのは36県、下回るのは11都道府県である。この中で最も合計特殊出生率が高いのは、沖縄県（1.87）であり、最も低いのは東京都（1.12）である。神戸市の合計特殊出生率は1.29であり、全国（1.39）及び兵庫県（1.41）よりも低くなっている。

< 図表2-14 > 合計特殊出生率の推移

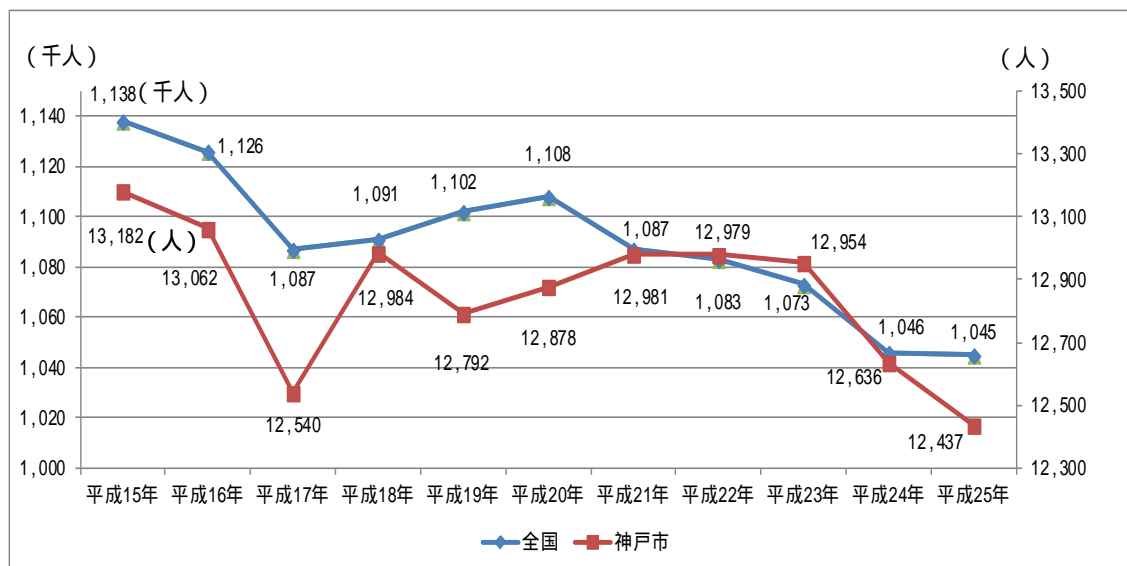


(注) 神戸市の合計特殊出生率は、国勢調査実施年のみ記載しているため点で示されている。

ロ．出生数

神戸市の出生数は平成15年以降減少傾向で推移し、平成17年には1万2,540人まで減少した。平成18年以降は、1万3千人弱の水準で推移している。

< 図表2-15 > 出生数の推移



(2) 各区別の保育施設及び幼稚園の入所状況

各区別の保育施設及び幼稚園の入所状況は以下のとおりである。入所状況を示すにあたっては、充足率という指標を用いているが、充足率は平成26年4月1日現在の入所人数と定員数の割合と定義している。当該指標は100%を超えていれば定員を超えた入所人数を受け入れていることを示している。

充足率については、定員が定められている公立保育所、私立保育所、私立幼稚園、小規模保育施設に限り算出している。

< 図表2-16 > 各区の保育施設及び幼稚園の入所状況（平成26年4月1日時点）

東灘区		定員（人）	入所人数（人）	入所枠残（人）	充足率
認可保育所	公立	1,126	1,071	55	95%
	私立	2,140	2,312	172	108%
認可幼稚園	公立		494		
	私立	3,280	2,718	562	83%
認可外	小規模保育	59	41	18	69%
	一般		198		
	事業所内		25		

灘区		定員（人）	入所人数（人）	入所枠残（人）	充足率
認可保育所	公立	594	659	65	111%
	私立	1,260	1,402	142	111%
認可幼稚園	公立		138		
	私立	2,065	1,921	144	93%
認可外	小規模保育	71	41	30	58%
	一般		107		
	事業所内		37		

中央区		定員（人）	入所人数（人）	入所枠残（人）	充足率
認可保育所	公立	648	669	21	103%
	私立	1,140	1,219	79	107%
認可幼稚園	公立		305		
	私立	795	828	33	104%
認可外	小規模保育	76	48	28	63%
	一般		261		
	事業所内		152		

兵庫区		定員(人)	入所人数(人)	入所枠残(人)	充足率
認可保育所	公立	477	482	5	101%
	私立	930	1,017	87	109%
認可幼稚園	公立		112		
	私立	1,095	593	502	54%
認可外	小規模保育	67	24	43	36%
	一般		37		
	事業所内		10		

北区		定員(人)	入所人数(人)	入所枠残(人)	充足率
認可保育所	公立	589	544	45	92%
	私立	1,920	2,095	175	109%
認可幼稚園	公立		404		
	私立	3,990	3,303	687	83%
認可外	小規模保育	65	39	26	60%
	一般		142		
	事業所内		225		

長田区		定員(人)	入所人数(人)	入所枠残(人)	充足率
認可保育所	公立	1,098	891	207	81%
	私立	1,010	1,018	8	101%
認可幼稚園	公立		38		
	私立	1,515	1,006	509	66%
認可外	小規模保育	19	8	11	42%
	一般		65		
	事業所内		12		

須磨区		定員(人)	入所人数(人)	入所枠残(人)	充足率
認可保育所	公立	648	615	33	95%
	私立	1,490	1,498	8	101%
認可幼稚園	公立		174		
	私立	3,255	2,702	553	83%
認可外	小規模保育	-	-	-	
	一般		133		
	事業所内		82		

垂水区		定員(人)	入所人数(人)	入所枠残(人)	充足率
認可保育所	公立	592	604	12	102%
	私立	2,070	2,189	119	106%
認可幼稚園	公立		371		
	私立	4,615	3,296	1,319	71%
認可外	小規模保育	190	58	132	31%
	一般		125		
	事業所内		77		

西区		定員(人)	入所人数(人)	入所枠残(人)	充足率
認可保育所	公立	282	282	-	100%
	私立	3,359	3,644	285	108%
認可幼稚園	公立		613		
	私立	3,025	2,858	167	94%
認可外	小規模保育	57	26	31	46%
	一般		285		
	事業所内		140		

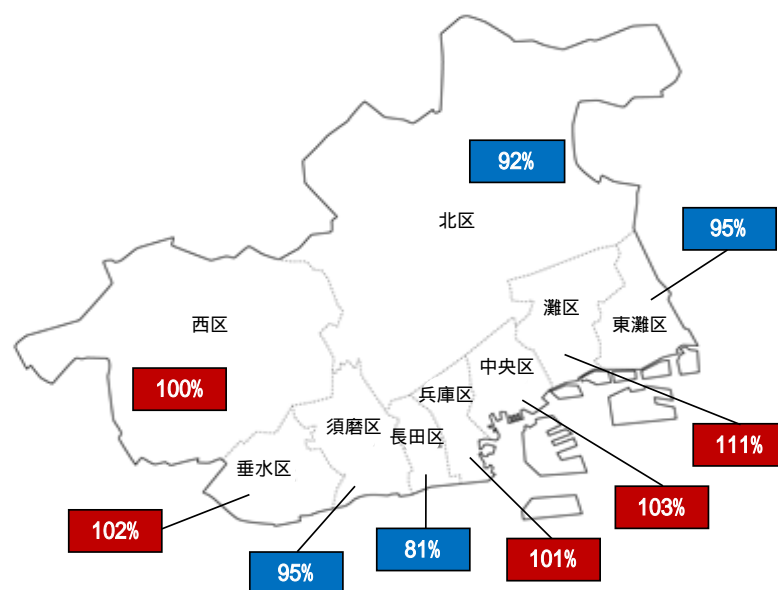
- (注)1. 公立幼稚園の入所人数は平成26年5月1日時点のデータである。
2. 公立幼稚園、認可外一般及び認可外事業所内には定員が設定されていない。
3. 充足率は入所人数を定員で除して求めている。

公立保育所、私立保育所、私立幼稚園、小規模保育施設それぞれにおける各区別の充足率の状況は以下のとおりである。

公立保育所の充足率の状況

東灘区、長田区、須磨区及び北区の充足率は100%を下回っており、若干の入所枠が存在している状況である。

<図表2-17> 公立保育所の充足率

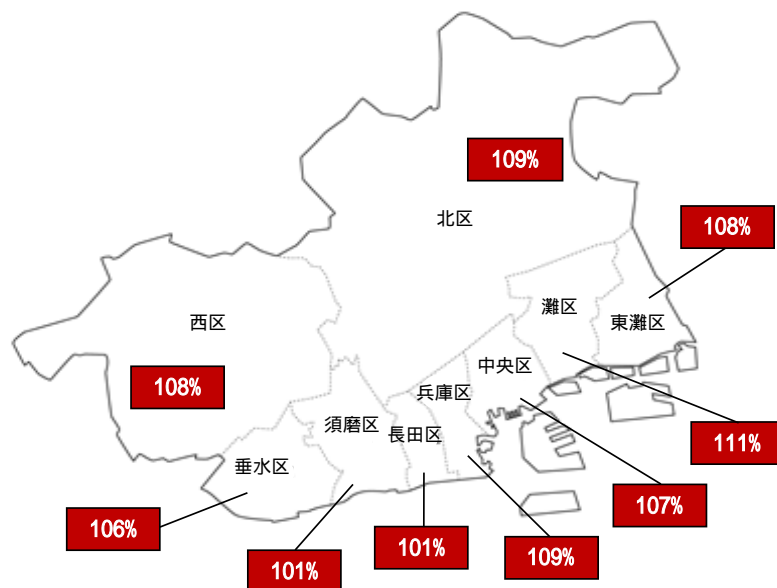


(注) 充足率が100%以上の区は赤、100%未満の区は青で示している。(以下同様)

私立保育所の充足率

全区で充足率は100%を上回っており、入所枠がひっ迫している状況である。

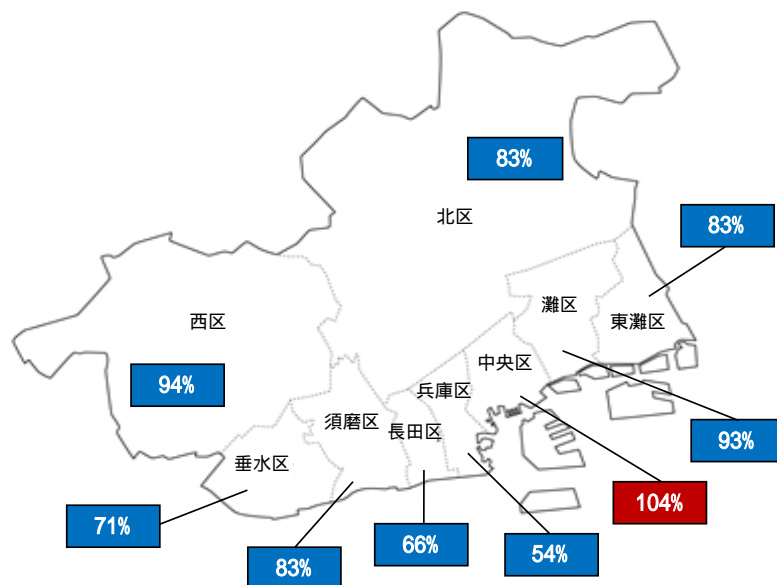
< 図表2-18 > 私立保育所の充足率



私立幼稚園の充足率

充足率が100%を上回っているのは中央区のみであり、ほぼ全域に入所枠が存在している状況である。

< 図表2-19 > 私立幼稚園の充足率

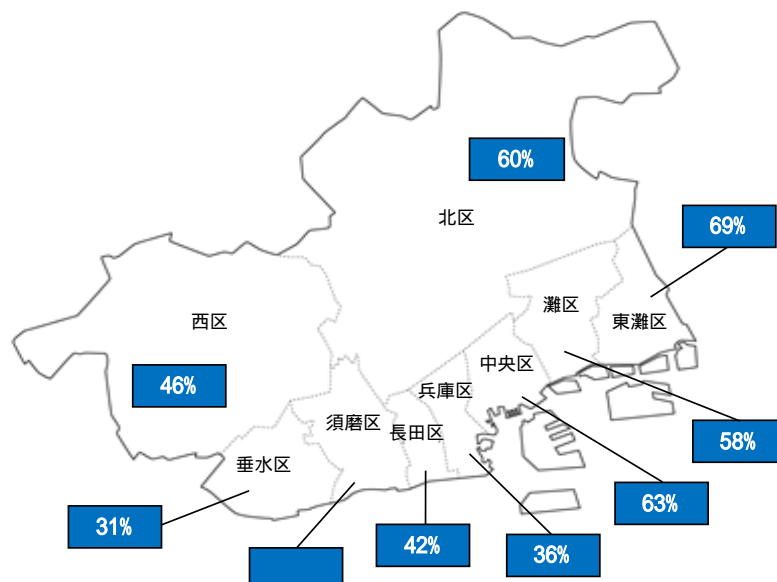


(注) 一部の私立幼稚園については、認可定員と現行基準による施設受入可能人数にかい離がある。

小規模保育施設の充足率

平成26年4月1日時点で、全区において、充足率は100%を大きく下回っており、全域に入所枠が存在している状況である。なお、12月1日時点での充足率は神戸市全体で約85%となっている。

<図表2-20> 小規模保育施設の充足率



(注) 須磨区は小規模保育施設がなく、定員が0となっている。

(3) 神戸市の子どもの人数の推移と公立学校園の関係

神戸市では、平成24年度から平成26年度にかけて、0歳から5歳までの就学前の子どもの数が減少傾向にある。

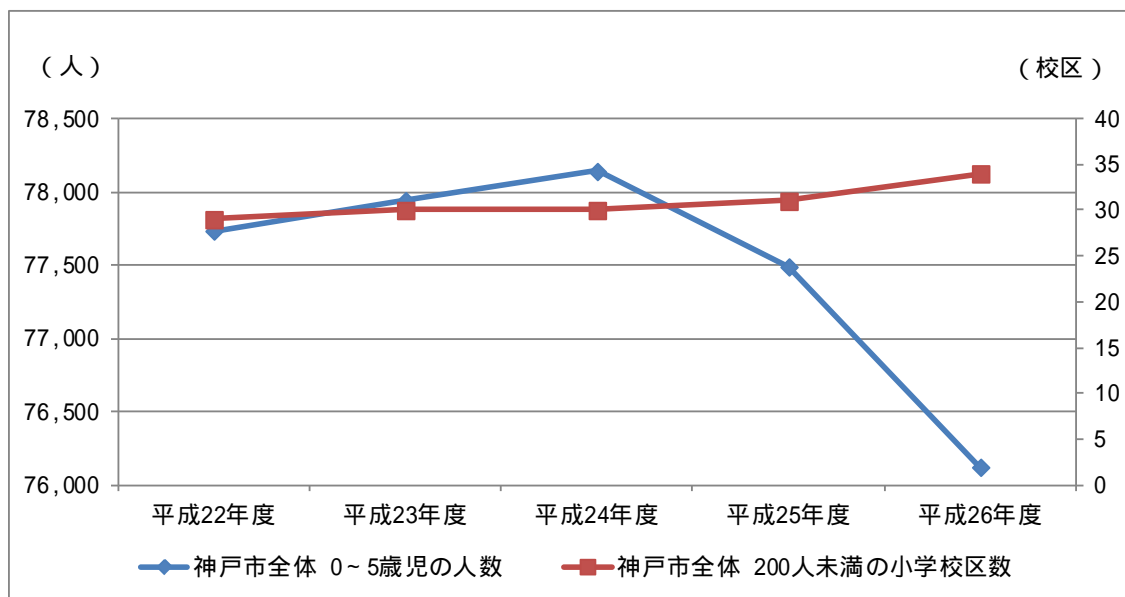
その結果、幼稚園の充足率（入所人数 / 定員）は全区で100%を下回っている状況である（図表2-19参照）。

また、小学校区別の子どもの数が200人未満(注)となる校区は緩やかに増加しているが、平成22年から平成26年にかけて増加しているのは、長田区の3校区及び須磨区の2校区であり、区によって少子化の流れが異なっている。この推移から見て、グループ学習やクラス替え等教育の質を確保する観点から適正規模とされる1小学校12～18学級を下回る学校が増えることが予想される。

現在、国においては、少子化の状況においても良質な教育環境を確保する上での必要な子どもの数や学級数を確保できない学校園が増えていることに対応すべく、学校園の再編等による規模拡大を積極的に後押しする統廃合指針が定められており、神戸市においても、人口推計上は減少を想定していることから、適正規模を下回る学級数となっている学校園につい

て、適正規模化の検討対象となる可能性がある状況となっている。

< 図表2-21 > 神戸市における0～5歳児人数の推移及び200人未満の小学校区数の推移



(注) 200人を6学年で除算すると33人となるため、簡便的に200人を下回る小学校区では1学年あたりの学級数は1学級以下となると想定し、ここでは200人未満を基準に小学校区を分類している。

< 図表2-22 > 区別0～5歳児人数の推移及び200人未満の小学校区数の推移

(単位：人、校区)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東灘区	0～5歳児の人数	11,686	11,746	11,663	11,647	11,564
	200人未満の小学校区数	-	-	-	-	-
灘区	0～5歳児の人数	6,195	6,386	6,582	6,548	6,583
	200人未満の小学校区数	1	1	1	1	1
中央区	0～5歳児の人数	6,504	6,485	6,599	6,616	6,581
	200人未満の小学校区数	-	-	-	-	-
兵庫区	0～5歳児の人数	4,281	4,284	4,241	4,253	4,125
	200人未満の小学校区数	3	3	3	3	3
北区	0～5歳児の人数	11,825	11,867	11,799	11,518	11,145
	200人未満の小学校区数	11	11	11	11	11
長田区	0～5歳児の人数	3,952	3,937	3,830	3,642	3,590
	200人未満の小学校区数	2	2	2	3	5
須磨区	0～5歳児の人数	8,151	8,203	8,195	8,027	8,064
	200人未満の小学校区数	1	2	2	2	3
垂水区	0～5歳児の人数	11,269	11,299	11,557	11,721	11,789
	200人未満の小学校区数	3	3	3	3	3
西区	0～5歳児の人数	13,872	13,735	13,675	13,518	12,682
	200人未満の小学校区数	8	8	8	8	8
合計	0～5歳児の人数	77,735	77,942	78,141	77,490	76,123
	200人未満の小学校区数	29	30	30	31	34

(4) 神戸市の待機児童の推移

前述のとおり神戸市では、平成22年度から平成26年度にかけて、0歳から5歳までの就学前の子どもの数が減少傾向にあり、学校園においては規模の適正化という課題が生じつつあるが、一方で、少子化の傾向があるにもかかわらず、保育ニーズの高まりから待機児童が発生しており、その解消が喫緊の課題として認識されている。

以下では、神戸市における待機児童と各施設の現況について記載する。

神戸市の保育所入所待機児童の定義

厚生労働省によれば、平成26年4月1日の全国の待機児童数は2万1,371人である。子どもを保育所に預けられないために働くことを諦める母親が多く、女性の社会進出を妨げる要因とされる。

保育所入所待機児童とは、調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものをいう。

神戸市における待機児童数算定の留意点は以下のイからトの7点である。(国基準どおり)

- イ．保護者が求職中の場合は一般に入所要件を満たすと考えられるが、求職活動も様々な形態が考えられるため、求職活動の状況把握に努め適切に対応する。
- ロ．広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントする。
- ハ．付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外で適切な保育を行うために実施している、～については、本調査の待機児童数には含めない。

国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童

地方公共団体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童

国または地方公共団体によりその運営に要する費用について補助を受けている認定こども園のうち、幼稚園型または地方裁量型の保育所機能部分で保育されている児童（の地方公共団体における単独保育施策分を除く）

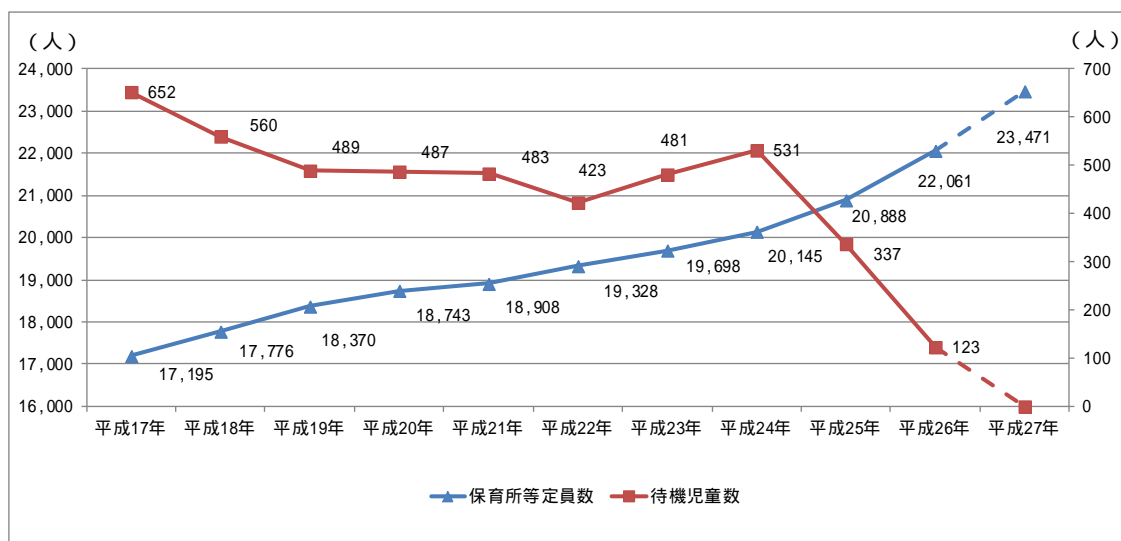
- ニ．いわゆる「入所保留」（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認し、希望がなくなった場合には除外することができる。

- ホ．保育所に現在入所しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含まない。
- ヘ．産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような、入所予約（入所希望日が調査日より後のもの）の場合には調査日時点においては、待機児童数には含まない。
- ト．他に入所可能な保育所がある（保育所における特定保育事業含む）にもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童に含まない。他に入所可能な保育所とは、希望の保育所と開所時間に差異がない等開所時間が保護者の需要に corres している場合や、立地条件からして通常の交通手段により自宅から20～30分未満で登園できる等登園が通常可能な保育所のことである。

神戸市の待機児童の推移

神戸市における保育所及び小規模保育事業定員と待機児童数の推移は以下のとおりである。

< 図表2-23 > 保育所及び小規模保育事業定員と待機児童数の推移



(注) 平成27年の数値は予定数である。

平成26年4月1日において、過去最大となる合計1,173人分の整備を行った結果、保育所入所待機児童数は昨年度の337人に比べ214人減少し、過去最少の123人となった。

なお、直近の2か年について、待機児童数の算定過程については、以下のとおりである。

< 図表2-24 > 待機児童数の内訳

(単位：人)

		平成25年度	平成26年度
就学前児童数(各年5月1日時点)		77,593	76,752
保育所入所申込者数(A)		23,203	23,612
保育所入所児童数(B)		21,434	22,211
保育所申込残(C)=(A)-(B)		1,769	1,401
入所希望月先・転園希望など(D)		599	519
集計日に入所希望で、入所できていない児童数(E)=(C)-(D)		1,170	882
内訳	小規模保育事業等の利用児童数(F)	70	268
	特定の保育所のみを希望されている方(G)	414	293
	集計日に育休を取得されている方(H)	84	61
	保育所に入所できたら求職活動を開始される方など(I) (注)	265	137
	待機児童数(E)-(F)-(G)-(H)-(I)	337	123

(注)主にインターネット等を利用し、在宅での求職活動を行う者を含む。

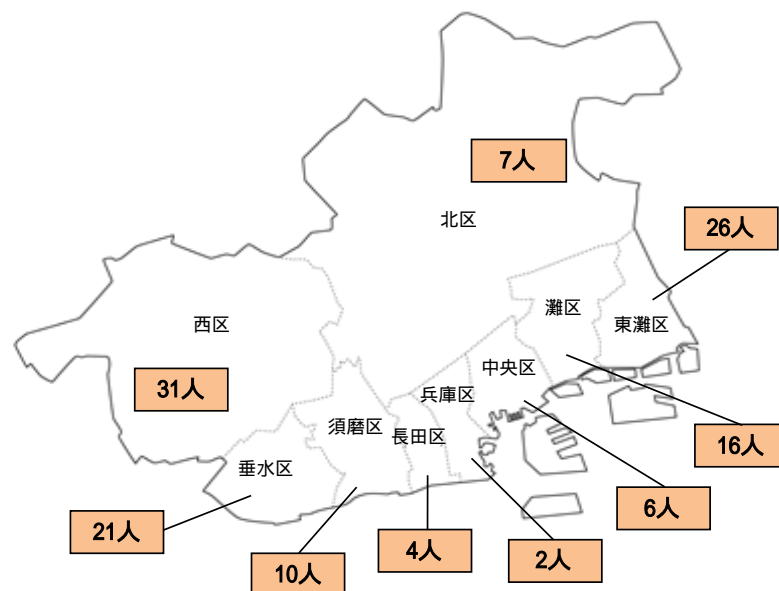
神戸市の待機児童対策として平成26年度は、平成27年度4月1日までに待機児童0人を目指し、さらに待機児童以外に、保育所申込者数から予測した潜在的な需要に対応すべく、約1,400人の整備(保育所の創設、増改築等、小規模保育事業、認定こども園、事業所内保育事業の整備)を実施している。

区別の待機児童の現状

平成26年4月1日における待機児童の各区別の内訳は以下のとおりである。

待機児童数については、西区・東灘区・垂水区が20人を超えており、他区と比較すると待機児童数が多い傾向にある。

< 図表2-25 > 各区の待機児童数（平成26年4月1日時点）



区別の待機児童数・待機児童減少数・定員ベースでの施設整備状況の推移

平成24年度から平成26年度の各区別の待機児童数及び減少数、並びに神戸市における施設の整備によって確保された定員数の推移は以下のとおりである。

平成24年度から平成26年度にかけて2,534人分の施設整備を実施した結果、待機児童数は531人から123人まで減少している。

< 図表2-26 > 各区の待機児童数・待機児童解消数・定員ベースでの施設整備状況の推移
(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東灘区	27	22	26
灘区	57	27	16
中央区	73	42	6
兵庫区	17	25	2
北区	76	37	7
長田区	12	12	4
須磨区	85	50	10
垂水区	123	84	21
西区	61	38	31
全市	531	337	123
待機児童減少数	50	194	214
整備実績	447	914	1,173

(注) 待機児童減少数は前年の待機児童数との差し引きで算定している。

待機児童数の他の政令指定都市との比較

政令指定都市における過去3年間の待機児童数の推移は以下のとおりである。

< 図表2-27 > 政令指定都市における待機児童数の推移

(単位：人)

平成24年度	待機児童数	平成25年度	待機児童数	平成26年度	待機児童数
1 名古屋市	1,032	1 福岡市	695	1 仙台市	570
2 札幌市	929	2 仙台市	533	2 広島市	447
3 福岡市	893	3 川崎市	438	3 札幌市	323
4 大阪市	664	4 札幌市	398	4 熊本市	319
5 川崎市	615	5 広島市	372	5 浜松市	315
6 神戸市	531	6 神戸市	337	6 大阪市	224
7 堺市	457	7 大阪市	287	7 静岡市	156
8 仙台市	410	8 名古屋市	280	8 さいたま市	128
9 広島市	335	9 浜松市	269	9 神戸市	123
10 相模原市	244	10 熊本市	180	10 相模原市	93
11 横浜市	179	11 静岡市	153	11 川崎市	62
12 浜松市	166	12 相模原市	132	12 堺市	23
13 静岡市	155	13 さいたま市	117	13 横浜市	20
14 さいたま市	126	14 京都市	94	14 新潟市	-
15 千葉市	123	15 堺市	62	14 千葉市	-
16 京都市	122	16 千葉市	32	14 京都市	-
17 熊本市	119	17 新潟市	-	14 名古屋市	-
18 新潟市	-	17 横浜市	-	14 岡山市	-
18 岡山市	-	17 岡山市	-	14 北九州市	-
18 北九州市	-	17 北九州市	-	14 福岡市	-
政令指定都市計	7,100	政令指定都市計	4,379	政令指定都市計	2,803

(出典：厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」)

待機児童に対する問題意識の高まりから、全国的に待機児童数は減少傾向にある。前述のとおり、神戸市では、平成24年度から平成26年度にかけて、待機児童対策を講じたことから、待機児童数における他の政令指定都市との比較で下位に推移している。

子ども・子育て支援新制度以降の需要予測

需要予測について、神戸市では平成27年度からの新制度の実施に向け、幼児教育・保育・地域の子育て支援の量の見込み設定に必要な今後の利用希望や整備する事業・施策の量等を把握するために、平成25年度に子どもの保護者を対象としてニーズ調査を実施し、国から示される計画策定指針に基づき、「幼児教育・保育」や「地域の子育て支援」等の事業量の見込みや実施時期、確保方策等を盛り込んだ「神戸市子ども・子育て支援事業計画」を策定中である（平成27年3月確定予定）。

(5) 神戸市の財政状況

一般会計において平成25年度の神戸市の市税収入予算は、法人税率の引き下げや企業収益の減少により法人市民税が減収となる一方で、家屋等の新增築に伴い固定資産税・都市計画税が増収する等から、平成24年度予算と比較し、若干の増加が見込まれている。

また、地方財政対策において地方公務員給与削減等があるものの、地方一般財源の総額が確保されたことから、神戸市が自由に使える財源の総額は7,101億円の前年度とほぼ同程度が確保されている。

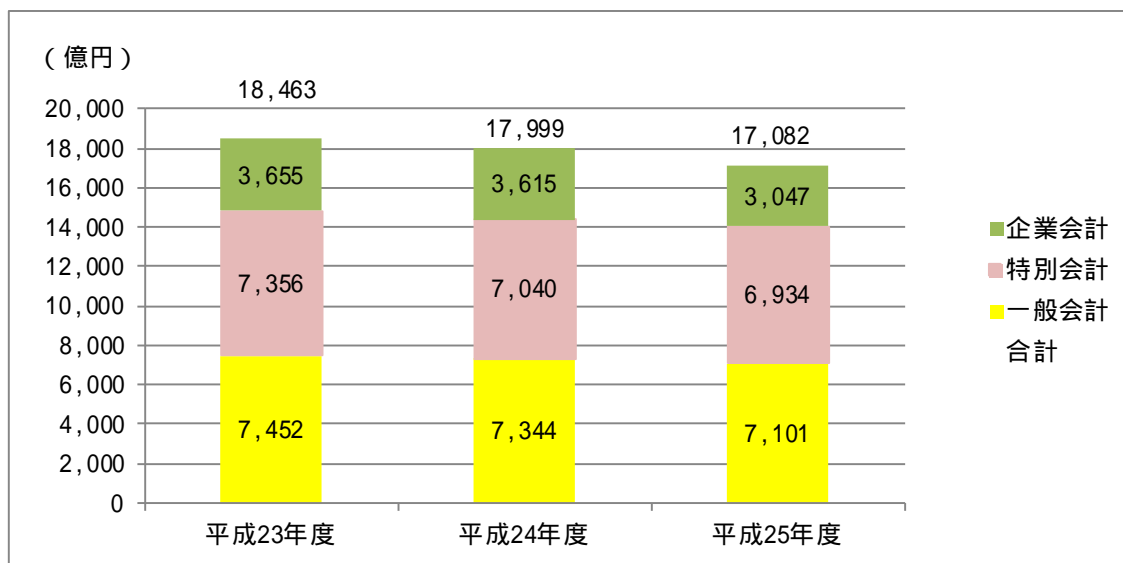
一方歳出について「神戸2015ビジョン」の推進及び市民の暮らしに身近な投資を大幅に拡充したことから、投資的経費や物件費が増加した。しかし、新神戸トンネルの移管に伴う経費ならびに職員総定数や市債残高削減による人件費・公債費が減少したこと等から、予算規模は7,101億円（対前年度 243億円）となった。

特別会計の予算規模は、少子・超高齢化の進行に伴い、介護保険事業費や後期高齢者医療事業費が増加したものの、公債費が減少したこと等から6,934億円（対前年度 106億円）となっている。

公営企業会計の予算規模は、港湾事業会計や新都市整備事業会計の外郭団体見直しに係る経費や企業債償還が減少したこと等から3,047億円（対前年度 568億円）となっている。

この結果、全会計の予算規模は1兆7,082億円（対前年度 917億円）となっている。

< 図表2-28 > 神戸市の歳入歳出予算規模の推移



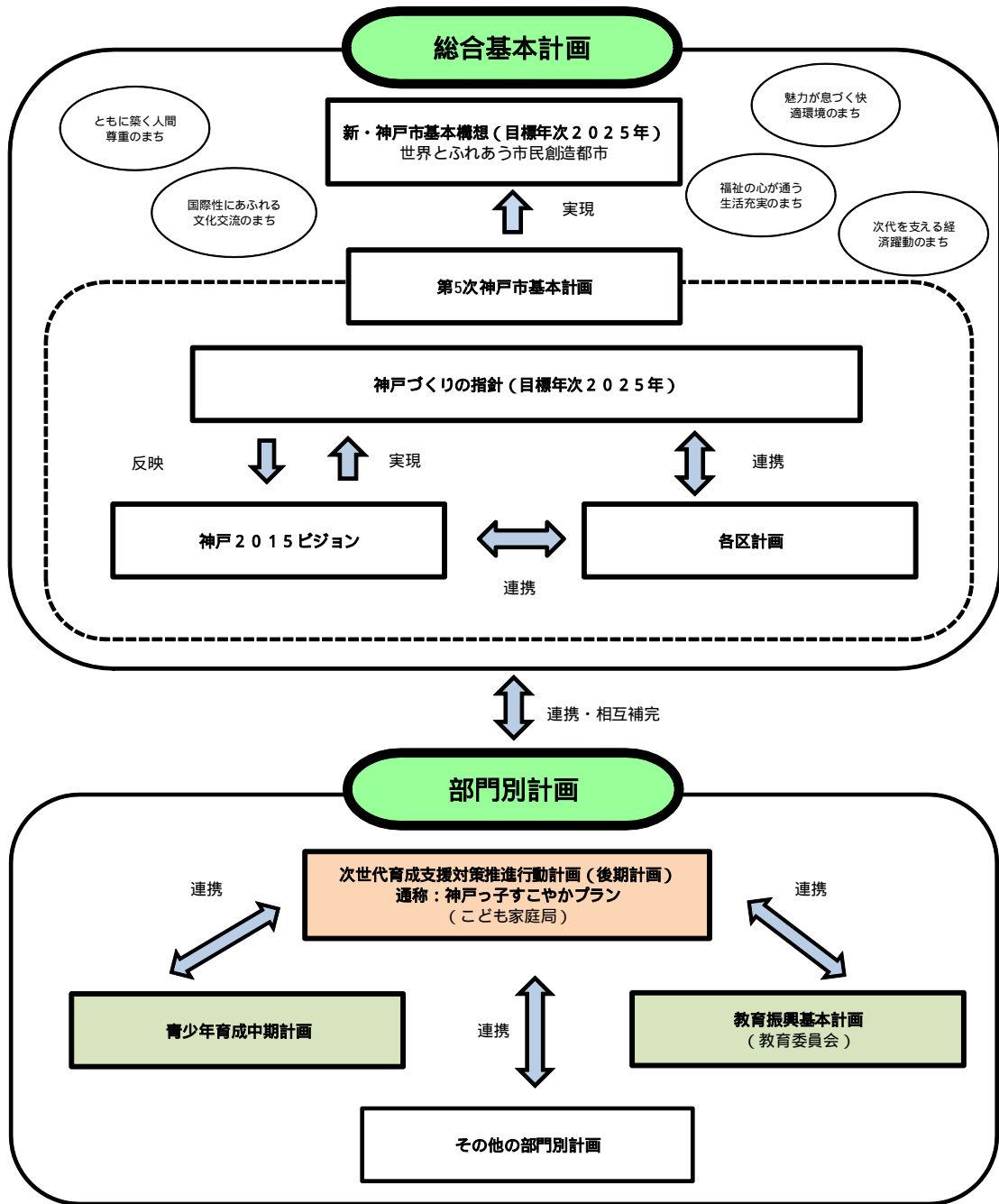
- ・ 一般会計 福祉、教育、道路・公園の整備等、市の基本的な事業を行う会計をいう。主に市税や地方交付税等によって賄われる。
- ・ 特別会計 特定の事業を特定の歳入により実施する会計の総称である。一般会計から切り離して整理することで、個々の事業の収支や運営実績が明確になる。国民健康保険事業や介護保険事業費、市営住宅事業費等、神戸市では15の特別会計がある。
- ・ 企業会計 地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する地方公営企業の会計の総称で、主に利用者が支払う料金収入で事業を行っている。自動車事業や上下水道事業等、神戸市では7の企業会計がある。

3. 神戸市における子育て支援事業の概要

(1) 子育て支援事業の市政上の位置づけ

子育て支援事業の中心的な計画は、次世代育成支援対策推進行動計画（以下、「神戸っ子すこやかプラン」とする。）であるが、当該計画について、市政上の位置づけを図示すると以下のとおりである。

< 図表2-29 > 神戸市政における計画概念図



(2) 第5次神戸市基本計画

第5次神戸市基本計画の構成

第5次神戸市基本計画は、「神戸づくりの指針」、「神戸2015ビジョン」、「各区計画」の3つの計画で構成されており、これらの計画が相互に連携しながら一体的に取り組み、また各施策の分野ごとの計画である「部門別計画」と相互に連携補完されることによって、「新・神戸市基本構想」に描かれた都市像の実現をめざす、平成37年（2025年）を目標年次としたまちづくりの基本的な考え方を示す計画である。

3つの計画の内容

イ．「神戸づくりの指針」

市の最高理念である「新・神戸市基本構想」の目標年次である平成37年（2025年）に向けた、長期的な神戸づくりの方向性を示す指針であり、変化する社会情勢のもとにおいても行動基準となるものである。この指針は、行政が主体となって策定した「行政計画」ではなく、民・学・産と行政が神戸の将来のまちづくりを進める際に、目的意識を共有して取り組むための「協働と参画の計画」と位置づけられる。

ロ．「神戸2015ビジョン」

神戸づくりを戦略的に進めていくため、平成27年度（2015年度）を目標年次とする5年間の実行計画の役割を担うのが「神戸2015ビジョン」である。この計画は、「選択と集中」の観点による計画の重点化を図るとともに、計画を立て（Plan）実行し（Do）、その評価に基づいて（Check）改善を行う（Action）工程を継続的に実行していく「PDCAサイクル」の視点で推進される。

ハ．「各区計画」

各区の個性や特性を活かし、生活に密着した分野を中心に区民と目標を共有し協働で取り組むための計画として、各区の区民まちづくり会議(注)が中心となって策定するものである。

(注) 区のまちづくりにおいて区民が自ら話しあうとともに、区民の創意や活力を活かした各種の実践活動を進め、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを地域から先導する場として、平成6年に各区に設置された会議である。

(3) 部門別計画

部門別計画の内容

「神戸づくりの指針」、「神戸2015ビジョン」、「各区計画」の3つの上位計画で示された基本的方向性を受け、総合的かつ具体的な子育て行政を行うべく、部門計画が策定されている。

子育て支援事業に係る部門別計画は、「神戸っ子すこやかプラン」を中心とし、「青少年育成中期計画」、「教育振興基本計画」、「その他の部門別計画」の4つの計画により構成され、それぞれの計画において取り組む施策を対象年齢や理念に基づいて分担し、密接な連携と相互の整合性を図りながら計画を推進している。

<図表2-30> 各部門別計画の概要

(対象年齢)	0歳	4歳	6歳	12歳	18歳	29歳
青少年育成中期計画 (神戸市青少年育成推進本部)	健全育成・非行防止			就業支援・自立支援(40歳未満の者)		
	児童福祉 子育て支援 (子育て・親育ち含む)					
教育振興基本計画 (教育委員会)	学校園教育 健康教育			生涯学習・スポーツ振興		

対象は0歳から概ね30歳未満の子ども・若者だが、主として6歳から18歳までの青少年に対する施策を展開する。

 監査対象

イ．青少年育成中期計画

青少年育成中期計画は、青少年の健全育成と青少年問題の解決を目的とし、総合的な青少年行政を展開するための計画である。

ロ．神戸っ子すこやかプラン

神戸っ子すこやかプランは仕事と子育ての両立支援に加え、全ての子育て家庭への支援や子どもの自立等を進めることを目的とする計画である。

神戸っ子すこやかプランに基づく施策展開を図示すると次頁のとおりである。

ハ．教育振興基本計画

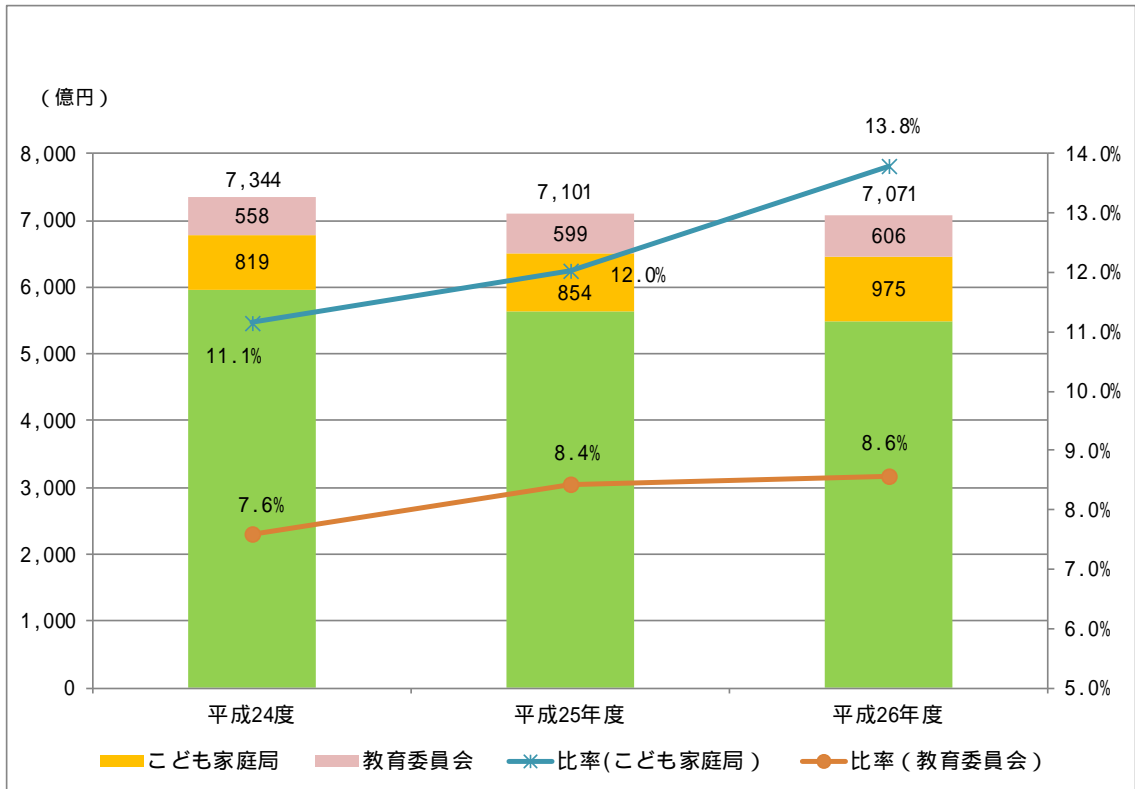
教育振興基本計画は学校教育に加え、生涯学習の振興を目的とする計画である。

< 図表2-31 > 神戸市次世代育成支援対策推進行動計画の体系図



(4) 神戸市の子育て支援事業に係る支出の状況

< 図表2-32 > 一般会計に占める子育て支援に係る歳出予算額の推移



以上のとおり、神戸市の一般会計の規模は緩やかに縮小傾向にあるが、子育て支援に係る歳出は増加傾向にある。

(5) 神戸市における子育て支援事業の概要

子育て事業一覧

今回の包括外部監査の対象とした事業は以下のとおりである。

< 図表2-33 > 子育て事業一覧

(単位：千円)

	事項	平成26年度 予算額	予 算 額 の 特 定 財 源						
			国庫 支出金	県支出金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	一般財源	
こども 育成費	子育てリフレッシュステイ	53,464	22,569	22,569				8,326	
	神戸市総合療育センター	200,164			99,666		14,752	85,746	
	公立保育所運営費	885,668			1,439		4,910,492	4,026,263	
	公立保育所民間移管費	17,500			2,040	15,216		244	
	病児・病後児保育	208,388	59,414					148,974	
	すこやか保育(障がい児保育)	788,372						788,372	
	特例保育	1,039,644	240,634					799,010	
	赤ちゃんホーム・家庭託児所	114,755						114,755	
	一時保育	381,592	70,293	28,723			39,044	243,532	
	休日保育	3,048	1,016					2,032	
	延長保育	611,372	113,458				41,698	456,216	
	小規模保育事業	993,663	321,979	170,473				501,211	
	年末保育	182					333	151	
	こども 青少年 費	青少年会館の運営	56,255			5,037	241	322	50,655
		青少年の居場所づくりの推進	5,419						5,419
		児童館運営(市社協等)	1,524,243	65,520	65,520		3,005		1,390,198
		民間児童館助成	840						840
		子ども会活動助成	11,478						11,478
		学童保育(助成)	145,406	53,973					91,433
		学童保育(委託)	1,037,305	251,981				357,030	428,294
		総合児童センター	187,720			361		5,346	182,013
		大学連携(つどいの広場事業)	27,322	9,107	9,107				9,108
		地域子育て支援センター	29,982	64,320	64,320			400	99,058
		ファミリー・サポート・センター	13,076	4,358	4,358				4,360
		青少年施設の改修	9,166						9,166
		神戸っ子応援団事業	58,062	5,068				5,065	47,929
		学童保育コーナー設置	74,451	9,834					64,617
		放課後子供教室事業	182,116	60,430					121,686
	こうべユース&キッズウィーク	662						662	
	児童 相談所 費	児童相談所	122,539	39,599				2,639	80,301
		児童虐待防止対策	27,391	7,852				12	19,527
	保健 衛生費	4か月児健康診査	66,807					10,577	56,230
		1歳6か月児健康診査	87,520						87,520
4か月児健康診査		67,302					9,693	57,609	
3歳児健康診査		62,875					8,999	53,876	
教育 委員会	幼稚園 費	幼稚園事業費	2,509,547	2,722		289,357		2,279	2,215,189

補助金一覧

今回の包括外部監査の対象とした補助金は以下のとおりである。

< 図表2-34 > 監査対象とした補助金の金額推移

(単位：千円)

	補助金	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所	民間運営費（措置費）	12,776,625	13,456,117	14,395,464
	民間社会福祉施設職員給与改善費	354,510	371,563	397,474
	民間社会福祉施設職員加配	643,852	654,438	716,976
	民間社会福祉施設運営費等	262,817	253,193	257,395
	特例保育運営費補助金	590,001	641,182	688,381
	時間延長型保育サービス実施事業	461,283	479,504	518,600
	すこやか保育支援事業	389,548	434,223	480,696
	一時保育事業	258,290	274,246	298,705
幼稚園	就園奨励助成金	1,738,314	1,790,455	1,884,236
	私学振興助成	180,734	180,734	180,734
小規模保育	保育ママ運営費助成	1,463	92,233	168,134
	赤ちゃんホーム運営費助成	151,369	129,886	116,499

(6) 各事業の内容

保育所事業

イ．保育所等の定義

< 図表2-35 > 保育所の定義

保育所	公立 (市区町村)	認可
	私立 (社会福祉法人等)	認可
保育施設		認可外

保育所とは児童福祉法第24条に基づき、保護者が児童を保育することができず、同居の親族も保育できない場合に、保護者に代わって保育を行うための児童福祉施設である。認可保育所とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（保育室の面積、保育士等の職員数、給食設備）を満たして都道府県知事（政令市においては市長）に認可された施設である。保護者が仕事や病気等の理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育を行う。市区町村が運営する公立保育所と社会福祉法人等が運営する民間保育所（私立）があり、認可保育所は公費により運営されている。また、認

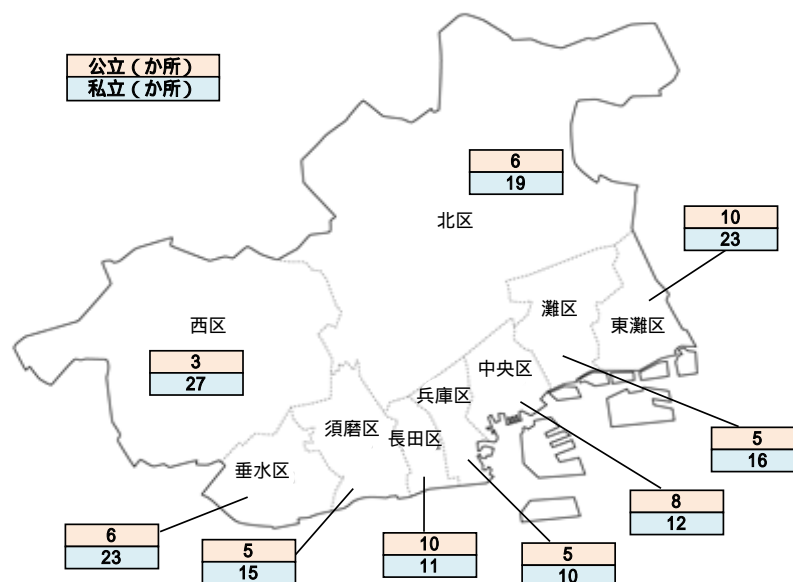
可保育所以外の保育施設はすべて認可外保育施設（認可外保育所）に該当し、設置には児童福祉法第59条の2による届出が必要とされる。認可外保育施設のうち、夜8時以降の保育や宿泊を伴う保育を常時運営しているものや一時預かりの児童が半数以上占めるものをベビーホテルという。その他従業員向けの保育施設である事業所内保育所・病院内保育所などもこれに含まれる。

平成13年10月より認可外保育施設指導監督基準の適用が開始され、一時預かり保育を含め定員6名以上の施設につき、認可外保育施設指導監督の指針に基づく届出が義務付けられ、立入調査を含む行政機関の指導・監督強化が図られた。これにより、いわゆる認可外保育施設にて劣悪な保育環境が存在した温床を取り払う動きが進んでいる。今後も、認可外保育施設の保育の質とサービスの向上を進めていくことが期待されている。また、認可外保育施設は、不定期就労や短時間就労による一時保育や夜間保育などの受け入れ先になっている。

ロ．保育所の分布状況

平成26年5月1日時点の分布状況は以下のとおりである。

< 図表2-36 > 保育所の各区別の分布状況

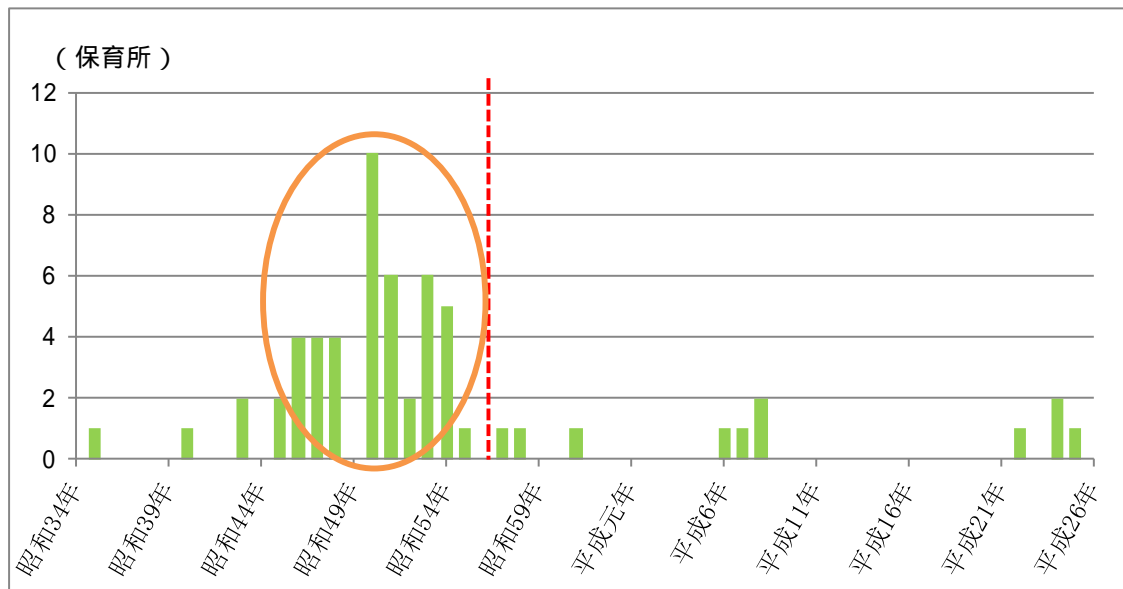


八．公立保育所数の推移

公立保育所の建設年度別の推移表は以下のとおりである。

昭和56年以前に建築されている建物が80%を占めている状況である。

< 図表2-37 > 公立保育所の竣工年度別施設数



(注) 赤の破線は耐震基準の改定のあった昭和56年を示している。

二．施設整備補助金の概要

神戸市は、民間社会福祉施設の整備拡充を図るための補助金の交付等に関して神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱において必要な事項を定めている。

< 図表2-38 > 補助金交付までの流れ

1 審査会	神戸市が施設ごとに補助金交付の審査を行う。
2 工事契約締結	事業者が施設整備工事の請負業者を決定し契約を結ぶ。
3 補助金交付申請	事業者からの申請を受けて、神戸市が補助金交付決定を事業者に通知する。
4 事業完了届	事業者が補助事業の完了を神戸市に報告する。
5 補助金額の確定	神戸市は、書類・現地を確認のうえ、補助金額を決定する。
6 補助金交付	事業者からの請求により神戸市から補助金が支払われる。

(注) 平成26年度からは、補助金交付決定後に工事請負契約締結。

保育所創設の場合、補助金額は、定員規模等に応じた補助基準額に補助率3/4 (国2/3、市町村1/12) を乗じた額が上限となる。

ホ．私立保育所運営費補助

神戸市では、私立保育所に対する運営費の補助を行っている。

< 図表2-39 > 1園あたり年間補助金の額

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運営費補助金（千円）	12,776,625	13,456,117	14,395,464
交付対象保育所数	134	145	157
1所あたり年間補助金の額（千円）	99,044	100,419	99,279

へ．保育料の概要

保育料は世帯の前年分の所得税額によって決まり、公立・私立ともに保育料は同じである。

詳細は以下のとおりである。

< 図表2-40 > 保育料の概要

階層区分		各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定義	保育料（月額）				
			3歳未満児		3歳以上児		
			第1子	第2子	第1子	第2子	
A階層		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の保護及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B階層		A階層を除く、前年分の所得税非課税世帯であって、前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当するもの	5,600円	2,800円	3,700円	1,900円	
C階層		市民税課税世帯	12,300円	6,200円	10,400円	5,200円	
D階層	1	15,000円未満である世帯	20,300円	10,200円	18,200円	9,100円	
	2	15,000円以上40,000円未満である世帯	24,000円	12,000円	21,600円	10,800円	
	3	A階層を除く、前年分の所得税非課税世帯であって、前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当するもの	40,000円以上103,000円未満である世帯	35,600円	17,800円	29,800円	14,900円
	4	103,000円以上413,000円未満である世帯	49,700円	24,900円	31,600円	15,800円	
	5	413,000円以上734,000円未満である世帯	66,000円	33,000円	33,400円	16,700円	
	6	734,000円以上である世帯	85,800円	42,900円	34,700円	17,400円	

- (注) 1. 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情報障がい児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子以降の保育料は、第2子欄の金額となる。
2. 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情報障がい児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第3子以降の保育料は、無料となる。
3. この所得税の額を計算する場合は、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、住宅耐震・特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築控除、国税電子申告、納税システム（e-Tax）を使用し確定申告を行った際の控除）は適用しない。また、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、控除見直し前の旧税額に基づいて算定する。
4. 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童が年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなされる。
5. B階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯等は無料となる。

幼稚園事業

イ．幼稚園の定義

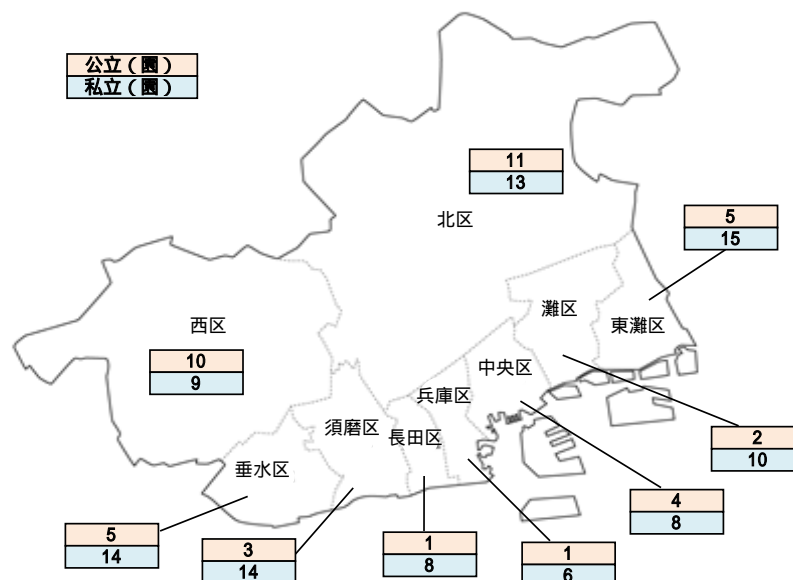
幼稚園とは、学校教育法第22条に基づいて、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置される施設である。

神戸市においては、公立幼稚園として未就学児童のうち満3歳～5歳児に対し、学校教育法に基づく教育施設である幼稚園42園（平成25年度）を整備している。

ロ．幼稚園の分布状況

平成26年5月1日時点の幼稚園の分布状況は以下のとおりである。

< 図表2-41 > 幼稚園の各区別の分布状況



ハ．幼稚園の公民比較

公立幼稚園と私立幼稚園を比較すると以下のとおりである。

< 図表2-42 > 幼稚園の公民比較

	公立幼稚園	私立幼稚園
園数	42園	97園
園児数(注1)	2,745人	19,258人
保育年限	2年間(一部の園で3年)	3年間
保育料	120,000円/年	263,415円/年(注2)
園区	あり	なし
設置権限	神戸市	兵庫県

	公立幼稚園	私立幼稚園
	(教育委員会)	(企画県民部管理局私学教育課)
指導	神戸市教育委員会 (国・県も間接的にあり)	建学の精神、設置者の方針
通園方法	基本的に徒歩通園	多くの幼稚園で通園バスあり

(注)1. 園児数平成25年5月1日現在

2. 神戸市調査の園別保育料の平均値を監査人が試算

二．就園助成金

概要

私立幼稚園児の保護者の負担を軽減するため、国の補助を受けて幼稚園の入園料、保育料の一部を助成している。過去3年の実績は以下のとおりである。

<図表2-43> 就園助成金の概要

(単位：千円、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成金金額	1,738,313	1,790,455	1,884,235
うち、市内(園数)	1,701,055	1,749,280	1,837,871
うち、未認可&市外(園数)	37,258	41,174	46,364
園児数	19,004	19,315	19,258

就園助成金の他都市との比較

保護者の市民税所得割額別区分に基づく助成金額(市による国基準超過部分負担金額)の他都市比較は以下のとおりである。

<図表2-44> 就園助成金他都市比較

(単位：千円)

市\区分		A1	A2	B	C	D1			D2		
						第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
神戸市	同時在園	国基準に同じ				42	165	-	26	165	-
	兄弟小1~3					-	85	290	-	85	290
堺市	同時在園	国基準に同じ				追加給付無(ただし、別途保護者向補助あり)					
	兄弟小1~3										
大阪市	同時在園	国基準に同じ				40	121	-	10	15	-
	兄弟小1~3					-	99	104	-	15	20

市\区分		A1	A2	B	C	D1			D2						
						第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子				
京都市	同時 在園	国基準に同じ			3 (4歳2子)	25 (3歳)	72 (3歳)		25 (3歳)	72 (3歳)					
						29 (4歳)	76 (4歳)	-	29 (4歳)	76 (4歳)	-				
						32 (5歳)	79 (5歳)		32 (5歳)	79 (5歳)					
	兄妹 小1~3							6 (4歳2子)		35 (3歳)			35 (3歳)		
									-	40 (4歳)	308	-	40 (4歳)	308	
									10 (5歳2子)	45 (5歳)		45 (5歳)			

(注) 区分説明

区分		年収(参考)
A1	生活保護世帯	-
A2	市民税非課税世帯	270万円以下
B	市民税所得割課税額77,100円以下	360万円以下
C	市民税所得割課税額211,200円以下	680万円以下
D1	市民税所得割課税額366,900円以下	1,000万円以下
D2	市民税所得割課税額366,900円超	1,000万円超

神戸市の特徴としては、区分Dでも兄妹小1~3年生がいる場合に、第3子に対しては、入園料の全額を助成し、実質無償化している点である。平成26年度より国の基準も変更されており、他都市も追随している状況である。

就園助成金の神戸市による支給手続

助成金の対象は、神戸市に住民票があり私立幼稚園に通う児童であり、支給手続の流れは、以下のとおりとなっている。

< 図表2-45 > 就園助成金の支給手続

1	各幼稚園を通じてお知らせと調書を配布し、受付を行う。(毎年6月頃。途中入園児については11月~12月頃。)
2	保護者が調書に記入し、必要書類を添付して各幼稚園に提出
3	幼稚園ごとに異なる支払時期と方法で保護者に対して支給される。

認定こども園事業

認定こども園とは保護者の働いている、または、働いていないにかかわらず、教育・保育を一体的に行う施設である。また全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供等といった子育て支援を行っている。

認定こども園には、以下の類型がある。

< 図表2-46 > 認定こども園の4つの類型

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型
幼稚園型	認可された幼稚園が保育所的な機能を備えた類型
保育所型	認可された保育所が幼稚園的な機能（幼児教育）を備えた類型
地方裁量型	認可のない地域の教育・保育施設が認定こども園として機能を果たす類型

神戸市における認定こども園の設置状況は以下のとおりである。

< 図表2-47 > 認定こども園の設置状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (予定)
幼保連携型	-	1	1	1	9
幼稚園型	5	5	7	13	15
保育所型	-	-	-	-	-

小規模保育事業

神戸市では、生後6か月過ぎから3歳未満児を対象とした「小規模保育事業」を、平成26年4月から実施している。保育所運営等児童の健全育成に関する事業について実績のある社会福祉法人、株式会社等が実施事業者となっている。多様なスペースを活用して、神戸市内38か所（平成26年10月1日現在）で少人数（定員は6～19名）での保育を実施している。

その他保育サービス事業

保育所における延長保育・休日保育・一時保育といった保育所における保育サービス、幼稚園における預かり保育、小規模保育の他に、家庭保育施設（赤ちゃんホーム・家庭託児所）における保育、病児・病後児保育、子育てリフレッシュステイ、ファミリー・サポート・センターがある。

その他保育サービスの一覧は以下のとおりである。なお、一部の事業については、詳細説明を加える。

< 図表2-48 > その他の保育サービス一覧

延長保育	保育所等において、保護者の通勤時間等の理由により、通常保育時間を超えて保育を利用する制度
休日保育	保育所等において、保護者の勤務等の理由により、日曜日・祝日等に保育を利用する制度
一時保育	保育所等において、保護者の勤務や病気等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児負担軽減のため、保育を利用する制度
幼稚園預かり保育	幼稚園において、通常の保育終了後に保育を利用する制度
赤ちゃんホーム等	家庭において、保護者の勤務や病気等の理由により、保育を利用する制度

病児・病後児保育	児童が病気等で他の児童との集団生活が困難な時期に、保護者の勤務等により一時的に家庭で保育できない場合に、保育所等にかわって、医療機関併設の施設において、一時的に児童を預かる制度
子育て リフレッシュステイ	乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設において、保護者の病気等により一時的に家庭での養育が困難となる場合や、保護者の育児負担軽減のため、保育を利用できる制度
ファミリー・ サポート・センター	地域での子育て支援のため、子育ての応援をする「協力会員」と子育ての応援をしてほしい「依頼会員」の相互援助活動を行う制度

また、神戸市では、保育を希望する子育て世帯に対し、きめ細やかな利用者支援を推進するため、各保育サービスの内容や利用方法等の情報を提供する「保育サービスコーディネーター」を設置しており、平成25年8月より中央区及び垂水区に、平成26年3月には北須磨支所、北神出張所を含む全区へ拡大されている。

イ．幼稚園預かり保育

神戸市の私立幼稚園においては、私立幼稚園を活用する保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園園則等で定める通常の保育時間の前後や、土曜日、長期休業日に希望する在園児を預かる「預かり保育」を原則として全園で実施している。一方、公立幼稚園においては、公立幼稚園の教育課程に係る教育時間開始前または終了後、幼稚園の管理下において希望する在園児を預かり、保育をすることにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援している。

預かり保育の状況

以下、公立幼稚園の状況について記載する。なお、私立幼稚園について、神戸市では情報を入手していないため、記載していない。

(a) 実施園数

預かり保育の実施状況は以下のとおりであり、平成25年度については42園中38園で実施している。預かり保育を実施していない園が4園あるが、その理由としては、「希望園児数が少ない」の他、「教師が月2回延長保育を実施している」、「保護者がボランティアで実施している」等であった。

< 図表2-49 > 預かり保育の実施状況

	実施している		検討中		実施しない	
	園数	割合	園数	割合	園数	割合
平成23年度	32園	74.4%	4園	9.3%	7園	16.3%
平成24年度	37園	86.0%	1園	2.3%	5園	11.6%
平成25年度	38園	90.5%	-	-%	4園	9.5%

また、預かり保育の実施園のうち、長期休業期間中の預かり保育の実施状況については以下のとおりであり、平成25年度においては38園中15園が実施している。長期休業期間中の預かり保育を実施していない理由としては、空調設備が整備されていない、就労の保護者がいない、需要がない、が多数を占めている。

なお、平成23年度においては、長期休業期間中の預かり保育は実施されていない。

< 図表2-50 > 長期期間中の預かり保育の実施状況

	実施している		実施していない	
	園数	割合	園数	割合
平成24年度	12園	32.4%	36園	67.6%
平成25年度	15園	39.4%	23園	60.5%

(b) 実施内容

幼稚園の預かり保育の実施内容は以下のとおりである。

< 図表2-51 > 預かり保育の実施内容

項目	内容
実施時間	保育終了後2時間が最も多く、その他2時間半、早朝預かり等各園の実状に応じて対応している。
利用料	受益者負担の方針のもと、300円/回から500円/回で実施。結果として、園児数が少ない園は料金が高い。各園の利用状況に応じて料金は様々である。
対象児	定員を定めず希望する園児を預かっている園は平成24年度において26園に対して、平成25年度は31園になっており、今後も増加が見込まれている。

(c) 預かり保育指導員の状況

預かり保育は、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）について」に基づき、原則幼稚園教諭免許を有する者の責任と指導の下に行い、幼稚園の管理責任が及ぶ範囲内で実施されることが必要である。

預かり保育指導員の登録状況及び時給については以下のとおりである。

< 図表2-52 > 登録している指導員数

	1人		2～3人		4～5人		6～8人	
	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合
平成24年度	5園	13.5%	14園	37.8%	12園	32.4%	6園	16.2%
平成25年度	5園	13.2%	13園	35.1%	11園	29.7%	9園	23.7%

< 図表2-53 > 指導員の時給

	800円～870円		900円～950円		1,000円		1,200円	
	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合
平成25年度	22園	57.9%	8園	21.1%	6園	15.8%	2園	5.2%

(注) 約6割の園が、時給850円の経費となっている。

(d) 園児1人あたりの預かり保育年間利用回数

園児1人あたりの預かり保育年間利用回数を試算したところ、園ごとの取組状況によって、実施状況が異なる状況であった。

< 図表2-54 > 園児1人あたりの預かり保育年間利用回数

全体	19.1回
各園別	4.2回～78.2回

(入手した情報を元に試算：利用のべ人数÷園児数)

ロ．病児・病後児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、他の児童との集団生活が困難な時期に、保育所等に代わり、神戸市内の医療機関等に併設する保育室にて一時的に預かる事業である。

事業の概要は以下のとおりである。

< 図表2-55 > 神戸市病児・病後児保育事業の概要

項目	内容
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市内に居住している就学前児童または神戸市内の保育所(園)、幼稚園、小学校に通う小学校低学年までの児童 ・以下に該当する傷病等で当面の症状の急な悪化が認められない場合、または回復期にある場合で、他の児童との集団生活が困難な場合 対象疾患：感冒、消化不良症等乳幼児が日常罹患する疾患や感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患等
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の勤務の場合、傷病や事故、冠婚葬祭等社会通念上やむをえない事情により一時的に家庭での保育ができない場合 ・利用にあたっては、事前に登録が必要
利用方法	原則として前日までに電話予約を行い(当日空きがあれば利用可)、その都度、医師の診断書を提出して申請
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・児童1人1日あたり2,000円 ・所得等による減額制度あり ・医師による診察等があった場合、診察代・治療費は別途負担
利用期間	原則として連続7日以内
施設数	13か所 (東灘1、灘3、中央2、兵庫0、北1、長田2、須磨1、垂水1、西2)

神戸市での病児・病後児保育施設の設置状況を他の政令指定都市と比較すると、以下のとおり施設数で4番目となっている。

< 図表2-56 > 政令指定都市における病児・病後児保育実施施設数の比較

NO.	政令指定都市名	病児・病後児保育 実施施設数	参考： 保育所利用児童数
1	大阪市	31か所	46,150人
2	横浜市	16か所	50,548人
2	福岡市	16か所	30,858人
4	名古屋市	13か所	38,558人
4	神戸市	13か所	22,277人
6	広島市	11か所	23,634人
7	北九州市	10か所	15,941人
8	さいたま市	8か所	14,021人
8	千葉市	8か所	13,201人
8	新潟市	8か所	20,369人
8	熊本市	8か所	17,115人
12	京都市	6か所	28,868人
13	札幌市	5か所	23,378人
13	岡山市	5か所	14,297人
15	仙台市	4か所	13,994人
15	川崎市	4か所	20,930人
15	浜松市	4か所	9,812人
18	相模原市	3か所	9,652人
18	堺市	3か所	15,192人
20	静岡市	2か所	11,149人

(注) 札幌市は病後児デイサービス事業のみ実施。

(出典：病児・病後児保育実施施設数：平成26年10月末時点の各地方自治体HPより集約。
保育所利用児童数：保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)厚生労働省作成資料より)

病児・病後児保育実施施設は医療機関との連携が不可欠であり、医師会の協力を得て、公募で事業実施希望者を募っている。各施設には、「神戸市病児・病後児保育事業実施要綱」により、以下の委託料が支払われる。

< 図表2-57 > 病児・病後児保育実施施設に対する委託料基準額の概要

基本分	定額分		加算分	
	年間延べ利用人数		利用人数	世帯区分
年額 2,400千円	A: 10人以上 50人未満	500千円	延べ利用人員1名につき2,520円	生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯： 延べ利用人員1名につき2,000円 所得税非課税世帯： 延べ利用人員1名につき1,000円
	B: 50人以上 200人未満	2,500千円		
	C: 200人以上 400人未満	4,250千円		
	D: 400人以上 600人未満	6,250千円		
	E: 600人以上 800人未満	7,750千円		
	F: 800人以上1000人未満	9,750千円		
	G: 1000人以上1200人未満	11,750千円		
	H: 1200人以上1400人未満	13,750千円		
	I: 1400人以上1600人未満	15,750千円		
	J: 1600人以上1800人未満	17,750千円		
	K: 1800人以上2000人未満	19,750千円		
L: 2000人以上	21,750千円			

< 図表2-58 > 病児・病後児保育に係る委託料・国庫補助金と利用状況の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	154,841千円	176,305千円	192,201千円
国庫補助金	43,716千円	48,550千円	53,233千円
施設数	11か所	12か所	13か所
定員	70人	74人	78人
年間延べ利用人数	9,405人	10,697人	11,991人

また、神戸市による病児・病後児保育施設に対する指導監督としては、認可外の一時保育施設と同様に年1回の立ち入り検査がある他、委託料の算定根拠の確認作業を兼ねて毎月「病児・病後児保育事業実施報告書」とその根拠である「病児・病後児保育事業利用申請書」の控のチェックが実施される。その他、年2、3回連絡会が開催され、神戸市と各施設との間で情報共有・意見交換が行われている。

八．家庭保育施設（赤ちゃんホーム・家庭託児所）

家庭保育施設とは、保護者が労働や病気の場合等、保育に欠ける乳幼児を家庭において預かる「神戸市家庭保育制度」を行う施設であり、赤ちゃんホームと家庭託児所がある。生後6か月すぎから児童を預かる認可保育所の補完的役割を果たしており、特に産休明けの保育のニーズに対応し、家庭的雰囲気の中での保育を実施している。

赤ちゃんホーム・家庭託児所の事業概要及び保育料は以下のとおりである。

< 図表2-59 > 赤ちゃんホーム・家庭託児所の概要

項目	内容
対象児童	赤ちゃんホーム：生後7週目から1歳未満の健全な乳児 家庭託児所：1歳から3歳未満の健全な幼児
利用条件	保護者の就労や病気等のために家庭での保育ができない場合
定員	赤ちゃんホーム：3名、家庭託児所：8名
保育時間	月～土曜日、8時から17時まで（特例により17時半まで） 日祝日、お盆休み、年末年始、月1日の研修日は休み
施設数 平成26年12月1日 現在	赤ちゃんホーム29か所 （東灘3、灘1、中央2、兵庫2、北3、長田1、須磨6、垂水7、西4） 家庭託児所1か所（兵庫）

< 図表2-60 > 赤ちゃんホーム・家庭託児所の保育料

（単位：円）

階層	階層区分 説明	赤ちゃんホーム		家庭託児所	
		第1子	第2子	3歳未満児	
				第1子	第2子
A	被生活保護世帯	0	0	0	0
B	所得税・市民税非課税世帯	5,300	2,700	4,800	2,400
C	前年度分市民税非課税世帯	11,700	5,900	10,100	5,200
D1	前年分所得税額15,000円未満	19,300	9,700	17,400	8,700
D2	15,000円以上40,000円未満	22,800	11,400	20,600	10,300
D3	40,000円以上103,000円未満	33,900	17,000	30,600	15,300
D4	103,000円以上413,000円未満	47,200	23,600	42,500	21,300
D5	413,000円以上734,000円未満	62,700	31,400	56,500	28,300
D6	734,000円以上	81,500	40,800	73,400	36,700

(注) B階層に属する世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障がい児(者)のいる世帯等は無料である。
同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所・幼稚園・認定こども園・赤ちゃんホーム・家庭託児所等に入所している場合の第2子の保育料は、第2子欄の金額であり、3人以上の就学前児童が入所している場合の第3子以降の保育料は無料である。
上記の他、赤ちゃんホームでは離乳食代及び間食代（月額2,000円）、家庭託児所では間食代（月額1,000円）が必要である。

家庭保育施設は神戸市の指定が必要であり、保育士あるいは保健師、看護師の資格や育児等の経験といった資格要件と、保育室の面積等の設備要件の充足、補助者の雇用や施設賠償責任保険への加入も求められる。

また、神戸市による家庭保育施設に対する指導・監督等として、年2回の保健師による巡回指導、年4回の研修会・連絡会の開催、年1回の健康診断、補助金の算定根拠として毎月提出される「受託月報兼補助金計算書」の確認、年1回の「家庭保育事業実績報告書」の確認が実施されている。

保護者が利用する際には、家庭保育施設を所管する区の福祉事務所へ申込みが必要であり、保護者と施設側の面談等を経て、各区の福祉事務所長を斡旋者とした「乳幼児保育委託契約書」を保護者と各施設が締結する。保育料は、認可保育所の保育料の約9割で設定されており、保育料の階層区分の認定及び決定は福祉事務所で行う。毎月の保育料は保護者が直接各

施設へ支払うことになっている。

家庭保育施設は、「神戸市家庭保育制度補助要領」により、以下の運営費補助金が助成されている。

<図表2-61> 運営費基準額

(単位：円)

受託人数	赤ちゃんホーム	家庭託児所
1人	178,700	204,800
2人	277,600	256,400
3人	376,500	308,000
4人	475,400	359,600
5人		411,200
6人		462,800
7人		491,800
8人		520,800

(注)1. 運営費基準額 + 特例加算額 毎月の保育料の額

2. 家庭託児所において3歳以上児が入所斡旋されている場合の運営費は、上記から児童1人につき20,000円(乳幼児差額)を減じた額とする。

<図表2-62> 特例加算額(特例承認児童1人あたり)

	赤ちゃんホーム	家庭託児所
30分加算(17時から17時30分までの特例承認)	4,950円	2,120円

<図表2-63> 赤ちゃんホーム・家庭託児所に対する補助金と利用状況の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助金	151,370千円	129,886千円	116,499千円
施設数	43か所	39か所	35か所
定員(各年度4月1日現在)	124人	117人	110人
利用人数	1,375人	1,166人	1,044人

(注) 国からの補助はなく、神戸市が全額負担している。

二. ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、就労と育児の両立を目指し、子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と応援をしたい人(協力会員)の地域の会員組織による相互援助活動を実施する事業である。平成6年度より厚生労働省が実施する事業で、神戸市では、その運営を社会福祉法人神戸市社会福祉協議会(以下、「市社協」とする。)に委託している。

対象児童は生後3か月から小学6年生までであり、活動内容は、保育施設の保育開始前・終了後や放課後児童クラブ終了後の協力会員宅での預かり、保育施設までの送迎等である。センターが依頼会員の援助活動に合う協力会員を紹介し、依頼会員が協力会員に子どもの世話を依頼して、活動終了後に一定の料金を直接支払う仕組みになっている。活動内容については協力会員からセンターへ活動報告書が提出される。

また、協力会員については、会員登録時に講習会（3日間12時間）の受講が必須である他に、年2回のフォローアップ研修の開催、年2回発行の会報「神戸市ファミリー・サポート・センター通信」による情報提供等により、会員相互の交流や情報交換、質の確保を図っている。

< 図表2-64 > ファミリー・サポート・センター利用料金

利用時間	1時間あたり料金
月曜から金曜の7時から19時	700円
上記時間外	800円
土・日・祝日	800円
病後児保育	800円

< 図表2-65 > ファミリー・サポート・センター事業に係る決算額と活動状況の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	12,712千円	12,712千円	12,712千円
国庫補助金	6,356千円	6,356千円	6,356千円
差引	6,356千円	6,356千円	6,356千円
依頼会員数	2,640人	3,251人	2,398人
協力会員数	1,424人	1,453人	1,459人
活動件数	14,212件	14,393件	14,188件

(注) 協力会員数には、両方会員（依頼会員・協力会員の両方に登録する人）を含む。

< 図表2-66 > 平成25年度 依頼会員区別 実活動人数・件数・延べ活動時間

区	活動を依頼した 依頼会員数（人）	活動累計（件）	活動累計時間
東灘区	153	3,001	5,502時間52分
灘区	100	2,133	4,166時間46分
中央区	64	2,504	3,784時間17分
兵庫区	14	301	441時間01分
長田区	9	481	939時間25分
須磨区	44	1,205	2,028時間28分
垂水区	70	1,164	2,318時間35分
西区	55	1,325	2,766時間06分
北区	48	2,035	3,893時間21分
市外	2	39	56時間40分
合計	559	14,188	25,897時間31分

平成25年度の活動状況については、依頼会員数2,398人は協力会員数1,459人を上回るが、実際に活動を依頼する人数は559人となっている。また、依頼内容としては、保育施設の保育開始前・終了後や放課後児童クラブ終了後の協力会員宅での預かり、保育施設までの送迎で全体の約6割を占める。区別にみると、東灘区が依頼会員数・活動件数ともに最も多く、最も少ない長田区との差は、活動を依頼した依頼会員数で17倍、件数で6.2倍となっている。

ホ．子育てリフレッシュステイ

保護者の病気や出産、育児疲れ、講座やボランティア活動への参加等で一時的に育児に困ったときやリフレッシュのために、子どもを乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設で児童を預かることにより、育児負担の軽減を図る事業である。利用は1か月10日以内で、一定期間宿泊し預かるショートステイと、一日のうち一定時間預かるデイサービスがある。

これは、厚生労働省の「子育て短期支援事業」（短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護等（トワイライトステイ）事業）として市町村が実施する事業である。神戸市では23か所の民間の児童福祉施設等へ委託し、各施設の余裕スペースを利用して事業を実施している。保育所にて実施している「一時保育」と類似しているが、一時保育が主として昼間に保育所等にて預かる制度である一方で、子育てリフレッシュステイは児童養護施設等で預かる制度で、夜間・休日や宿泊による利用が可能である点が特徴である。また、神戸市では、国の実施要項では「7日以内」である養育・保護期間を10日間としている他、昼間の就労等の私的理由での利用も可能としている。

利用者は各施設へ直接申し込み、利用料を事前に支払い、利用終了時に精算する仕組みとなっている。

< 図表2-67 > 子育てリフレッシュステイの利用料金

事由	年齢	ショートステイ	デイサービス
病気・出産・事故・災害・看護・冠婚葬祭・出張・失踪・転勤・学校等の公的行事・育児疲れ・慢性疾患児の育児疲れの場合	2歳未満	5,300円	2,400円
	2歳以上	4,000円	
その他	2歳未満	6,600円	3,600円
	2歳以上	5,200円	

(注)1．ひとり親家庭、市民税非課税世帯、生活保護受給世帯には減免制度あり。

2．月10日を超える利用は「その他」の事由として受入が可能である。

< 図表2-68 > 子育てリフレッシュステイ実施施設

区	施設区分	施設名
東灘区	児童養護施設	神愛子供ホーム
	児童養護施設	信愛学園
	乳児院	御影乳児院
灘区	児童養護施設	双葉学園
	児童養護施設	同朋学園
	児童養護施設	愛神愛隣舎
	母子生活支援施設	ベル青谷
中央区	児童養護施設	神戸真生塾
	乳児院	真生乳児院
	母子生活支援施設	ハーバー大慈
兵庫区	児童養護施設	愛信学園
	児童養護施設	夢野こどもホーム
	児童養護施設	神戸実業学院

区	施設区分	施設名
北区	母子生活支援施設	夢野母子ホーム
	児童養護施設	天王谷学園
	児童養護施設	グイン・ホーム
長田区	児童養護施設	長田こどもホーム
	母子生活支援施設	ライオンズファミリーホーム
	母子生活支援施設	グリーンコート新生
須磨区	母子生活支援施設	離宮ハイツ
垂水区	児童養護施設	神戸少年の町
	乳児院	神戸少年の町乳児院
	母子生活支援施設	コーポ歌敷山

各施設は、毎月、利用年月日・児童名・事由等別に利用実績を集計し、各保護者が申込み時に提出する「子育てリフレッシュステイ利用申込調書」とともに神戸市へ提出する。神戸市では、毎月の利用状況について申込調書との整合性を確認し、半期に一度、利用形態・事由別に件数を集計して委託料を支出している。また、認可外保育施設と同様に、年1回、各施設への立ち入り検査を実施している。

< 図表2-69 > 子育てリフレッシュステイ実施施設への委託料基準額

区分			緊急等事由	その他事由	
ショートステイ	乳児・慢性疾患児	母子家庭等	生活保護受給世帯	10,400円	10,050円
			市町村民税非課税世帯	9,800円	8,800円
			その他の世帯	8,250円	7,450円
		その他の家庭	生活保護受給世帯	10,100円	9,400円
			市町村民税非課税世帯	8,250円	7,050円
			その他の世帯	5,400円	4,100円
	乳児・慢性疾患児を除く児童	母子家庭等	生活保護受給世帯	5,200円	4,850円
			市町村民税非課税世帯	4,600円	3,600円
			その他の世帯	3,650円	3,050円
		その他の家庭	生活保護受給世帯	4,900円	4,200円
			市町村民税非課税世帯	3,650円	1,850円
			その他の世帯	1,500円	300円
デイサービス	母子家庭等	生活保護受給世帯	4,700円	4,350円	
		市町村民税非課税世帯	4,300円	3,500円	
		その他の世帯	3,700円	3,000円	
	その他の家庭	生活保護受給世帯	4,700円	4,350円	
		市町村民税非課税世帯	3,700円	2,000円	
		その他の世帯	2,600円	1,400円	

(注) 利用1日あたりの金額である。

< 図表2-70 > 子育てリフレッシュステイに係る委託料・国庫補助金と利用状況の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	53,821千円	51,711千円	48,195千円
国庫補助金	23,317千円	24,581千円	21,828千円
施設数	24か所	24か所	23か所
延べ日数(ショートステイ)	5,115日	5,188日	4,902日
延べ日数(デイサービス)	6,771日	6,076日	5,490日
登録児童数	894人	834人	854人

乳幼児に係る家庭訪問及び乳幼児健診事業

神戸市では、妊産婦および乳幼児を対象とした保健師等の訪問により母親や子どもを支援している。特に、新生児訪問及び乳幼児健診については、神戸市に在住する全ての子どもを対象にしている。

< 図表2-71 > 乳幼児に係る家庭訪問及び定期健診等の内容

訪問または健診名	訪問または健診の内容	対象
妊産婦訪問	妊産婦の方(妊娠中、または出産後1年以内)を対象に、保健師や助産師が家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、妊娠期間中や出産後の不安や悩みについての相談等を行う。	神戸市が行う健康診査の結果、訪問指導が必要と思われる妊産婦(妊娠初期から産後1年まで)及び訪問指導を希望する妊産婦
新生児訪問	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供等を行う。	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭
先天性代謝異常等検査	生後5日から7日までの新生児を対象として、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)等の内分泌疾患を早期に発見するために先天性代謝異常検査等を行う。	神戸市内の医療機関・助産所で出生した新生児
4か月児健康診査	子どもの病気の予防と病気の早期発見、健康保持と増進を目的として健康診査を行っている。 <健康診査の内容> 問診・診察。育児・栄養・歯科についての相談も同時に行っている。	神戸市に住所を有する、生後4か月の子ども

訪問または健診名	訪問または健診の内容	対象
9か月児健康診査	子どもの病気の予防と病気の早期発見、健康保持と増進を目的として健康診査を行っている。 <健康診査の内容> 指定医療機関で総合的な健康診査	神戸市に住所を有する、生後9か月の子ども
1歳6か月児健康診査	子どもの病気の予防と病気の早期発見、健康保持と増進を目的として健康診査を行っている。 <健康診査の内容> 小児科診察、歯科診察（むし歯予測テストを実施）。また、育児・栄養・歯科・精神発達についての相談も行っている。	神戸市に住所を有する、1歳6か月の子ども
3歳児健康診査	子どもの病気の予防と病気の早期発見、健康保持と増進を目的として健康診査を行っている。 <健康診査の内容> 小児科診察、歯科診察、耳鼻科診察。また、育児・栄養・歯科・精神発達についての相談も行っている。	神戸市に住所を有する、3歳の子ども

地域子育て支援拠点整備事業

イ．地域子育て支援センター・同応援プラザ

地域子育て支援拠点とは、身近なところで親子の交流や子育て相談ができる場所である。子育て世帯が、保育所・幼稚園等の施設や地域の子育て支援等を適切に選択して利用できるように、適時に相談に応じ、情報提供や援助を実施する場所である。公共施設や保育所等の様々な場所で、行政をはじめ社会福祉法人、NPO法人、地域団体等が担い手となる。

神戸市では、地域子育て支援拠点として、地域子育て支援センター（区役所内設置の拠点については「地域子育て応援プラザ」と称する。）において、区役所・保育所（園）、子育て支援施設等と連携し、地域の親子が集う「子育てひろば」や育児講座の開催、子育てに関する情報発信、電話・面接等による育児相談、子育てサークル活動の支援等を実施している。

地域子育て支援拠点の基本事業は、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、の4つであるが、これらに加え、地域全体での子ども・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携した、

地域に出向いての地域支援活動を行ってきた。

地域子育て支援センター・応援プラザの設置状況は以下のとおりである。大学との連携による子育て支援拠点6か所を含む拠点か所数は、平成25年度末で18か所となっており、「神戸っ子すこやかプラン」における平成27年度目標の19か所まであと1か所となっている。（大学の地域子育て支援拠点については、第2章3.(6)イ.「大学との連携事業」を参照。）

< 図表2-72 > 地域子育て支援センター・応援プラザの一覧

区	名称	運営形態	開設日
東灘区	地域子育て応援プラザ東灘	公立（区役所内）	平成18年4月
灘区	地域子育て応援プラザ灘	公立（区役所内）	平成18年4月
中央区	地域子育て応援プラザ中央	公立（区役所内）	平成20年4月
兵庫区	地域子育て支援センター兵庫	公立（公立保育所内）	平成19年4月
北区	地域子育て支援センター北	公立（公立保育所内）	平成18年4月
	地域子育て応援プラザ北神	公立（北神出張所内）	平成22年4月
長田区	地域子育て応援プラザ長田	公立（区役所内）	平成20年4月
須磨区	須磨区地域子育て支援センター	民営（私立保育所内）	平成11年4月
	地域子育て応援プラザ須磨	公立（区役所内）	平成24年4月
垂水区	地域子育て応援プラザ垂水	公立（区役所内）	平成19年4月
西区	西区子育て夢センターあゆみ	民営（私立保育所内）	平成10年4月
	地域子育て応援プラザ西	公立（区役所内）	平成24年4月

< 図表2-73 > 地域子育て支援拠点事業の実施状況の推移

実施内容		平成23年度	平成24年度	平成25年度
子育て親子の交流の場の提供と交流の促進				
親子ふれあい遊び事業	実施か所数	46か所	48か所	50か所
	その他のひろば事業			
	実施回数	446回	421回	536回
	参加人数	17,947人	18,019人	23,345人
子育て等に関する相談、援助の実施				
面接等による育児相談	相談件数	2,957件	4,249件	4,186件
子育て及び子育て支援に関する講習等の実施				
講座の開催	開催回数	166回	219回	220回
	参加人数	3,880人	4,661人	4,262人

公立の各センターには2名以上が常駐しており、民営の各センターにも保育士が各2名ずつ配属されている。

ロ．児童館事業

概要

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設であり、18歳未満の全ての児童を対象としているところに特徴がある。

児童館は以下の種類に分類されるが、ここでは、小型児童館、児童センターを対象としている。

< 図表2-74 > 児童館の種類とその役割

種類	役割
小型児童館	小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操をゆたかにするとともに、母親クラブ、子ども会等地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設。
児童センター	小型児童館の機能に加えて、遊び（運動を主とする）を通じての体力増進を図ることを目的とする事業・設備のある施設。
大型児童センター	児童センターの機能に加え、中学生、高校生等の年長児童に対する育成支援をおこなう。
大型児童館（A型）	児童センターの機能に加えて、都道府県内に小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するもの。
大型児童館（B型）	豊かな自然環境に恵まれた一定の地域内に設置し、児童が宿泊しながら、自然を活かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とし、児童センターの機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもの。
大型児童館（C型）	広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、または情操をゆたかにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にあるもの。

事業状況

< 図表2-75 > 神戸市の小型児童館等の概要

開始年度	昭和41年（神戸市立東川崎児童館）
対象	0歳から18歳未満の児童
趣旨目的	地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
施設数	市立児童館 117館、民間児童館 6館
標準的な開館時間	市立児童館 開館日 月曜日～土曜日（日祝日・年末年始は休み） 開館時間 9:30～17:30 学童保育に関する開館時間は 放課後児童健全育成事業（学童保育）の項参照。
実施内容	1) 児童健全育成事業 地域の子どもたちの「健全な遊びの場」を提供し、指導員による遊びの指導や季節の行事を行っており、「自由来館」「一般来館」と呼ばれている。 2) 放課後児童健全育成事業（学童保育） 放課後児童健全育成事業（学童保育）の項参照。

	<p>3) 子育て支援事業 在宅で育児をする家庭を支援するため、すこやかクラブ等の親子クラブ、キッズクラブ、子育て相談等を実施するほか、親子サークルへ活動場所を提供している。</p> <p>4) 放課後子どもプランモデル事業 放課後子どもプランモデル事業の項参照</p> <p>5) 子育てコミュニティ育成事業（児童館開放） 休館日の日祝日に児童館を地域に開放し、地域と児童館が連携したコミュニティづくりを実施している。</p>
運営主体	社会福祉法人、NPO法人、ふれあいのまちづくり協議会等

施設数

児童館の設置状況は以下のとおりである。

< 図表2-76 > 児童館の設置数

(単位：施設)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市立児童館	117	117	117
民設民営	4	5	5
合計	121	122	122

神戸市では、昭和41年に市立児童館が設置されてから、「地域と諸団体との連携を強化し、児童の健全育成のための地域の核となること」を運営の方針とし、昭和52年から始まった「こうべの市民福祉計画3か年計画」において児童館の設置目標が1中学校区に1館とされたことから、小型児童館、児童センターに分類される小地域の児童を対象とした児童館を多数設置しているところに特徴があり、政令指定都市における設置数は京都市に次いで2番目となっている。

平成20年度に全中学校区への設置を完了しているものの、平成26年度現在児童館は123館であり、平成22年2月策定の「神戸っ子すこやかプラン」にて設定されていた平成27年度目標125館まであと2館となっている。

< 図表2-77 > 政令指定都市の児童館設置数

(単位：施設)

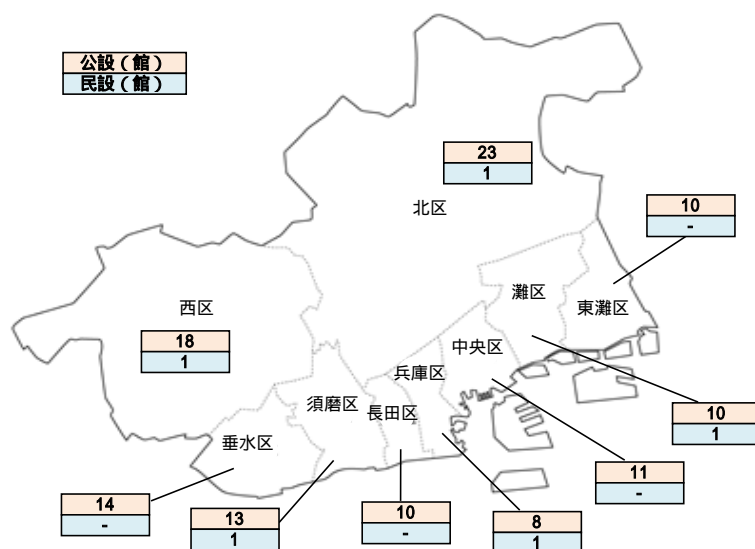
NO.	都市名	施設数
1	京都市	129
2	神戸市	121
3	広島市	106
4	札幌市	104
5	仙台市	97
6	川崎市	59
7	北九州市	42
8	相模原市	33
9	岡山市	24
10	さいたま市	17
10	名古屋市	17
12	新潟市	11
12	静岡市	11
12	熊本市	11
15	大阪市	6
16	浜松市	4
17	堺市	1
17	福岡市	1
19	千葉市	
19	横浜市	

(出典：平成24年社会福祉施設等調査 小型児童館と児童センターの合計)

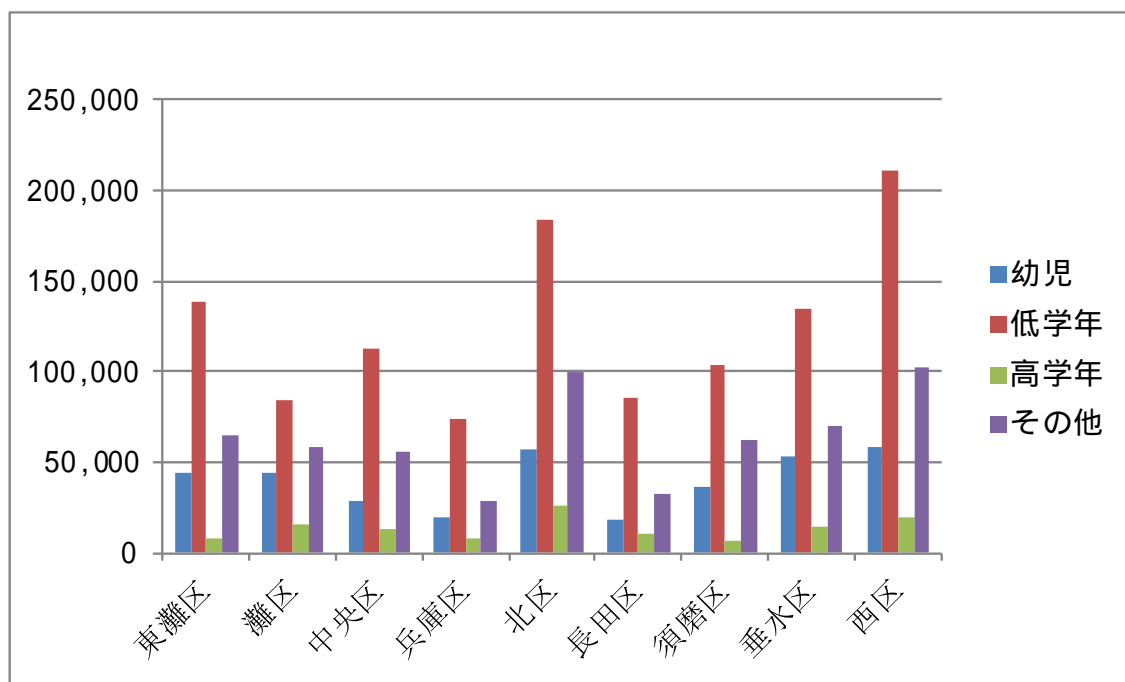
設置状況・利用状況

平成25年度の各区の児童館の分布状況と利用人数は以下のとおりであり、区によってバラツキがある。

< 図表2-78 > 児童館の各区別の分布状況



< 図表2-79 > 各区別の児童館の利用者数（学童保育による利用を含む。）



八．総合児童センター

神戸市総合児童センターは、昭和62年11月に、児童福祉の中核施設として中央区東川崎町に開設し、様々な体験型の講座・イベントを実施する健全育成機能と子どもたちへの療育指導機能を併せ持つ「大型児童センター（こべっこランド）」と、児童に応じた個別指導や相談等を行う「こども家庭センター（神戸市児童相談所）」で構成されている。開館当初からその管理運営は市社協が行っている。

< 図表2-80 > 総合児童センターの施設概要

		フロア		
大型児童センター	健全育成部門		8F	トレーニング室・おべんとうひろば
			7F	こべっこホール・研修室
			6F	造形スタジオ・音楽スタジオ・料理教室・授乳コーナー
			5F	カウンター・プレイルーム・コンピュータールーム・図書コーナー
	療育指導部門		4F	育成室・生活室
こども家庭センター	相談部門	判定部門	3F	カウンセリング室・医務室・相談室・事務室
		一時保護所	2F	学習室・居室・医務室・事務室
			1F	調理室・食堂・居室・浴室・幼児室・事務室

< 図表2-81 > 総合児童センター（大型児童センター部分）に係る決算額と利用状況の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職員費	100,057	105,077	104,999
施設管理費	47,991	45,549	47,988
事業運営費	154,686	159,460	156,939
健全育成事業費	24,598	26,551	27,819
予防指導事業費	13,860	14,008	14,731
啓発事業費	2,734	2,876	3,085
児童館支援事業費	112,041	114,574	109,852
極低体重出生児子育て教室	1,450	1,450	1,450
事業日数（日）	310	312	309
入館者数（人）	386,230	391,770	419,155
館外活動（件）	7,975	13,124	12,005

< 図表2-82 > 総合児童センター（大型児童センター部分）の事業の概要

	主な内容
健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具やパソコン等を備えた遊び場の提供 ・各種イベントや講座、クラブ活動の実施 ・わくわくひろば、よちよちひろばの開催
療育指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期親グループ指導 ・感覚運動指導 ・障がい乳幼児母子訓練 ・極低出生体重児とその親のための子育て教室 ・行動療法
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成 ・子育て公開講座、従事者研修
地域子育て支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てコーディネーターを各区社会福祉協議会へ派遣 ・児童館職員の研修
子ども会活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会への助成 ・リーダー・指導者の育成研修の実施

二．民間児童館に対する補助及び助成

児童福祉施設併設型民間児童館事業助成

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施する児童館事業に対して、「神戸市児童福祉施設併設型民間児童館事業助成要綱」に基づき助成費を交付している。

平成25年度においては、頌栄児童館(北区)、松風児童館(須磨区)、あさひ児童館(西区)の3館に対して、合計52,367千円の助成を行っている。これらは、「神戸市児童福祉施設併設型民間児童館事業助成要綱」に基づいた計算結果となっていた。

民間児童館補助

民間児童館の設置運営に必要な経費の一部を補助することにより、市内における児童福祉施設の一層の整備・充実を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的として補助金を交付している。平成25年度においては、灘南部児童館(灘区)に840千円の補助金を交付している。

民間社会福祉施設職員給与改善補助金

市内に所在する民間社会福祉施設に対して、その従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資することを目的として、補助金を交付している。平成25年度においては、27児童館に対して合計8,502千円の補助金を交付している。

放課後児童健全育成事業（学童保育）

イ．概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、児童館等において、学童保育指導員により適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として実施している。また、少子・高齢化の進行、女性の社会進出増加という背景のもと、児童健全育成・少子化対策の重点施策として進められている。

ロ．配置基準

学童保育施設は、民設を含め、学童保育需要のある小学校区に1か所を基準に設置・助成を進めている。

ハ．実施状況（平成25年度）

平成25年度における学童保育の公設・民設の施設数及び登録児童数は以下のとおりである。

< 図表2-83 > 学童保育の実施状況

施設数	196か所	
公設	157か所	児童館方式106か所、学童保育コーナー方式51か所
民設	39か所	地域方式26か所、福祉施設方式5か所、法人方式3か所、地域団体方式2か所、民設児童館3か所
登録児童数	9,129人	公設：7,977人、民設：1,152人

二．事業状況

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、共働き家庭等留守家庭の概ね1～3年生の児童に対して、生活の場を提供する児童福祉事業である。詳細は以下のとおりである。

< 図表2-84 > 学童保育のその他詳細（平成26年4月時点）

開始年度	昭和47年度
対象	留守家庭の主に1～3年生児童
趣旨目的	適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。
実施校数	153/167小学校区
実施場所等	生活の場として専用ルームが必要 児童館（106）、学童保育コーナー（51）、民間施設（40）
実施日数及び実施時間	月～土の週6日 平日：放課後から17：00まで 土曜日：9：00から17：00まで 夏休み等：8：30から17：00まで （延長17：00から18：00まで）
延長保育	平成25年度においては19時までの延長は民設を中心に26か所にとどまっており、平成26年度に開始した児童館が14か所ある。
児童の安全管理等	欠席した児童の居場所確認 17時以降は保護者の迎えを義務付 傷害保険加入（市一括加入）
保護者負担	利用料 4,500円/月 延長料 1,500円/月 おやつ代 1,500円/月
運営主体	市社協、社会福祉法人、地域団体等
指導員等	パート雇用等（時給制）

ホ．登録児童及び施設数推移と運営費の状況

学童保育の過去3年間の登録児童数と施設数並びに運営費の推移は以下のとおりである。

< 図表2-85 > 登録児童数及び施設数の推移

	登録児童数（人）			施設数（か所）		
	公設	民設	計	公設	民設	計
平成23年度	7,714	1,109	8,823	153	38	191
平成24年度	7,737	1,119	8,856	155	40	195
平成25年度	7,977	1,152	9,129	157	39	196

< 図表2-86 > 運営費の推移

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学童保育運営費	1,256,566	1,265,684	1,297,453
学童保育設置費	22,700	61,963	25,324
合計	1,279,266	1,327,647	1,322,777

へ．他都市との利用料の比較

近隣都市との学童保育の利用料の比較は以下のとおりであり、他近隣都市に比べて低くなっている。

< 図表2-87 > 学童保育利用料等の他都市比較

	利用料	おやつ代
神戸市	月額4,500円	月額1,500円
大阪市	無料（時間延長は自主事業で有料。実施場所により異なる。）	
西宮市	月額8,200円	月額2,500円程度
三田市	月額8,000円	月額3,000円
明石市	月額8,000円	月額2,000円～3,000円

ト．指導員について

指導員の年齢構成を集計した情報を神戸市は保有していない。

指導員の給与に関しては原則パート雇用等になっており、時給も920円となっている。

チ．過密状況

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（平成19年9月制定）によると、面積基準として、公設のように集団遊びをするスペースを併せて整備する場合は、1人あたり2.31㎡以上、集団遊びをするスペースを整備しない場合は、同1.98㎡以上を確保することが規定されている。平成25年度現在においての神戸市の状況は以下のとおりであり、国基準である1.65㎡を満たしていない施設が公設9か所、民設8か所ある。

< 図表2-88 > 学童保育の過密状況

	児童館（公設）	学童保育コーナー（公設）	民設
1.65㎡未満	2か所	7か所	8か所
1.98㎡未満	2か所	7か所	4か所
2.31㎡未満	7か所	4か所	7か所
2.31㎡以上	95か所	33か所	20か所
合計	106か所	51か所	39か所

(注) 1人あたり面積は()登録児童数に出席率80%と仮定して算出した1日あたり平均人数で面積{児童館の場合 学童保育室 + (遊戯室 + 図書学習室) × 80%}を除いて算出

平成27年4月に施行される改正児童福祉法により、学童保育の対象が「おおむね10歳未満」から「小学生」へ拡大される。これに伴い、神戸市では平成31年度までの学童保育のニーズ量を以下のとおり見込んでおり、スペースの問題が深刻化することが予想される。

< 図表2-89 > 学童保育の平成25年度及び平成26年度の登録児童数と今後の量の見込（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	量の見込				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	9,129	9,663	10,816	10,782	10,681	10,503	10,286
高学年	(398)	(411)	2,402	2,407	2,417	2,414	2,409
合計	9,129	9,663	13,218	13,189	13,098	12,917	12,695

(注) 平成25年度、26年度の高学年については民設児童館で実施している学童保育のみの人数である。

リ．小学校の余裕教室の活用

余裕教室の実態

神戸市における平成25年5月時点の余裕教室及びその活用状況は以下のとおりである。

なお、余裕教室の定義は文部科学省で定められており「余裕教室とは、児童生徒数の減少により、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」とされている。

< 図表2-90 > 余裕教室の状況

(a) 余裕教室保有校数	144
(b) (a)における普通教室数	3,162
(c) (a)における実学級数	2,409
(d) (a)における余裕教室数 ((b) - (c))	753

< 図表2-91 > 余裕教室の活用状況（教室数）

学校施設	753
児童・生徒のためのスペース	680
学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース	527
特別教室等の学習スペース	50
児童・生徒の生活・交流のスペース	34
心の教室・カウンセリングルーム	11
授業準備のスペース	58
教職員のためのスペース	29
地域への学校開放を支援するスペース	12
学校用備蓄倉庫	32
他の学校施設	-

活用の状況

余裕教室については、以下の優先順位で利用が検討される。

- ・ 教育のため
- ・ 子どものため（学童保育含む）
- ・ 地域のため

現状は、学童保育のコーナー設置の他マナビ事業等多種多様な用途に使用しているが、学童保育の過密解消のために小学校の空き教室の活用も検討されている。ただし、空き教室のある校区では学童保育の利用状況は過密になっておらず、学童保育が過密になっている地

域では教室に余裕がないケースが多い。

なお、この実態を確認すべく、小学校15校について視察を実施した。（第3章11.「現場視察」参照）

余裕教室と学童保育の関係

学童保育を利用している児童は全体の20%程度であるために、その他全ての児童教育に影響が及ぶような施策（運動場に学童保育の施設を建てる等）は難しい場合も想定される。

平成31年度には、高学年までを学童保育の対象にする場合の見込数値があり、こども家庭局ではその場合の過密予想に基づき、場所の確保を検討している。今後は国が平成26年7月に公表した「放課後子ども総合プラン」の推進体制の中で検討されることとなるが、その一つの解決策として小学校の余裕教室の活用も検討されている。

放課後子供教室推進事業（以下、「神戸っ子のびのびひろば」とする。）

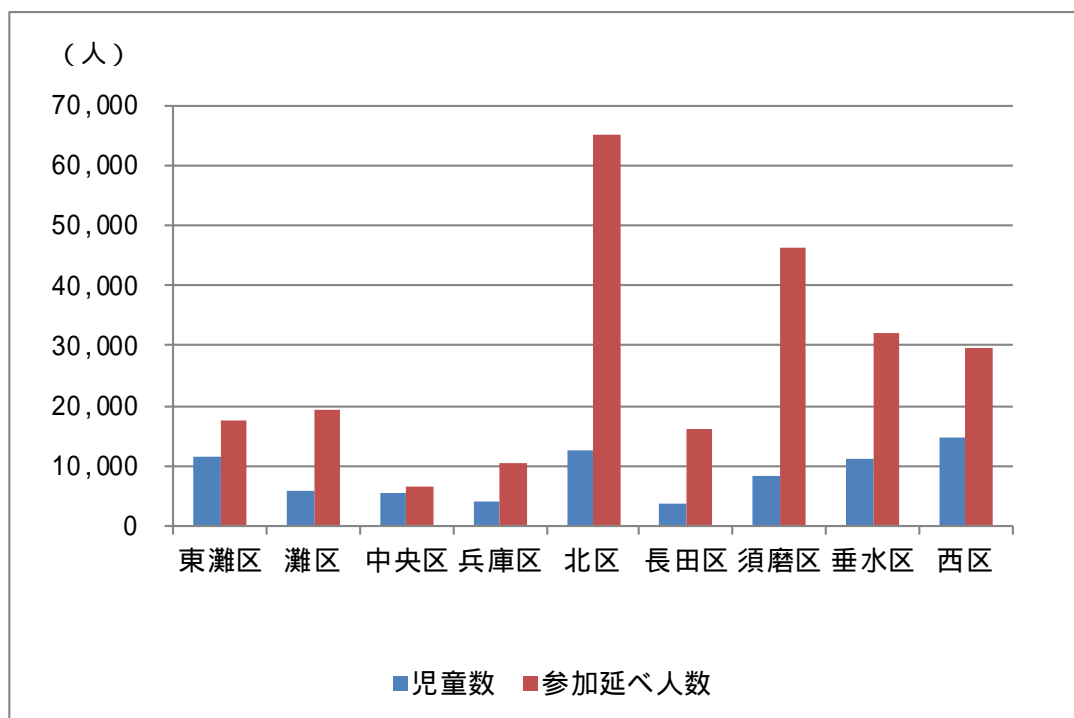
神戸っ子のびのびひろばは、放課後子供教室推進事業（文部科学省）として、神戸市では小学校の余裕教室等を活用し、地域の参画を得て、全ての児童の安全・安心な居場所づくりを進めるために実施している。詳細は以下のとおりである。

< 図表2-92 > 神戸っ子のびのびひろばの事業概要（平成26年度4月時点）

開始年度	平成19年度
対象	1～6年生の全児童
趣旨目的	地域ぐるみで児童の安全・安心な活動場所づくりを進める。
実施校数	136/167小学校
実施場所等	共用のスペースで実施可能（小学校の余裕教室、図書室、運動場等）
実施日数及び実施時間	週平均1～2日 平日：放課後から16：30まで（冬季は16：00まで） 土日や夏休み等も一部で実施
児童の安全管理等	出欠確認なし（自由参加） 自由帰宅 傷害保険加入（任意：スポーツ安全保険等）
保護者負担	無料（傷害保険加入者は保険料800円/年が必要）おやつ提供なし
運営主体	地域の実行委員会（学校施設開放運営委員会等）
指導員等	地域のボランティア（有償500円/時間）

平成25年度の神戸っ子のびのびひろばの児童数と参加延べ人数は以下のとおりである。

< 図表2-93 > 利用児童数と参加延べ人数



実施校数と委託料の状況は、以下のとおりである。

< 図表2-94 > 実施校数と委託料の一覧

区	実施校数 (未実施校)	委託料合計 (千円)	単価(円/人)
東灘区	10校(4校)	3,762	214円
灘区	7校(5校)	3,334	171円
中央区	6校(5校)	2,152	332円
兵庫区	7校(3校)	2,746	259円
北区	33校(1校)	17,322	266円
長田区	12校(2校)	4,853	298円
須磨区	18校(2校)	8,795	190円
垂水区	22校(1校)	7,944	246円
西区	21校(7校)	9,169	308円
合計	136校(30校)	60,082	246円

放課後子どもプランモデル事業

放課後子どもプランモデル事業とは、平成25年度より、小学校を活用した全ての児童の放課後の安全・安心な居場所づくりのために、児童館指定管理者が運営主体となり、「神戸っ子のびのびひろば」と「学童保育」を一体的または連携して取り組む事業として実施している。これは、共働き家庭を中心とした、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況(いわゆる「小1の壁」)が社会的にクローズアップされ、前述の

国が公表した「放課後子ども総合プラン」に対応するべく、神戸市として進めている事業である。

放課後子どもプランモデル事業は平成25年度において以下の5校で実施中である。

<図表2-95> 放課後子どもプランモデル事業の実施校一覧

	小学校	指定管理者	児童館	開始時期
【一体型】 小学校内に学童保育コーナーあり	和田岬	市社協	御崎児童館	平成26年1月～
	横尾	市社協	横尾児童館	平成22年度～
	西舞子	(社福)舞子福祉会	舞子児童館	平成25年9月～
【連携型】 小学校内に学童保育コーナーはないが、近隣の児童館で学童保育を実施	鈴蘭台	市社協	すずらんだい児童館	平成25年11月～
	井吹東	井吹東ふれあいのまちづくり協議会	井吹台児童館	平成22年度～

青少年育成事業

インターネットや携帯電話等で多くの時間を過ごし、様々な人たちと関わる経験が少なくなっている今の青少年に対して、異世代との交流によって、豊かな人間性や社会性を身につけることができるよう、ふれあいの機会と場を提供することが必要との認識から、中高生を中心とする青少年に、身近な地域において「心の居場所」となるような青少年参加活動を幅広く支援するものである。

ここでは、ユースプラザ、ユースステーション事業や青少年会館を取り上げる。

イ. ユースプラザ、ユースステーション事業

中高生の居場所づくりとして、中高生によるバンドやダンス等の自主的な活動ができる施設を提供している。

<図表2-96> ユースプラザ、ユースステーションの一覧表

施設名	地区	主な設備
ユースプラザKOBЕ・EAST	東灘区	フリースペース、音楽スタジオ、多目的室、サークル室
ユースステーション灘	灘区	フリースペース
青少年会館	中央区	フリースペース、自習コーナー
ユースステーション兵庫	兵庫区	フリースペース
ユースステーション北神	北区	フリースペース、キッズスペース
ユースステーション長田	長田区	フリースペース
ユースプラザKOBЕ・WEST	須磨区	フリースペース、音楽スタジオ、リハーサル室、会議室
ユースステーション垂水	垂水区	フリースペース
ユースステーション西	西区	フリースペース、自習コーナー

ロ．青少年会館

青少年会館の利用状況と指定管理料は以下のとおりである。

< 図表2-97 > 青少年会館の利用状況と指定管理料の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	100,712人	106,749人	109,068人
指定管理料決算額 (千円)	52,575	52,919	53,505

指定管理料のうち毎年約30百万円が人件費、約17百万円が設備管理費となっている。利用者数は大きく変動していないが、アンケートによると予約が取りにくい等の意見もあるため、施設の利用状況としては飽和状態の可能性がある。

地域住民・団体との連携事業

イ．大学との連携事業

神戸市では、地域子育て支援拠点づくりを大学と連携して進めており、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施している。

平成25年度において連携した大学は以下の6大学である。

< 図表2-98 > 大学との連携による地域子育て支援拠点の一覧

区	大学名	開設	開室日
東灘区	甲南女子大学	平成16年10月 (平成19年度指定)	月～金
灘区	神戸大学	平成17年9月 (平成19年度指定)	火～土
北区	神戸親和女子大学	平成20年1月	月～金
灘区	神戸松蔭女子学院大学	平成20年5月	月～土(木曜を除く)
長田区	神戸常盤大学	平成22年11月	火～土
西区	神戸市看護大学	平成24年3月	火・木・金

(注) 平成26年度において1か所(神戸学院大学：西区)設置されている。

< 図表2-99 > 大学との連携による地域子育て支援拠点の利用状況と補助金の推移

(上段：1か月あたり利用児童数、下段：補助金(単位：千円))

大学名	平成23年度	平成24年度	平成25年度
甲南女子大学 (東灘区)	260人	340人	360人
	4,803	4,803	4,803
神戸大学 (灘区)	1,306人	1,272人	1,333人
	4,355	4,355	4,355
神戸親和女子大学 (北区)	306人	280人	248人
	4,952	5,000	5,000
神戸松蔭女子学院大学 (灘区)	360人	280人	260人
	4,807	5,000	5,000

大学名	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸常盤大学 (長田区)	175人	231人	240人
	4,355	4,337	4,271
神戸市看護大学 (西区)	21人	180人	180人
	333	4,153	4,153

ロ．教育・地域連携センター

教育・地域連携センターは、旧二葉小学校を活用した地域人材支援センター内に位置し、学校や子どもたちに対する支援活動の仕組みづくりや人材確保等の検討を進め、ボランティアのシステム化を図っている。具体的には、以下の業務を主に行っている。

< 図表2-100 > 教育・地域連携センターの事業の概要

	主な内容
学校支援員の募集と紹介	退職教職員、社会人、学生、各種団体等からの支援員（ボランティア）募集、必要とする学校等への紹介
学生スクールサポーター制度の推進	教員志望の大学生・大学院生が、支援員の一つである「学生スクールサポーター」として、市立の小中学校に出向いて、児童生徒の学習や遊び、学級活動、行事、部活動指導等の補助・支援を行う制度の推進
ゲストティーチャー制度の推進	学校における教科、道徳、特別活動等において、それぞれの分野における専門的な立場から支援及び助言を行う制度の推進

< 図表2-101 > 支援員登録者数の推移

(単位：人)

年 度	教員OB		スクールサポーター以外の学生	学生スクールサポーター	一般		当該年度合計	累計
	累計	新規			累計	新規		
平成23年度	206	61	121	247	146	114	543	720
平成24年度	279	73	71	289	232	86	519	871
平成25年度	334	55	43	340	304	72	510	1,021

(注) 学生は年度更新のため、当該年度の登録者数のみ記載。

学生スクールサポーターは、教員を目指す2年生以上の大学生・大学院生であり、教育委員会が大学を通じて募集・登録し、指定小中学校に配置しており、週に1日8時間または4時間程度活動し、基本的に交通費等の実費相当額（1日3,000円、半日1,500円）が支給される。その他の支援員は、他の事業（文部科学省「特別支援教育支援員配置事業」等）に関連するものは有償、それ以外は無償である。

< 図表2-102 > 支援員の有償・無償別の支援状況の推移

年度	支援内訳	教員OB	スクールサポーター以外の学生	学生スクールサポーター	一般	合計
平成23年度	有償	29	24	41	35	129
	無償	2	3	1	1	7
	計	31	27	42	36	136
平成24年度	有償	16	19	1	7	43
	無償	6	7	1	4	18
	計	22	26	2	11	61
平成25年度	有償	35	13	4	17	69
	無償	12	6	3	5	26
	計	47	19	7	22	95
合計		100	72	51	69	292

< 図表2-103 > 平成25年度支援内容の内訳

支援内容	成立件数	教員OB		スクールサポーター以外の学生		学生スクールサポーター		一般		合計	
		有償	無償	有償	無償	有償	無償	有償	無償	有償	無償
特別支援	43	12	5	8	1	4	-	11	2	35	8
学習補助	25	5	5	3	5	-	2	3	2	11	14
部活動支援	3	-	-	2	-	-	-	-	1	2	1
校外活動	4	2	-	-	-	-	-	2	-	4	-
環境整備	10	10	-	-	-	-	-	-	-	10	-
学校行事	10	6	2	-	-	-	1	1	-	7	3
合計	95	35	12	13	6	4	3	17	5	69	26

八．神戸っ子応援団

平成23年度より、家庭・地域・学校・行政が一体となって、小学校1年生から中学校3年生までの9年間、地域ぐるみで子どもたちの健やかな育ちを応援する取組として、「神戸っ子応援団」の活動が行われている。文部科学省の「学校地域支援本部事業」であり、自治会・婦人会・青少年育成協議会・老人クラブ・ふれあいのまちづくり協議会等の地域団体、PTA、保護者及び地域住民等で構成され、全中学校区（82校区）で活動されている。

各応援団は、各団体がこれまで実施してきた活動を継続しながら、地域の実情や学校の要望に応じて、校区内の見守りや学習補助、学校行事補助等を実施している。神戸市では、安定した活動が可能となるよう経済支援を行っており、各応援団が事業計画書等の提出を経て神戸市と協定及び委託契約を締結し、委託料（上限：1年目500千円、2年目250千円、3年目200千円、4年目150千円、5年目100千円、6年目以降50千円）が支払われる。各応援団は神戸市へ年1回活動報告書を提出する他、各団体の活動を発表する等の情報交換の場を設けている。

< 図表2-104 > 神戸っ子応援団への委託料の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	13,900千円	24,800千円	21,400千円
実施団体数	32団体	65団体	78団体

また、神戸っ子応援団事業を推進するため、小中学校の校長経験者を「子ども育成推進員」として、平成24年度に東灘区・北区へ、平成26年度からは全区の区役所へ配置している。子ども育成推進員は、学校訪問や地域活動への参加を通じた活動状況の把握や学校・関係者への相談・助言等を行う他、広報紙や区役所HPによる広報、地域関係団体諸会議への参加や区役所来庁者からの要望・相談への対応等により、応援団活動の側面的支援に努めている。さらには、同事業のみならず、区役所まちづくり支援課の職員として、子どもや青少年に携わる地域団体の会議・行事に参加する等学校と区役所の連携を推進する機能も果たしている。

二．子ども会活動支援

各地域の子ども会（以下、「単位子ども会」という。）の育成と活動の促進・発展を図り、児童の健全な育成に資するため、その活動に要する経費に対し補助金を支給する事業である。単位子ども会に対する活動助成金は、各区役所（各区子ども会連合会事務局）を通じ、地域で活動する単位子ども会に交付されている。

< 図表2-105 > 単位子ども会の活動への助成制度の概要

項目	内容
対象・要件	(1) 同一地域において20人以上の就学前3年～中学生により構成され、地域内の全児童を対象に活動している子ども会であること (2) 子ども会を支援する地域住民が参加した育成組織が確立されていること (3) 的確な指導者または育成者によって継続的な活動が期待できること (4) 区長に単位子ども会として結成届を提出し、区子ども会連合会に加入していること (5) 全国子ども会安全共済会への加入、またはそれと同等の保険(共済)制度に加入していること
補助内容(年間)	新規結成助成額 1単位5,000円と子ども会の会旗1組 単位活動助成 20人～29人 20,000円 30人～49人 27,000円 50人～99人 35,000円 100人～199人 48,000円 200人以上 61,000円 モデル子ども会活動助成 1単位30,000円

また、上記の他に、神戸市子ども会連合会へも同趣旨による定額の助成金があり、同連合会の事務局機能を担う市社協には事務経費に対し補助金を交付している。

< 図表2-106 > 子ども会活動支援に係る支出額と利用状況の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども会連合会の事務経費補助金	6,456	5,807	5,724
子ども会連合会への助成金	414	414	414
単位子ども会への助成金計	6,176	6,173	5,521
助成対象の単位子ども会数	213	200	180
単位子ども会数 全体合計(注)	241	228	216

(注) 休眠中の子ども会は含めていない。

ホ．子ども見守り活動隊

子どもたちの安全確保を図るため、保護者・地域・関係団体等の協力により、全市立小学校区において「子ども見守り活動隊」が結成されており、学校安全ボランティア（スクールガード）として、見守りポイントでの立ち番や挨拶、声かけ、パトロール等の見守り活動は無償で行っている。登録者数はPTAを中心に38,324人（平成25年12月末現在）となっている。文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」によるものであり、登録者に対しては、防犯に関する外部の専門家（スクールガード・リーダー）による学校安全ボランティア（スクールガード）養成の講習会・スキルアップ研修の開催、また各地域の幼・小・中学校の園児（幼稚園は保護者も対象）・児童・生徒を対象に防犯教室を実施している。

子育てについて行政の支援を必要とする児童について

各法律等において行政の支援を必要とする児童について記載されており、それぞれの法律に基づいて事業を実施されている。一方で社会的な問題として、教育現場における問題としていじめ・不登校の問題が、家庭の問題として児童虐待の問題が、医療分野にもつながる問題として発達障がい児の増加の問題が挙げられる。

行政の支援を必要とする児童について、網羅されているわけではないが、注目されている事象であることから、いじめ・不登校・児童虐待・発達障がい児に対する行政の対応を検討する。

イ．いじめの問題に対する対応

概要

文部科学省の調査において、いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者が

ら、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と定義されており、全国及び神戸市の小学校におけるいじめの認知件数の推移は以下のとおりである。

<図表2-107> 小学校におけるいじめの認知件数の推移

(単位：件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認知件数	全国	34,766	36,909	33,124	117,383	117,745
	神戸市	135	119	131	222	262
1校あたりの認知件数	全国	1.6	1.7	1.5	5.5	5.6
	神戸市	0.8	0.7	0.8	1.3	1.6

いじめの問題については、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめの未然防止を中心に、組織的な取組が進められている。

「いじめ防止対策推進法」は、第11条において文部科学大臣は「国の基本方針」、第12条において地方公共団体は「地方いじめ基本方針」、第13条において学校は「学校いじめ防止基本方針」を定めるもの（「地方いじめ基本方針」については努力義務）とされ、神戸市においては、国の基本方針を参酌し、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定するとともに、神戸市立の全ての学校が基本方針を作成しホームページ上に公表している。

いじめの問題に対する対応

教育委員会では、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために以下の対応を行っている。

(a) スクールカウンセラーの配置

児童生徒や保護者の心のケアをはかり、いじめや不登校のない安心な学校づくりを進めるために、学校内において臨床心理士によるカウンセリングを受ける体制が作られている。平成7年に小学校、中学校各1名からスタートし、各中学校区に2名のスクールカウンセラーを配置し、原則として中学校には月に4回、小学校には月2回以上活動ができるようにしている。

(b) 学校サポートチーム

いじめ問題に限らず、学校だけでは解決が困難なケースについて、警察OBや弁護士等で構成されるサポートチームにより、学校の緊急支援を行う体制を行っている。また、各区担当の学校支援アドバイザーを配置することで、いじめ問題等の未然防止、早期対応を行う体制

を構築している。

(c) いじめ体罰ホットライン（24時間電話相談）

深夜及び休日を含めた24時間対応可能な電話相談を行い、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めている。

(d) 教育相談指導室（総合教育センター）

いじめ、不登校、進路・学習等についての相談を臨床心理士、指導主事、主任指導員が相談を行っている。

ロ．不登校の問題に対する対応

概要

文部科学省の調査において、不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義しており、全国及び神戸市の小学生の不登校児童の推移は以下のとおりである。

< 図表2-108 > 神戸市立小学校における不登校児童の推移

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神戸市	139 (0.17%)	134 (0.17%)	129 (0.16%)	130 (0.17%)	127 (0.16%)
全国	22,327 (0.32%)	22,463 (0.32%)	22,622 (0.33%)	21,243 (0.31%)	24,175 (0.36%)

(注) ()は、全児童数に対する不登校児童の割合

不登校の問題への対応

神戸市においては、不登校児童に対して学校全体で組織的に取り組むとともに、継続的にきめ細かな対応を行っており、具体的には以下の対応を行っている。

(a) 学校内での対応

- ・ 学級担任等による家庭訪問や家庭連絡を密に行い、教材や配付物についても可能な限り配付当日に届け、児童の状況に応じて補充的な学習を行っている。
- ・ 不登校児童に対して、登校時間や教室等について配慮し、柔軟な受入体制を整えている。

- ・ スクールカウンセラーの配置拡充により、保護者や児童等が気軽に相談できる体制を構築しつつある。

また、学校内での相談体制の充実を図るため、いじめの問題に対する対応の記載のとおり、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの配置を行ってきている。

(b) 総合教育センター（教育相談指導室）

いじめ、不登校、友人関係、子育て・しつけ、進路・学習、からだ・健康、学校生活等について電話による相談及び面接による相談（予約制）を行っている。

<図表2-109> 総合教育センター（教育相談指導室）の相談件数の推移

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電話相談	172	162	116
面接相談	2,184	1,827	1,881
合計	2,356	1,989	1,997

(c) 青少年補導センター

不登校、学習・進路、家庭生活、非行等の悩み相談など子どもに関する様々な問題や悩みの相談を受け、問題解決のための支援を行い、自立を図っている。

<図表2-110> 青少年補導センターの相談件数の推移

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電話相談	850	1,290	1,158
面接相談	4,636	4,494	4,838
合計	5,486	5,784	5,996

(d) こども家庭センター（育成相談）

こども家庭センターでは、家庭内での様々な出来事から派生する問題としての生じた不登校について受ける相談が多く、相談業務の中の育成相談に分類されており、児童福祉司が対応を行っている。

<図表2-111> こども家庭センターの育成相談うち不登校に関する相談件数の推移

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	123	87	110

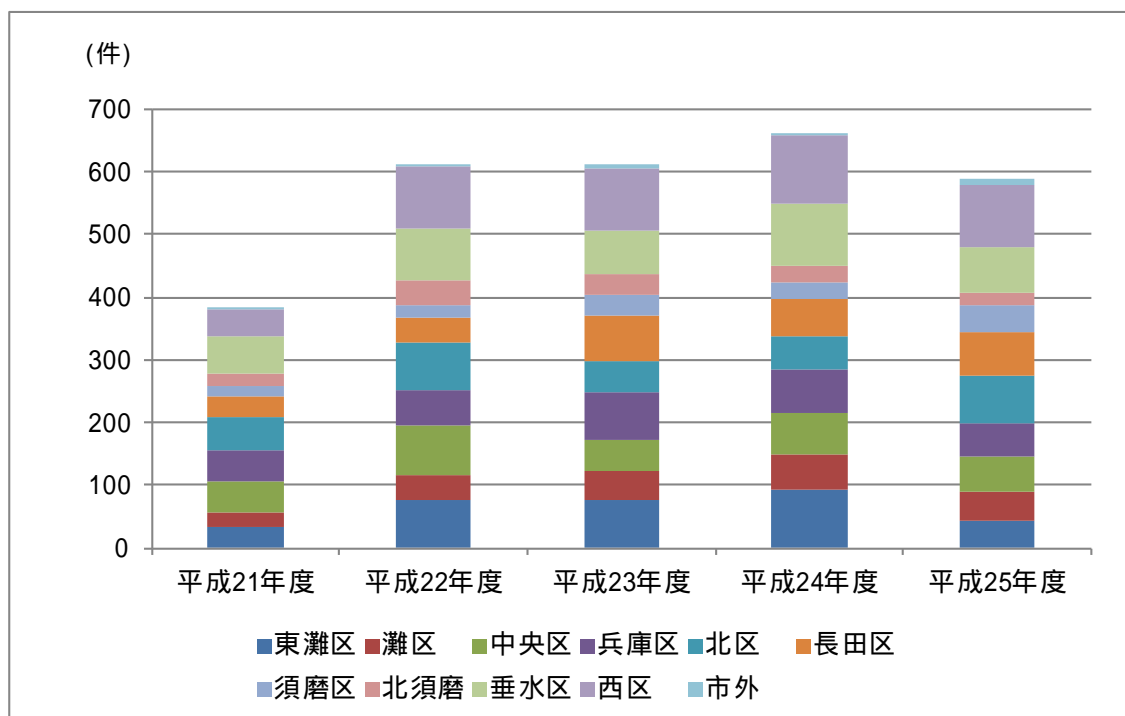
八．児童虐待に関する事業

概要

児童虐待について、平成12年11月に「児童虐待の防止に関する法律」が施行され、国・地方公共団体に児童虐待の早期発見・児童の保護の義務、市民に通告義務が課せられていた。その後、平成16年、平成19年に改正され、通告義務の対象範囲の拡大や児童相談所の立入調査権の強化等児童の安全確保が行いやすいように法整備が進んできている。この法律の施行や国・地方公共団体による広報活動等の結果、児童相談所に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にある。

神戸市では、こども家庭センターにおいて児童相談所の機能を有している。こども家庭センターにおいては、養護相談、障害相談等各種相談の窓口となっているが、児童虐待の相談・通告は以下のように平成22年度に大幅に増加して以降、その水準を維持しており、深刻な状況となっている。

<図表2-112> こども家庭センターで対応した虐待相談の件数



上記のとおり、虐待に関する相談は、平成22年度に大幅に増加して以降、高水準のまま推移しているため、緊急度や重症度において比較的軽度と判定されたものについては、各区・支所に設置されている「こども家庭支援室」が独自で調査・対応しており、その状況は以下

のとおりである。

< 図表2-113 > 各区支所に設置されている「こども家庭支援室」が独自調査・対応を行った件数（年度末時点継続ケース数）

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
東灘区	42	40	31
灘区	15	22	7
中央区	16	13	11
兵庫区	63	38	29
北区(本区)	31	18	10
北区(北神)	9	12	12
長田区	42	44	44
須磨区(本区)	9	12	2
須磨区(北須磨)	56	41	39
垂水区	46	31	29
西区	35	41	38
合計	364	312	252

児童虐待の早期発見、早期対応を図るための対応

(a) 「児童虐待防止サポート制度」

児童虐待における強制的な親子分離等親権の制限を必要とする場合等の法律的な判断及び手続きを兵庫県弁護士会が推薦する弁護士にサポートしてもらい、児童虐待に迅速な対応を図るものであり、報酬額は1人1時間につき6,111円である。

平成23年度～25年度の決算額は以下のとおりである。

< 図表2-114 > 「児童虐待防止サポート制度」決算額

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	430	669	446

(b) 「神戸市児童虐待防止110番」

「神戸市児童虐待防止110番」は、阪神淡路大震災をきっかけに平成7年4月に開設された「神戸市こころの相談110番」を引き継ぐ形で平成12年4月に開設されている。児童虐待が大きな社会問題となっており、その予防活動が急務であることから、当該事業を児童虐待防止事業に位置付けている。したがって、事業の内容としては、子育てに関する相談を受け付けており、臨床心理士をカウンセラーとして雇用し、電話相談を実施して必要な助言指導を行っている。

虐待通報については、こども家庭センターの家庭支援係につないでいる。相談については、

子どもに対して不適切な言動をとったことが明らかな件数を虐待相談として把握しているが、これは明確な訴えがあったケースであり、主な訴えが虐待に関する事項ではなくとも、育児ストレスを訴えてくるケースは多く、一般的には電話相談によって児童虐待にエスカレートすることを防いでいる側面もある。

< 図表2-115 > 「神戸市児童虐待防止110番」相談件数の推移

(単位：件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
受信数		435	536	599
相談者	保護者	366	438	493
	本人	27	50	71
	その他	42	48	35
受信内容	虐待通告	7	7	3
	一般相談	402	490	568
	(うち虐待相談)	13	15	23
	問い合わせ等	17	8	9
	ノイズ	9	31	19

< 図表2-116 > 「神戸市児童虐待防止110番」相談対象者の推移

(単位：件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談者	3歳未満	19	12	24
	3歳～就学前	64	80	110
	小学校低学年	48	38	36
	小学校高学年	44	57	34
	中学生	58	30	55
	15歳以上	169	273	309

< 図表2-117 > 「神戸市児童虐待防止110番」の決算額

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	3,246	3,212	3,246

(c) 「児童虐待 夜間休日相談ダイヤル」

「児童虐待 夜間休日相談ダイヤル」は、夜間・休日における児童虐待の相談や通報等に適切に対応するため、平成17年7月に発足した。

体制としては、休日及び平日夜間に電話相談員を配置し、児童虐待の相談や通報を中心とした電話相談に応じるとともに、緊急のケースについては関係職員や機関との連携により迅速な体制をとることとしており、業務についてはNPO法人に委託している。

< 図表2-118 > 「児童虐待 夜間休日相談ダイヤル」受信件数の推移

(単位：件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
受信件数		2,997	2,617	2,866
受信内容	通報	201	203	187
	(うち虐待通報)	169	177	150
	相談	564	494	411
	(うち虐待を含む養護相談)	249	168	150
	関係機関からの連絡・取次他	2,232	1,920	2,268

< 図表2-119 > 「児童虐待 夜間休日相談ダイヤル」決算額

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
決算額	6,558	6,537	6,548

(d) 「保護者カウンセリング」

児童虐待を行う保護者も被虐待体験を有していること、家族内の問題、経済面での困窮、更には児童の特性が養育を困難なものにしている等、様々なストレスを受け、心の問題を抱えている事例がほとんどであることから、虐待者である保護者に対して、専門の学識経験者や心理療法士等により心理的なカウンセリングを行い、保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また、育児方法の改善により虐待の防止や家族の再統合の促進を図り、児童福祉の向上を図るために実施されている。

< 図表2-120 > 「保護者カウンセリング」の実施内容

種類	対応ケース	カウンセリング実施者	カウンセリング料	実施者への報酬
カウンセリングA	中程度の虐待状況のケース	大学及び大学院の学識経験者に依頼	無料	1回 5,000円 (内訳) カウンセラー 3,000円 スーパーバイザー 2,000円
カウンセリングB	重度の虐待状況のケース	こども家庭センターが依頼した臨床心理士等	無料	1回 8,000円

< 図表2-121 > 「保護者カウンセリング」の実施回数及び決算額

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
カウンセリングA実施回数	0回	0回	0回
カウンセリングB実施回数	54回	63回	59回
決算額	432千円	504千円	472千円

(e) 「医療的支援強化事業」

児童虐待の再発防止等のため、精神障害のある、または精神障害の疑いのある保護者に対

する精神医療的及び精神保健福祉的な援助方針の策定、及び医療機関とこども家庭センターとの連携強化を目的に、事例担当の児童福祉司、児童心理司等に対して、当該保護者に関する援助方針の策定について助言を行うとともに、必要に応じて保護者の面接、相談を実施している。

< 図表2-122 > 「医療的支援強化事業」の相談件数及び決算額

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	6回	2回	2回
決算額	124千円	41千円	41千円

(f) 「法医学診断体制強化事業」

法医学専門医師による診断体制を確立することにより、児童虐待の早期発見に資するとともに、児童の安全確保を図ることを目的に以下の業務を法医学専門医師に委嘱している。

- ・ 虐待の事例について担当の児童福祉司等から診断を求められた場合に、当該児童について書類・写真等の資料または本人への面接により診断を実施し、児童虐待初期段階での鑑定診断を行う。
- ・ 児童福祉法第28条（家庭裁判所の承認を得て行う施設入所処置）の適用が必要となった場合の家庭裁判所審判のための確定診断を行う。
- ・ センター児童福祉司等に対し児童虐待における法医学的診断についての助言や指導を行う。

< 図表2-123 > 「法医学診断体制強化事業」の委嘱件数及び決算額

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委嘱件数	3回	3回	4回
決算額	62千円	62千円	82千円

一時保護

子ども家庭センターは、児童福祉法に基づく児童相談所として、あらゆる相談に応じ、必要な調査、判定に基づき指導を行っている。その業務において必要に応じて児童の一時保護を行っている。

< 図表2-124 > こども家庭センターにおける一時保護件数の推移

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養護相談	153	185	200	163	170
(うち虐待)	(76)	(94)	(96)	(72)	(71)
非行相談	50	36	35	40	45
障害相談	-	4	2	8	2
育成相談	26	16	22	24	25
その他	1	5	-	-	-
合計	230	246	259	235	242

< 図表2-125 > 虐待に係る年齢別一時保護件数の推移

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
2歳～5歳 (未就学)	36	34	37	25	11
小学生	26	34	40	28	36
中学生	11	17	12	13	19
15歳以上	3	9	7	6	5
合計	76	94	96	72	71

< 図表3-126 > 2歳未満の児童については、乳児院へ委託件数(虐待に係わる委託)

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳～2歳	11	7	7	10	8

児童を一時保護した場合の学校等との連携については、子ども家庭センターに通所(相談等において)している児童については、事前に学校側と相談しており、虐待等において緊急に一時保護を行った場合は、学校から通告があった場合を除き速やかに学校に連絡をしている。

学校側には、一時保護中の出席の取り扱い、学習課題、学校行事について確認を行うとともに、必要に応じて児童に面会を依頼している。また、一時保護の予定期間、退所後の行き先等についても学校側に連絡を行い、退所後の状況について学校側にフォローを依頼している。

二．障がい児への対応

神戸市は「ともに住み続けたいくなるまちこうべをめざして～障がいがあってもなくても、安心して豊かに暮らせるこうべを、みんなでつくろう～」を基本目標とした「神戸市障がい者保健福祉計画2015」を策定し、障がい児については「神戸っ子すこやかプラン」とともに相互に連携・補完しながら、障害のある方をはじめ神戸市民の福祉の向上を実現することを

目的としている。

神戸市の障がい児の状況

神戸市における18歳未満の児童に対して交付されている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保有者の推移は以下のとおりである。視覚・聴覚障害、肢体不自由等身体障害者福祉法に定める身体上の障害のある者に対して交付される身体障害者手帳の交付者数はほぼ横ばいであるが、知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに知的障がい児（者）に対する各種援助措置を受けやすくするために交付される療育手帳の交付者数は大きく増加している。

< 図表2-127 > 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保有者の推移
(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳	1,295	1,275	1,271
療育手帳	3,371	3,541	3,760
精神障害者保健福祉手帳	37	52	66

早期発見・早期療育への施策

(a) 乳幼児健診等

第2章3.(6) 「乳幼児に係る家庭訪問及び乳幼児健診事業」に記載のとおり、神戸市在住の乳幼児を対象に乳幼児健診を行っている。1歳6か月児健診、3歳児健診において精神発達面でのスクリーニングを実施することで、障害や発達が気になる子どもを早期に発見し、専門的な機関であるこども家庭センターや総合療育センターでの相談・判定につなげている。

(b) 障害相談（こども家庭センター）

こども家庭センターにおける障害相談は、心身に障害のある児童の療育相談及び、各種の福祉サービスの提供に関する相談並びに施設入所等の福祉措置等の相談を行っている。

神戸市では、身体障がい児の相談判定業務は神戸市総合療育センターが、発達障害等の相談判定業務はこども家庭センターが担っている。

こども家庭センターが受ける相談の主な内容は、療育、進路、施設入所等に関するものであるが、各区保健福祉部から療育手帳交付、すこやか保育認定、自立支援給付の決定に関する判定・指導を行っており、障害相談のうちの大半はこれらの判定に係るものである。

また、同じく各区保健福祉部では乳幼児健康診断（4か月、9か月、1歳半、3歳）が行われ

ているが、1歳半及び3歳児健診においてスクリーニングされた児童の精神発達面での精密検査はこども家庭センターで行っている。

こども家庭センターにおける障害相談の件数の推移は以下のとおりであり、相談件数の推移の状況から、障害が発見されやすい乳幼児期の児童に係る相談が多く、乳幼児の定期健診が定着し、発達チェック体制が確立したことと、保護者が児童の発達の遅れに不安を抱き、相談につながるケースが増加した結果と考えられる。

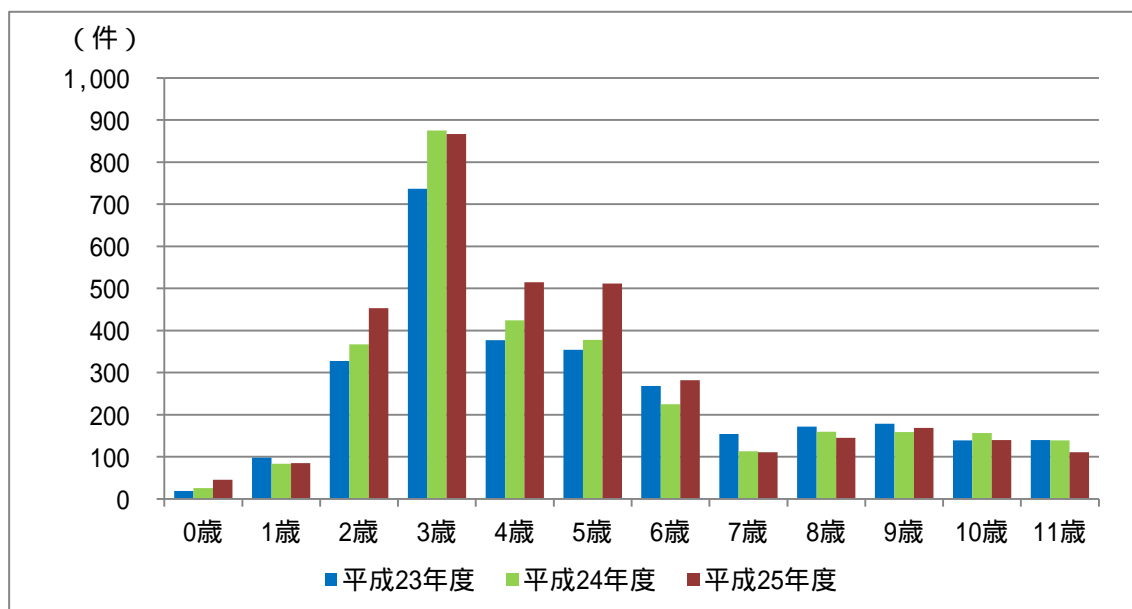
< 図表2-128 > こども家庭センターにおける障害相談の件数の推移

(単位：件)

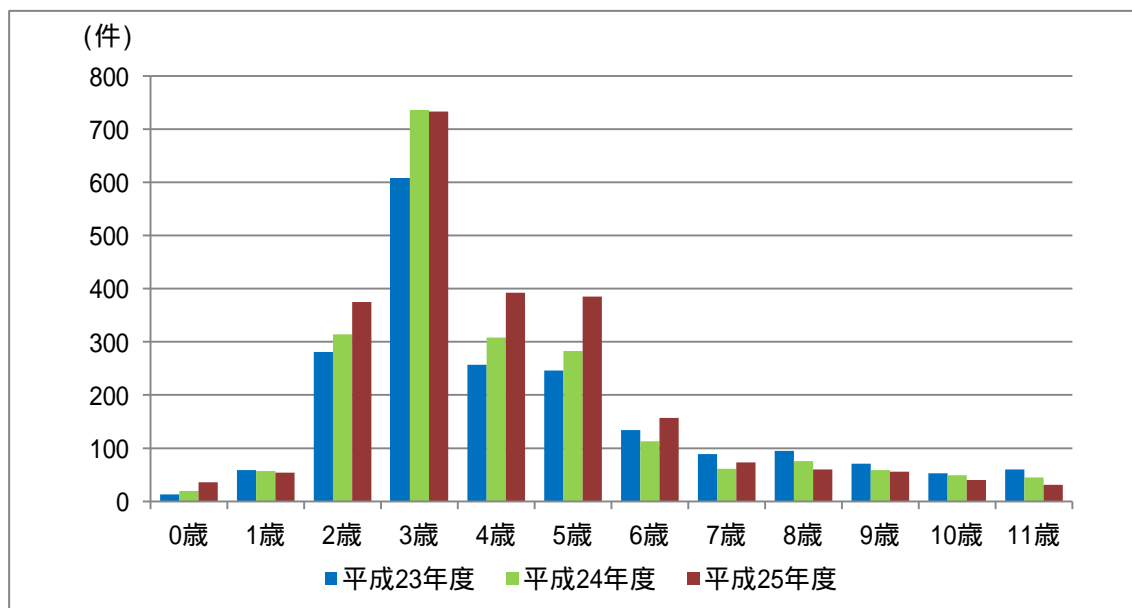
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
肢体不自由	45	31	25	11	11
視聴覚障害	15	8	3	5	11
言語発達障害	1,497	1,982	2,166	2,345	2,549
重症心身障害	152	26	16	15	10
知的発達障害	1,372	1,215	1,335	1,284	1,366
自閉症	7	9	3	1	6
合計	3,088	3,271	3,548	3,661	3,953

障害に関する相談件数を年齢別に分析すると、2～5歳児の割合が高いことから、乳幼児期の障害に対する専門家として、保健師、保育士、幼稚園教員への期待が高い。

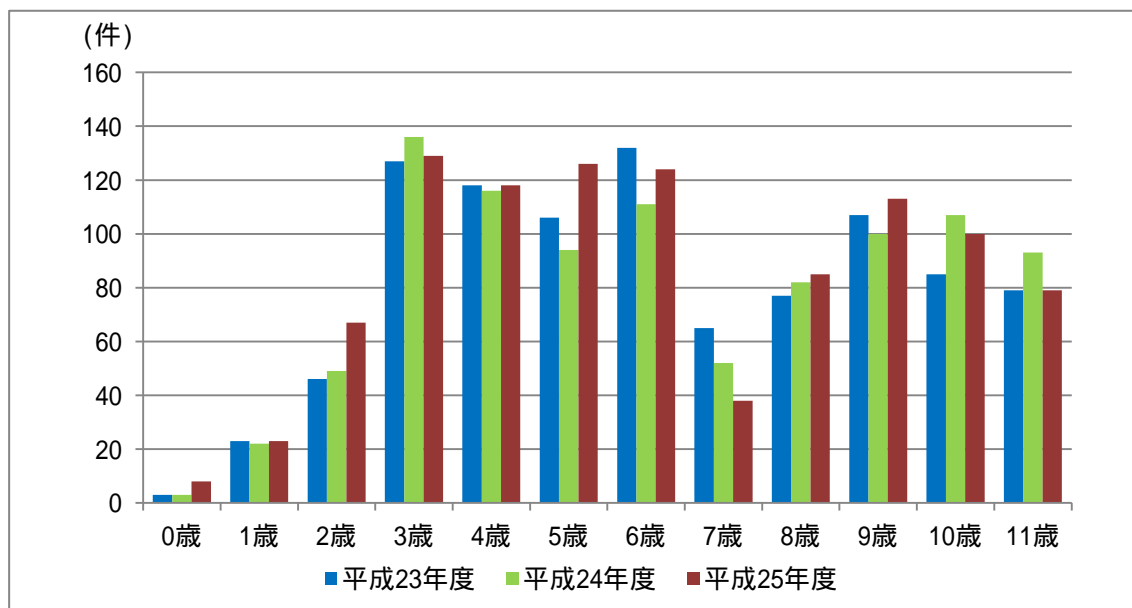
< 図表2-129 > 年齢別障害相談件数の推移



< 図表2-130 > 年齢別言語発達障害の相談件数の推移



< 図表2-131 > 年齢別知的発達障害の相談件数の推移



就学前の児童に対する施策

平成24年の児童福祉法改正を受け、障害のある児童も、身近な地域で障害特性に応じたサービスが受けられるよう療育体制の再構築をおこなっている。治療・療育の拠点である総合療育センターを機能拡充するとともに、旧知的通園施設である「のぼら学園」「ひまわり学園」を東西の療育の拠点として、再整備を行っている。

また、就学前の障害のある子どもが、身近なところで保育を受けられるよう、保育所にお

いて障がい児を保育するために、すこやか保育支援事業を行っている。

保護者の了解のもと、こども家庭センターの診断判定を受けていただき、その結果により対象となると判定された場合に、処遇について保育所と相談しながら保育を進めている。

ただし、すこやか保育は保育所への入所を前提とした制度であるため、保護者が共働き等「保育に欠ける」という条件を満たす必要があり、就学前の全ての児童が受けられるものではない。

平成27年4月以降、新子育て支援制度に移行するにあたって、すこやか保育の制度の移行についても検討が望まれる。

< 図表2-132 > すこやか保育実施状況

(単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
精神発達地帯、 その他発達障害	公立	284	274	281	299	282
	私立	185	206	217	245	278
その他	公立	23	21	22	15	14
	私立	27	23	18	15	14
合計	公立	307	295	303	314	295
	私立	212	229	235	260	293

就学後の児童に対する施策

(a) 特別支援教育

文部科学省において特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものと定義されている。

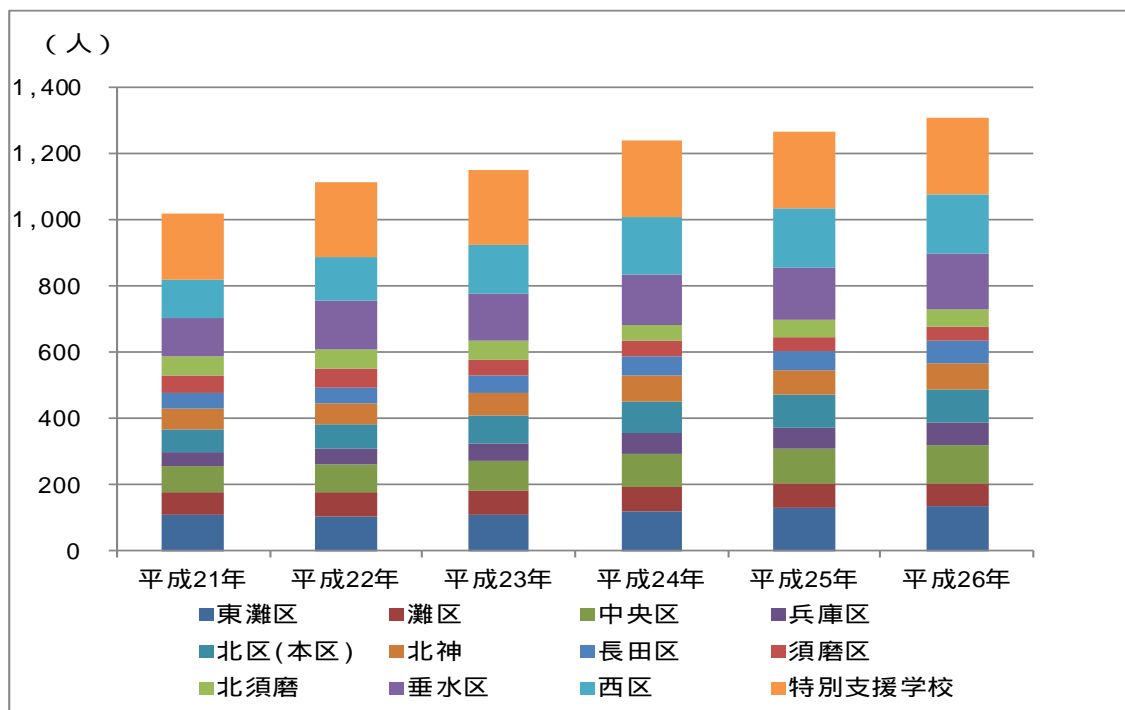
制度としては平成19年4月から、特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

神戸市では、特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒への支援体制づくりを推進してきている。そのなかで、子どもたち一人一人が、その良さや可能性を活かし、持っている力を十分に発揮することができるように、また、子どもたち一人一人が自立し、社会参加するために必要な力を培うことができるように、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室を設置し、障害等の状況に応じた教育に取り組んでおり、その状況は以下のとおりである。

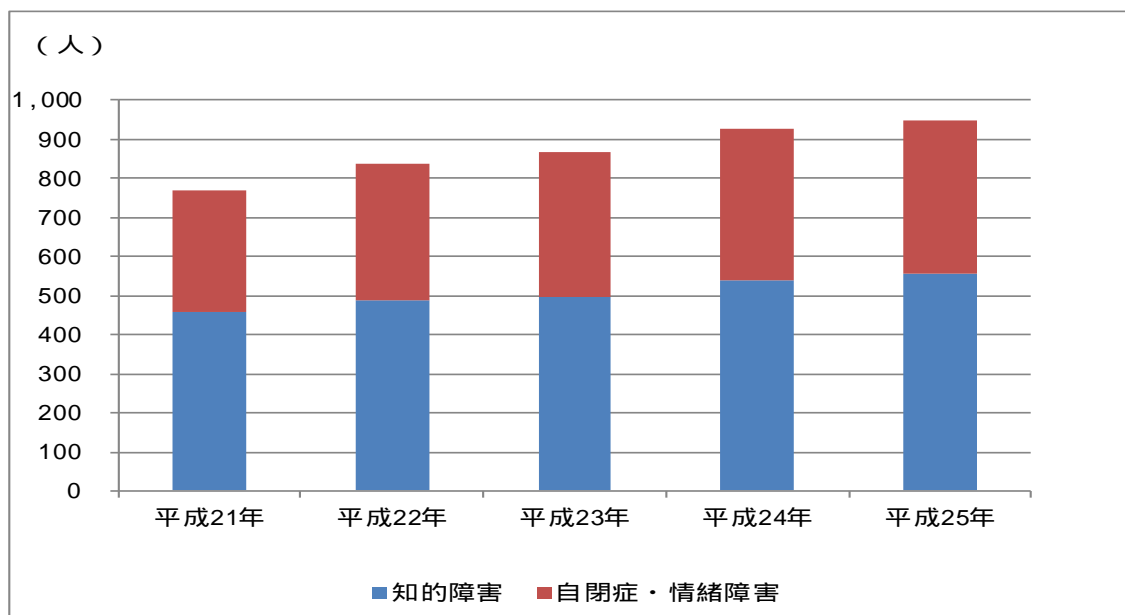
< 図表2-133 > 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の特徴及び神戸市内の設置数

	特徴	神戸市の設置数
特別支援学校	障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校である。	6校 1分校
特別支援学級	小学校、中学校において、障害の種別ごとに少人数の学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行う。 各学校における特別支援児童への対応として、特別支援コーディネーター（特別な教育的支援を必要とする児童生徒に係る保護者、教員、関係機関の連絡調整役）を、校長からの指名により校内に1～5人設置している。特別支援コーディネーターは全員教師から選任され、一定の研修を受けて教師が担当している。	小学校 159校 （全 167校） 中学校 79校 （全 82校）
通級指導教室	通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状況に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行う。	きこえとことばの教室（言語障害・難聴）7教室（幼稚園児、小学生対象） 通級指導教室（自閉症・情緒障害）5教室（幼稚園児、小学生対象、中学生対象はうち2教室） 学校生活支援教員（LD・ADHD）5名（小学生・中学生対象）

< 図表2-134 > 小学生を対象とした特別支援学校、特別支援学級へ通う児童数



<図表2-135> 前述のうち、知的障害、自閉症・情緒障害による特別支援学級へ通う児童数



(b) 児童館における障がい児の受け入れ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもの放課後等の居場所として学童保育を行っている。障がい児の学童保育の入所については、学童保育の受け入れ基準を満たす児童が対象となっているが、可能な範囲で受け入れに努めている。

- ・ 具体的な受け入れの決定については、個々のケースごとに、児童館・学童保育コーナーでの館長との面接等により受け入れ可能かどうかを判断している。
- ・ 自力での来退館についても、ボランティアを確保していただき、送り迎えができるようなケースについては、要件を緩和して受け入れを行っている。
- ・ 障がい児を受け入れた場合には、状況に応じて指導員の加配を行っている。
- ・ 新設の児童館においては、手すりやスロープの設置、段差をなくすような設計、洋式トイレの設置等、施設面での整備にも配慮している。既設の児童館においても、和式トイレしかない場合は、洋式トイレへの改修等を行っている。

(c) 障がい児に対する通所サービス

これまで、障害者自立支援法に基づき実施されていた児童デイサービス、児童福祉法に基づき実施されていた知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設の通所サービスについて、平成24年4月以降、障がい児支援の強化を図るため、根拠法を児童福祉法に一本化し、以下の区分に整理されている。

< 図表2-136 > 障がい児に対する通所サービス一覧

児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行う。
放課後等デイサービス	就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(7) 神戸市における子ども・子育て支援新制度

子どもが小学校入学前に利用する施設として、幼稚園と保育所が多く利用されてきたが、新制度では、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」と、少人数の子どもの保育を行う「地域型保育」も利用することができる。なお、実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なる。

< 図表2-137 > 新制度における未就学児童の教育・保育の場

	幼稚園	認定こども園		保育所	地域型保育
利用時間帯	朝～昼過ぎ	朝～昼過ぎ	朝～夕	朝～夕	朝～夕
支給認定	1号	1号	2・3号	2・3号	3号

保育所事業

保育所は、全て新制度に移行する。その際に「保育所」のまま移行する施設と、「認定こども園」に移行する施設とに分かれる。

< 図表2-138 > 新制度における保育所の取り扱い

	保育所（全て新制度に移行）	
新制度での取り扱い	保育所のまま	認定こども園に移行
認定の手續	必要	
利用者負担額 （保育料）	保護者の所得に応じて市が決定	

幼稚園事業

私立幼稚園は、「新制度に移行しない幼稚園」「新制度に移行する幼稚園」「認定こども園に移行する幼稚園」の3パターンに区分され、手続き等が異なる。公立幼稚園は、全て新制度に移行する。

< 図表2-139 > 新制度における幼稚園の取り扱い

	私立幼稚園		公立幼稚園	
	新制度に移行しない	新制度に移行する		
新制度での取り扱い	幼稚園のまま(注1)	幼稚園のまま	認定こども園に移行	幼稚園のまま
認定の手續	不要		必要	
利用者負担額 (保育料)	これまでと同様 各園が定める保育料・入園料 就園奨励助成金あり		保護者の所得に応じて神戸市が決定	

(注)1. 新制度に移行しない私立幼稚園の利用手続きはこれまでと変わらない。

2. 就園奨励助成金とは、神戸市が私立幼稚園の入園料・保育料の一部を保護者の所得に応じて助成するものである。

認定こども園事業

保護者の働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に行う施設であり、1号認定子ども（保育を必要としない3歳以上の子ども）は朝から昼過ぎまで、2・3号認定子ども（保育を必要とする子ども）は朝から夕方まで預けることができる。

神戸市では平成27年4月1日より、既存の認定こども園に加え、新たに11か所の幼稚園が新制度における認定こども園として移行する予定である。

地域型保育事業

新制度では、従来の幼稚園・保育所・認定こども園に加え、市町村の認可により、少人数の子どもを保育する事業として、「地域型保育」が新たに創設される。待機児童の多い10から2歳児を対象とし、原則として定員20人以上とされる施設よりも少人数の子どもを預かる事業である。以下の4つに分類される。

< 図表2-140 > 新制度における地域型保育事業の概要

タイプ	特徴
家庭的保育 (保育ママ)	・家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を行う ・定員5人以下
小規模保育	・家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う ・定員6～19人以下
事業所内保育	・会社の事業所の施設等で保育を行う ・従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育

タイプ	特徴
居宅訪問型保育	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に実施 ・保護者の自宅にて1対1で保育

(出典：厚生労働省HPより加工)

神戸市子ども・子育て会議では、保育を必要とする3歳未満児に対する確保方策として、「教育・保育施設で設定される3歳未満児の枠で対応しつつ、それでも不足する0～2歳児の保育枠は、地域型保育事業で対応すること、そして、地域型保育事業の整備にあたっては、小規模保育事業を中心とし、また、事業所内保育事業も活用する。一方で、家庭的保育事業は、これらの補完的役割として、また、居宅訪問型保育事業は、安全性の確保を図りつつ、限定的なものとして位置づける方針」とされている。

4. 子育て支援事業に係る組織体制

(1) こども家庭局

神戸市こども家庭局では、安心して子育て・教育ができる街を実現するために、「子ども・子育て支援の総合的な推進」、「妊娠・出産・子育てへの支援」、「仕事と子育ての両立支援と幼児教育の推進」、「地域と取り組む子ども・青少年の育成」、「特に援助が必要な子ども・家庭への支援」を軸に、現代の多種多様なニーズに対応できるようきめ細やかな施策を推進している。

<図表2 141> こども家庭局の人員数及び担当業務内容(平成26年5月1日時点)

所属		人数	業務内容(一部抜粋)
こども家庭局	総務課	13	・子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進
	こども家庭支援課	84	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の福祉及び自立支援 ・子どもに関する諸手当 ・母子保健 ・発達障害児の支援
	こども企画育成部 こども青少年課	20	<ul style="list-style-type: none"> ・市立の児童館 ・民間の児童館設置の認可、並びに設置者に対する指導及び監督 ・放課後児童健全育成事業(学童保育、放課後子供教室、放課後子どもプランモデル事業) ・ファミリー・サポート・センター事業 ・神戸っ子応援団 ・青少年健全育成
	若葉学園(注)	24	<ul style="list-style-type: none"> ・入所または通学の児童(入所児童)の生活指導及び養護 ・警察、家庭裁判所等との連絡及び調整 ・入所児童の自立支援
	総合療育センター	58	・心身障がい児に係る診療、検査及び機能回復訓練
	子育て支援部		
	振興課	58	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の教育・保育に関する施策の調整及び推進 ・市保育所の管理・運営及び監査
	保育所	918	・乳幼児の保育
	事業課	21	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所及び幼稚園等の助成 ・民間保育所の認可、指導、監督

所属		人数	業務内容（一部抜粋）
			<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんホーム及び家庭託児所の指定、助成、指導、監督 ・認可外保育施設の指導、監督 ・保育所職員の指導及び研修
	こども家庭センター	73	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護児童の指導、観察、養護 ・児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導、治療
	合計	1,269	

(注) 家庭、学校、地域社会の中でうまく適応できず行動の乱れや性格上の悩みを抱えた児童（18歳未満）の保護と心身の健全な成長発達を育成することを目標とする学園

(2) 教育委員会

教育委員会は、教育の政治的中立性と安定性を確保するため、地方公共団体の長から独立して設置される合議制の執行機関で、学校等の教育機関の管理、教育職員等の任免、児童生徒の入学、教育課程の編成、教科書の採択、学校給食、社会教育、スポーツ、文化財等に関する事務などを管理し、執行している。

< 図表2 141 > 教育委員会の人員数及び担当業務内容（平成26年5月1日時点）

所属		人数	業務内容（一部抜粋）
教育委員会事務局	総務部	庶務課	17 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局及び教育機関（学校を除く）の定員及び職員の任免、給与、賞罰、服務その他身分取扱い ・予算の編成及び執行
		教育企画課	19 <ul style="list-style-type: none"> ・教育に係る重要施策の企画立案及び調整 ・学齢児童生徒の就学並びに生徒及び幼児の入学等
		教職員課	35 <ul style="list-style-type: none"> ・学校職員の給与支払い ・学校職員の任免、給与の決定、賞罰、服務その他身分取扱い
		学校計画課	21 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校再編 ・幼稚園教育振興計画
		学校整備課	30 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の管理及び保全 ・学校運営費の執行管理
	指導部	指導課	89 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に関する諸施策の調査及び企画 ・学校教員の指導力向上
		特別支援教育課	36 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児に係る就学奨励 ・特別支援教育に係る企画、調査研究及び連絡調整
		健康教育課	24 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の保健指導及び環境衛生 ・学校給食
		人権教育課	10 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育に係る諸施策の企画、調査研究及び連絡調整
		総合教育センター	39 <ul style="list-style-type: none"> ・教育職員研修 ・教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究結果の普及
	社会教育部	生涯学習課	27 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する諸施策の企画及び調査研究 ・生涯学習の振興
		文化財課	36 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護及び調査
		スポーツ体育課	29 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの振興に関する諸施策の調査及び企画
		公民館	46 <ul style="list-style-type: none"> ・文化及び体育の教室、講座、講演会、展示会の教養及び文化の向上
	博物館	管理課	23 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の管理 ・入場料その他事業収入の収納

所属		人数	業務内容（一部抜粋）
	学芸課		・博物館資料の収集及び保存 ・特別展、企画展等展覧会の開催の企画及び実施
	小磯記念美術館	9	・講演会、講習会、研究会等事業の実施 ・展覧会の開催の計画及び実施
中央図書館	総務課	51	・図書館に係る施策の企画立案及び調整
	利用サービス課		・書庫内の図書の管理及び出納
学校園(注)	幼稚園	275	・42園
	小学校	4,781	・167校
	中学校	2,562	・82校 ・分校 2校
	高等学校（全日制）	495	・6校
	高等学校（定時制）	131	・3校
	特別支援学校	643	・6校 ・分校 1校
	高等専門学校	135	・1校
合計		9,563	-

(注) 人数は教職員合計

(3) 区役所

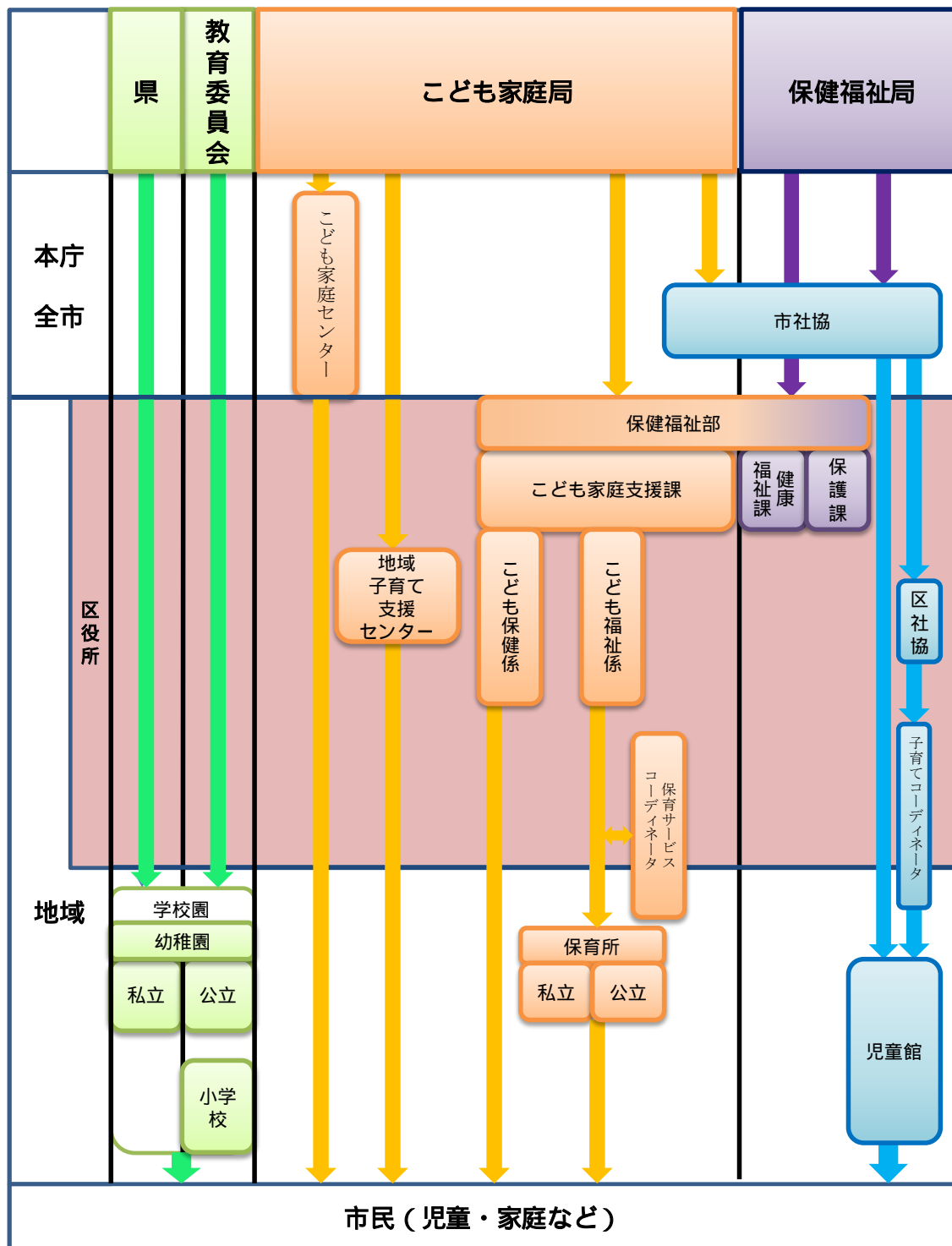
区役所における子育て支援事業を主に担う部署としてはこども家庭支援課があり、課内にはこども福祉係とこども保健係がある、その他に地域子育て支援センター、区社会福祉協議会（以下、「区社協」とする。）の出先部署が存在しており、それぞれの部署において役割分担がなされている。各部署の職務分掌は以下のとおりである。

< 図表2 142 > 区における所管業務

部署名	所管業務
こども家庭支援課	こども福祉係：児童の保護・育成、母子・寡婦等福祉、教育・保育給付 こども保健係：母子保健事業
地域子育て支援センター	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助、関連情報の提供、講習等の実施
区社協	区内児童館・学童保育コーナーの運営支援、地域子育て支援事業の実施

区役所と各関係機関の役割分担を図示したものは以下のとおりである。

< 図表2 143 > 区役所と各関係機関の役割関連図



また、神戸市では、教育・保育提供区域である各区と北須磨支所・北神保健福祉課11か所に保育サービスコーディネーターを配置し、子どもの保育を希望する家庭の相談に応じ、個々の状況に合った保育サービスの情報を提供している。保育サービスコーディネーターは、

区役所の窓口や電話での相談、各種保育サービスの案内、各保育サービス実施施設への訪問等による情報集約、保育所入所保留児童等に係る状況把握・アフターフォロー等の業務を行っている。

5. 子育て支援事業に関連する法令等

< 図表2-144 > 条例及び規則

	名称
1	神戸市子ども・子育て会議条例
2	神戸市立児童福祉施設等に関する条例
3	神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則
4	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例
5	児童福祉法により義務付けられた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」
6	神戸市子ども・子育て支援事業計画

< 図表2-145 > 国等が策定する計画及び重要な通達等

	名称
1	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（通知）等
2	すこやか親子21
3	児童館の設置運営について（厚生労働省次官通知）
4	児童館の設置運営について（厚生労働省局長通知）
5	児童館ガイドラインについて（厚生労働省局長通知）
6	児童相談所運営指針

< 図表2-146 > 法令等

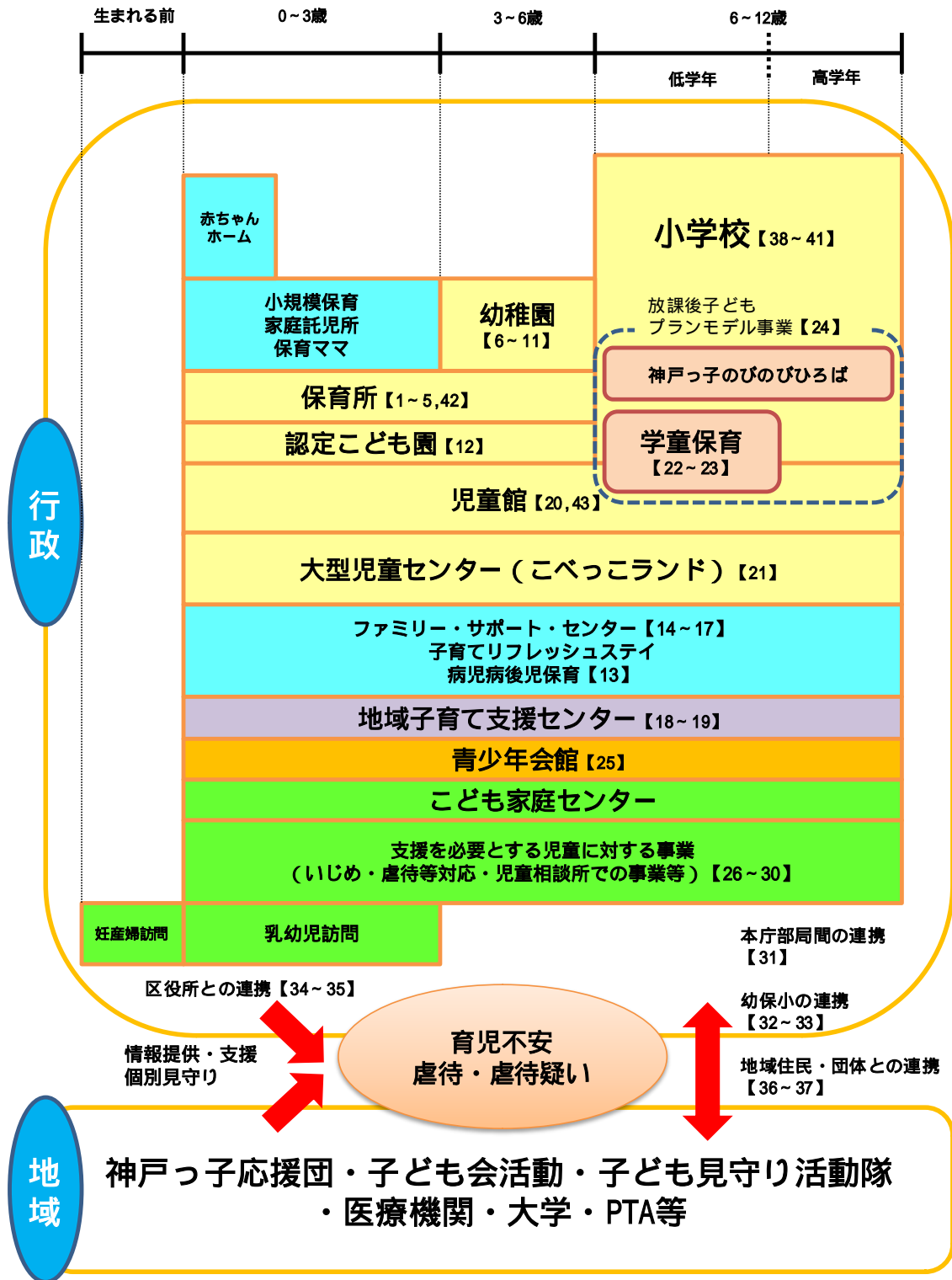
	名称
1	児童福祉法
2	社会福祉法
3	子ども・子育て支援法
4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
5	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
6	次世代育成支援対策推進法
7	児童虐待の防止等に関する法律
8	児童手当法
9	児童扶養手当法
10	母子保健法
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
12	発達障害者支援法
13	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
14	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第3章 監査の結果及び意見

1. 監査の結果と意見の一覧

第2章で記述した子育てに関する事業と監査の結果及び意見の関連性を図示したものは以下のとおりである。

<図表3-1> 監査の結果及び意見の俯瞰図 【 】内は意見の番号



2. 保育所事業

(1) 公立保育所のあり方の検討状況【意見1】

保育所の整備について【意見1】

神戸市では、待機児童の解消に向けて、私立保育所を平成27年度から平成29年度の間、6園整備することで新制度の潜在ニーズを含む将来需要に対応する予定であり、平成27年度には3園を整備支援予定である。

残りの3園については、保育所の増改築や認定こども園への移行により定員が満たされる場合等を勘案して、その都度整備が必要かどうかを検討して進めるとのことである。

将来的には、少子化の傾向にあることから平成29年度に待機児童が解消された後は、需給バランスが変化することが想定される。また、保育所の整備に関連することとして、公立保育所は築30年以上の施設が8割以上（築40年以上の施設が約3割）を占める等老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。

神戸市における公立保育所の役割としては、以下が想定される。

- ・ 既存の私立保育所の安定的運営を図るための弾力的な需給調整機能
- ・ 需要数から私立保育所での運営が困難な地域での保育の提供
- ・ 虐待事例の見守り等特別に配慮を要する家庭・児童等へのセーフティーネット
- ・ 保育プログラム・安全面・衛生面等の標準モデル

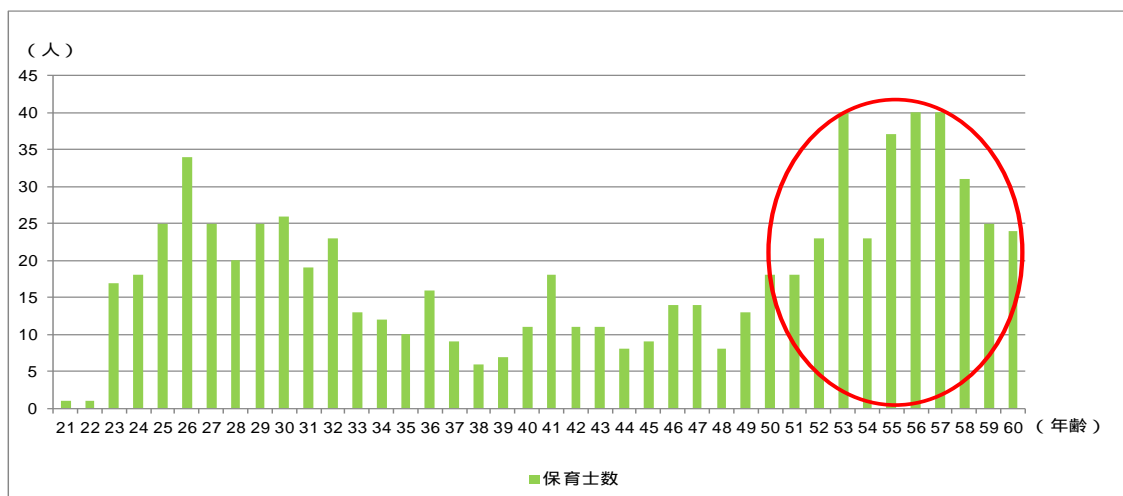
神戸市においては、これら公立保育所が果たすべき役割を明確にした上で、維持・配置すべき保育所数や児童定員数を想定し、施設の老朽化による建替等を勘案して、保育ニーズの減少に計画的に対応することが必要である。

なお、施設の老朽化による建替に際しては、民間活力の利用、複数保育所の統合の検討、建替工事の発注方法の工夫等により、財政負担の軽減化を図ることが有用である。

(2) 認可保育所における品質管理【意見2～3】

非常勤職員の雇用の確保【意見2】

< 図表3-2 > 公立保育所年齢別保育士数



神戸市では、平成29年度までに潜在的需要も含めて保育所の施設を確保する想定をしているが、図表3-2のとおり、50代以上の人材の占める割合が高い状況である。

待機児童対策にあたっては、保育の質を低下させないように配慮することが必要であり、施設の確保のみならず、人員の確保も重要な課題となる。

そのため、50代以上の人材については、定年退職後、再任用制度を活用するなどして品質を維持することが望ましいと考える。

現在、神戸市は保育士のパートの時給を一律1,040円と定めているが、隣接都市である西宮市のように時間帯や曜日によって時給単価の差別化を図り、有能な専門資格を有する人材の確保に向けた施策を検討する必要がある。

50代以上の職員や非常勤職員に蓄積したノウハウの継承【意見3】

経験豊富な50代以上の人材が多数を占めることから、当該職員が有するノウハウをいかに次世代に伝達していくかが重要である。また、経験豊富な50代以上の人材の定年退職後の保育需要に対応するためには非常勤職員を確保する必要があり、非常勤職員に蓄積されるノウハウの継承も今後は課題となる。

現状は経験豊富な50代以上の人材や非常勤職員のノウハウ継承については、現場でのオン・ザ・ジョブトレーニングに頼っている状況であるため、神戸市としてノウハウの蓄積の仕組みを構築する必要がある。

(3) 民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付に係る業務の効率化【意見4】

当該補助金の申請には、以下 ～ の添付書類が必要である。

補助金の算定基礎となる職員定数と補助金算定表

正規雇用職員の勤続年数の算定表

〔満61歳以上〕正規雇用職員一覧表

その他神戸市が指定する書類

〔新たに他の措置施設の勤務期間を通算するときは、当該他の施設の「在職証明書」の写し等を添付〕

市職員は、補助を受けようとする保育所から提出された を元に、交付決定額の基礎となる民間社会福祉施設職員給与改善費補助金一覧表を作成している。 の資料を表計算ソフトを用いて作成する保育所もあるが、手書きで作成する保育所もあり、提出様式は園によって様々である。そのため、市職員は施設別に職員数を勤続年数区分（申請基準A～K）ごとに手作業で入力する必要がある。平成25年度時点の私立保育所数は145施設であり、ほとんどの保育所が当該補助金の申請を行っている（東灘区では22施設中21施設、灘区は15施設全てが申請している）。このように、当該補助金の交付は膨大な作業が行われている。以上の現状をふまえて、作業の効率化を図り、福祉施設職員給与改善費（平成25年度397百万円）、福祉施設職員加配（同年度 716百万円）と金額的に重要性が高く、適切な交付額の算定を確保する観点から、 の提出様式を()表計算ソフトデータを用いて統一する、もしくは()県や周辺自治体と協力し、保育士の勤続年数等のデータベースを共有することによって、手作業量を減らすことが望ましい。また、保育の品質管理の観点からも、勤続年数を把握することは人事政策においても有用である。

(4) 認可外保育施設の管理、指導・監督状況【意見5】

神戸市では、届出のあった全ての認可外保育施設（定員5名以下の施設及び事業所内保育施設は届出対象外）について指導監督を実施している。また、届出対象外の施設についても市の方で把握できた施設については指導監督を実施している。

指導監督の結果を各施設に伝達し、重要なものについては改善状況の報告を受けているが、当該報告の中に健康診断の実施にあたり近隣医師との契約書を締結する予定であるとの改善報告がなされているものがあつた。実質的には改善が未了であるので、次年度の立入調査において、改善状況を確認することが重要である。

3. 幼稚園事業

(1) 公立幼稚園のあり方の検討状況【意見6～9】

公立幼稚園に対する神戸市の財政負担

公立幼稚園のあり方の検討状況を確認するにあたって、現状の公立幼稚園の運営に係る神戸市の財政負担額を試算する。

イ. 幼稚園の運営に係る歳入額

< 図表3-3 > 歳入額の内訳

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育料・入園料	306,383	310,926	298,852
その他	6,987	6,528	4,968
計	313,370	317,454	303,820

ロ. 幼稚園の運営に係る歳出額

< 図表3-4 > 歳出額の内訳

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
教職員費	2,127,053	2,231,226	2,034,016
(内訳) 正規職員	1,446,646	1,441,778	1,353,677
正規職員退職手当	133,446	258,766	153,009
代替職員	536,687	520,716	517,307
共通費(旅費)	10,272	9,964	10,022
幼稚園人事費	139,338	155,195	153,983
(内訳) 嘱託・パート	137,202	153,100	151,891
その他	2,136	2,096	2,092
運営費	491,766	184,637	293,608
計	2,758,157	2,571,058	2,481,607

八．園児1人あたりの財政負担額

<図表3-5> 園児1人あたりの月額負担額の試算

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
()歳入額	313,370	317,454	303,820
()歳出額	2,758,157	2,571,058	2,481,607
()公費負担額 () - ()	2,444,787	2,253,604	2,177,787
()園児数(人)	2,787	2,841	2,745
()園児1人あたりの年間負担() / ()	877	793	793
()園児1人あたりの月額負担() / 12	73	66	66

(注)1. 上表には通級指導教室の歳入・歳出実績が含まれている。

2. 幼稚園別の1人あたり負担額の試算には以下を控除して計算している。

諸収入：幼稚園別に把握できないため(平成25年度は全幼稚園合計で883千円)。

退職手当：発生した幼稚園の一年間の費用とは考えにくいため。

上表数値は各年度の幼稚園ごとの歳入・歳出実績に基づいて監査人が試算したものである。これによると、年間20億円以上の費用が公費で賄われていることになる。

また、平成25年度の試算結果を幼稚園ごとに検証すると、1人あたりの年間財政負担額が少ない幼稚園では年間300～400千円程度であるが、多い幼稚園では3～4百万円程度となっている。中には1人あたりの年間財政負担額が10百万円を超える幼稚園もある。

公立幼稚園の運営にあたり将来想定される状況

公立幼稚園のあり方の検討状況を確認するにあたって、近い将来想定される状況について、以下でまとめる。

イ．神戸市における公立幼稚園の認定こども園への移行の検討状況

待機児童解消の手段としては公立幼稚園においても認定こども園への移行や保育所への移行も考えられるが、神戸市では以下の理由により、公立幼稚園の認定こども園化は考えておらず、公立幼稚園は新制度における幼稚園としての移行を予定している。

- ・ 平成27年4月からの新制度の下でも幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行は義務付けられているわけではないため。
- ・ 保育所においても、待機児童解消のための認可保育所の新設等においては、民間の力を借りて整備を進めているため。
- ・ 神戸市では、幼稚園教育はできるかぎり私立幼稚園に任せるという考え方の下、公私が役割分担しつつ幼児教育の充実を図ってきている。すなわち、将来的には公立幼稚園は、そのあるべき姿を残して、減らしていく予定である。ここで、幼稚園の認定こ

ども園化は公立幼稚園に新たに保育機能を持たせる結果となり、その流れに逆行することとなるため。

ロ．公立幼稚園の3年保育

神戸市では子育て支援や幼児教育の充実を図る研究実施のために3年保育を実施することとしているが、幼稚園事業は公立と私立が協調して実施する方針であるため公立幼稚園で過度に3歳児保育を実施した場合には私立幼稚園の経営を圧迫する可能性があることから、実際に3歳児保育を実施しているのは私立幼稚園と競合しない3園（港島幼稚園、長尾幼稚園、岩岡幼稚園）のみである。

ハ．公立幼稚園の園児数と今後の見込

神戸市では、公立幼稚園は新制度における幼稚園としての移行を想定しているため、公立幼稚園としての園児数と今後の見込が将来に影響を与えるが、少子化により教育利用が見込まれる子どもの推計が減少している。これに過去の公立幼稚園就園率を乗じて、将来の公立幼稚園園児数の見込みを試算すると以下のとおりとなる。

<図表3-6> 公立幼稚園の今後の園児数の見込（試算）

（単位：人）

年度	() 幼児数	() 公立幼稚園就園率	() 公立幼稚園園児数
平成27年度	21,180	12.80%	2,711
平成28年度	20,755	12.80%	2,657
平成29年度	20,352	12.80%	2,605
平成30年度	20,045	12.80%	2,566
平成31年度	19,664	12.80%	2,517

()：第4回神戸市子ども・子育て会議 資料「教育利用が見込まれるこどもの推計値」

()：平成23年度～25年度における幼稚園児に占める公立幼稚園児の割合（3年平均）

()：()×()

二．教員の状況について

前述のとおり、公立園児数は減少する見込みである。その一方で、教員に係る人件費予想は以下のとおりとなっており、園児数と同様に今後は教員も逡減していく見込みである。なお、教員の流動性については非正規雇用の教員人数を調整することで対応できるとのことである。

< 図表3-7 > 公立幼稚園の今後の教員の予想人件費

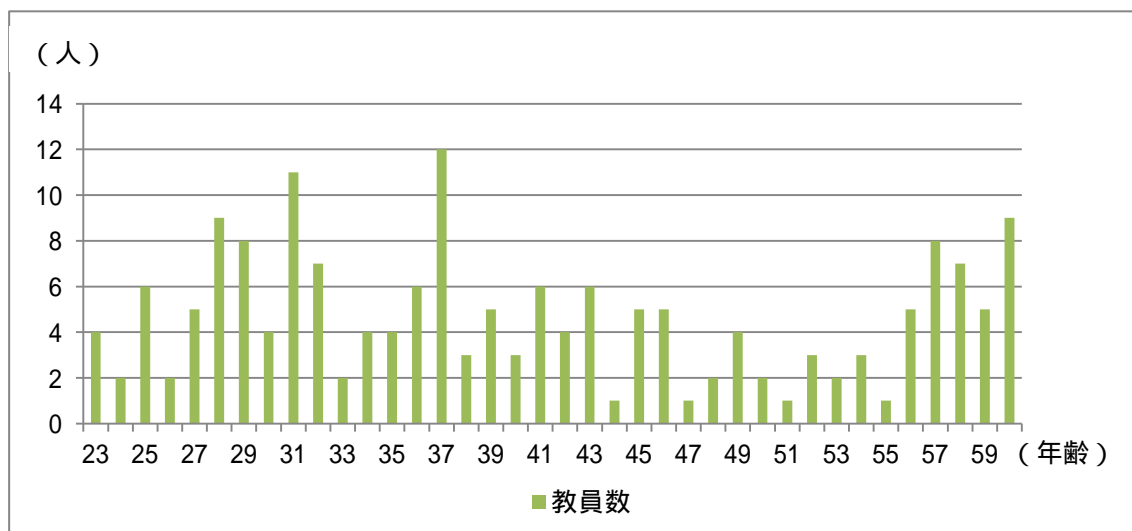
(単位：千円)

年度	人件費	うち正規職員費	うち代替教員費
平成27年度	1,772,760	1,266,595	506,165
平成28年度	1,731,342	1,225,177	506,165
平成29年度	1,691,279	1,185,114	506,165
平成30年度	1,652,526	1,146,361	506,165
平成31年度	1,615,040	1,108,875	506,165

(注) 正規職員費は職員の若年化等により平均増減率で減少、定数変更予定なし。
代替教員(=非正規雇用教員)は平成27年度2名定数減により人件費減少。

公立幼稚園の正規教員を年齢別にグラフにすると以下のとおりとなる。50歳台後半の教員の割合が高く40歳代の割合が低い構成となっている。なお、今後5年程度は若年化による人件費の減少が見込まれる。

< 図表3-8 > 公立幼稚園年齢別正規教員数



ホ．幼稚園運営費と修繕費

運営費とは、講師謝礼金等の報償費、消耗品費等の需用費、一般備品費の備品購入費等からなる幼稚園の運営に係る経費である。なお、当該経費には通級指導教室に係る経費が含まれている。

園児数と運営費の推移は以下のとおりである。

< 図表3-9 > 運営費の主な内訳

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
運営費	491,766	184,637	293,608
うち修繕費	343,948	38,495	143,091
うち消耗品費等	77,072	77,992	77,410
うち備品購入費	12,177	12,264	11,364
園児数	2,841	2,830	2,745

通常は園児数の減少に伴い削減される運営費も存在するはずであるが、平成22年度以前の詳細な情報が保持されていなかったため、園児数の減少に伴い、消耗品費等の運営費が減少しているか否かについては確認することができなかった。将来的には園児数の減少に伴う影響が生じる可能性がある。

しかしながら、直近3年間の運営費の変動は修繕に伴うものであるため、修繕費の発生可能性が将来の運営費に大きな影響があると考えられる。

増築、耐震補強工事、外壁等の改修等の大規模修繕に係る最近の状況は以下のとおりである。

< 図表3-10 > 大規模修繕の状況

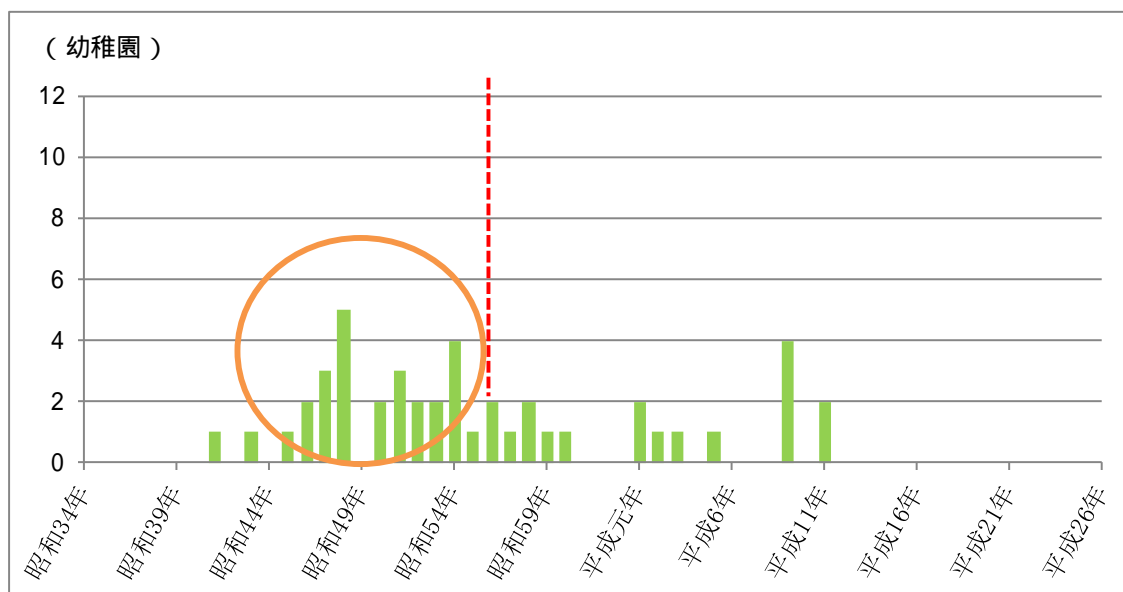
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額(千円)	199,953	92,526	295,628	56,908	105,726
大規模工事 (250万円以上)	3件	3件	6件	2件	4件

なお、平成21年度～平成23年度は1件園舎増築があったものの、その他は全て耐震補強工事である。平成24年度、平成25年度については全て外壁等の改修である。

平成25年に教育委員会が策定した学校園の今後10年間の改修計画のうち、公立幼稚園対象分は、29棟にのぼる。平成24年度、平成25年度の単価平均を積算すると、今後10年間で少なくとも概算で786,064千円の修繕費が係ると予想される。

実際の幼稚園別の竣工年度は以下のとおりであり、建屋建設後30年以上経過している幼稚園は35園にのぼり、今後修繕費の逡増が予想される。

< 図表3-11 > 公立幼稚園の竣工年度別施設数



(注) 赤い破線は耐震基準が改定された昭和56年を指している。

へ．公立幼稚園保育料徴収状況

< 図表3-12 > 公立幼稚園保育料徴収実績

(単位：千円)

		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率
平成25年実績	総額	304,643	298,852	1,469	4,322	98.10%
	現年度分	298,706	298,473	0	233	99.92%
	滞納繰越分	4,322	379	1,469	4,089	6.38%

現年度分については高い徴収率を保っているが、徴収率が悪化した場合は、神戸市の財政負担が増加する恐れがある。

公立幼稚園の今後のあり方について【意見6】

神戸市においては、少子化の進行状況を踏まえて、小中学校・幼稚園・高等学校の広範囲にわたる、校種間の連携や一貫教育の検討を進めるにあたっての提言を「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」(平成22年4月)という形で受けており、それに沿った形で神戸の学校教育がより魅力のあるものになるよう取り組んできている。その中心的役割を果たす神戸市教育委員会によると「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」は以下のとおりである。(平成26年12月公表の「子ども・子育て支援新制度実施後の市立幼稚園のあり方(案)」より抜粋)

- イ．幼児期における特別支援教育（インクルーシブ教育システム）の充実
 - ロ．西北神等（私立幼稚園では経営の成り立たない地域）での就園の確保
- 八．質の高い幼児期の教育の実践及び発信

- ・ 幼児教育に関する実証的な調査研究の推進及び成果の発信
- ・ 長年培ってきた幼稚園教育要領に則った教育の実践及び公開保育の実施
- ・ 適正規模（複数クラス・人数）での保育の提供及び3歳保育の実施

この「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」を果たす上で、
、
で述べたとおり、園児数減少による公立幼稚園運営の採算性や、単学級幼稚園における良質な教育環境の確保、さらに施設の補修状況・今後の補修発生見込等を総合的に勘案し、すでに公表されている「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」（平成22年4月）に沿って統廃合を進めるべきであるとする。

現在、神戸市では新制度実施後のあり方について平成27年度～平成31年度までに10園の削減計画を立案しているが、懇話会報告では中長期の取組への期待を示しており、中長期的な統廃合計画の立案・取組が望まれる。

なお、3歳児保育についても、私立幼稚園と競合する公立幼稚園は統廃合されると仮定すれば、公立幼稚園が有すべき機能である、「教育の質についての指導的機能」に加え、新制度に沿った幼保小一体の観点からの積極的な指導的役割が期待される。

公立幼稚園の統廃合の検討について【意見7】

現在、少子化の傾向を受けて、統廃合について市街地を中心に検討されているが、西北神等に位置する農村部の方が園児数は少ないため、幼児教育の環境改善の観点から統廃合を検討すべき状況にある。

農村部においては、小中学校区との関係を考慮した上で、バスの設置等柔軟な対応策を取り組むことにより統廃合が進められないかを検討し、幼児教育の質の向上と、神戸市全体の公立幼稚園の公費負担額(平成25年度 2,170百万円)の軽減を図るべきである。

なお、平成26年12月に市民意見を募集している「子ども・子育て支援新制度後の市立幼稚園のあり方(案)」では、現状の市街地32園を対象に統廃合計画は示されているが、西北神等10園については、当面の間存続し地域全体の取組の中で対応を検討するとされている。

< 図表3-13 > 平成26年5月1日現在 神戸市立の幼稚園の幼児数及び学級数

区	園名	学級数					幼児数(人)			
		計	3歳児	4歳児	5歳児	複式	計	3歳児	4歳児	5歳児
東灘区	東灘のぞみ	5	-	3	2	-	150	-	83	67
	魚崎	4	-	2	2	-	134	-	69	65
	遊喜	2	-	1	1	-	37	-	21	16
	住吉	2	-	1	1	-	65	-	31	34
	御影	4	-	2	2	-	108	-	53	55
灘区	灘すずかけ	4	-	2	2	-	131	-	61	70
	六甲山	1	-	-	-	1	7	-	5	2
中央区	あづま	4	-	2	2	-	83	-	37	46
	神戸	3	-	1	2	-	72	-	29	43
	清風	2	-	1	1	-	40	-	19	21
	港島	5	1	2	2	-	110	25	38	47
兵庫区	兵庫くすのき	4	-	2	2	-	112	-	52	60
北区	有野	3	-	2	1	-	69	-	37	32
	からと	2	-	1	1	-	27	-	11	16
	やまびこ	2	-	1	1	-	57	-	33	24
	山田	2	-	1	1	-	7	-	5	2
	すずかぜ	2	-	1	1	-	50	-	24	26
	道場	2	-	1	1	-	22	-	5	17
	八多	2	-	1	1	-	21	-	11	10
	大沢	1	-	0	1	-	3	-	0	3
	長尾	5	1	2	2	-	131	25	59	47
淡河好徳	2	-	1	1	-	9	-	1	8	
長田区	西野	2	-	1	1	-	38	-	19	19
須磨区	名谷きぼうの丘	4	-	2	2	-	77	-	41	36
	名谷こすもす	2	-	1	1	-	57	-	27	30
	名谷あおぞら	2	-	1	1	-	40	-	15	25
垂水区	青山台こぼと	4	-	2	2	-	103	-	60	43
	多聞ひまわり	3	-	1	2	-	62	-	26	36
	たるみ	3	-	1	2	-	68	-	32	36
	奥の池	2	-	1	1	-	67	-	32	35
	小東山	3	-	1	2	-	71	-	31	40
西区	太山寺	2	-	1	1	-	20	-	10	10
	いかわ	4	-	2	2	-	123	-	59	64
	櫛谷	2	-	1	1	-	35	-	21	14
	木津	2	-	1	1	-	23	-	11	12
	おしんべ	2	-	1	1	-	52	-	24	28
	たまつ	5	-	2	3	-	141	-	70	71
	玉津第二	2	-	1	1	-	39	-	18	21
	平野	2	-	1	1	-	33	-	16	17
	神出	2	-	1	1	-	25	-	10	15
岩岡	5	1	2	2	-	122	24	51	47	

上表のうち、検討対象外とされている10園及び当該幼稚園にてかかっている人件費(平均単価×教員数)と敷地時価(路線価により算出)は以下のとおりである。

< 図表3-14 > 再編検討対象外幼稚園の人員費、敷地時価

(単位：千円)

区	園名	人員費	敷地時価
灘区	六甲山	15,401	1,627
北区	山田	22,058	14,876
	道場	32,364	66,000
	八多	25,641	18,876
	大沢	19,947	14,014
	淡河好徳	19,906	18,973
西区	太山寺	26,502	26,087
	櫛谷	33,565	23,936
	平野	30,926	56,410
	神出	28,850	32,522
合計		255,165	273,321

休園幼稚園について【意見8】

休園幼稚園とは、神戸市立学校設置条例 別表1(第3条関係)幼稚園に記載されているものの、園児募集を行っていない幼稚園であり、休園幼稚園の園舎及び土地は行政財産として教育委員会の所管となる。

平成26年9月1日現在において休園となっている公立幼稚園は5園あり、活用状況は以下のとおりである。

< 図表3-15 > 休園幼稚園

園名	休園年月	敷地時価 (千円)	活用状況
くすのは	昭和61年3月	96,600	平成27年3月に閉園予定である。湊川多聞小学校でプレイルームとして使用しており、小中学校の統廃合に伴い平成27年度からは園舎を解体して統合中学校のグラウンドとして利用する予定である。
御崎	平成12年3月	262,710	市営住宅1階にあり、園庭は地域の子どもの遊び場等に利用し、園舎は高齢者自立支援の拠点として利用している。
有馬	平成12年3月	202,926	有馬小学校で職員室、プレイルーム、クラブハウスとして使用している。
谷上	平成5年3月	29,040	谷上小学校内にあり、地域スポーツクラブハウス、放課後子供教室、市民図書室、学童保育コーナー、民具資料室として使用している。
多井畑	平成14年3月	125,837	平成16年3月に台風被害により園舎を撤去しているものの、その後10年間休園状態が継続している。園舎解体後の敷地は地域の子どもの遊び場等に利用している。

上記のうち、多井畑幼稚園については、園舎を撤去してから10年以上経過しても廃園にされることなく休園状態が継続しており、本来の目的で利用することが見込まれない資産が長期間にわたって教育委員会の管轄とされている。

少子化傾向が顕在化した状況下で、休園となってから10年間以上も施設の有効活用が全市レベルで実施されなかった体制に問題があると考え。少なくとも、休園幼稚園については、定期的に教育委員会以外の部局を加えた施設利活用の検討がなされる仕組みが必要である。

<写真 多井畑幼稚園（休園）の現状>（敷地時価：125,837千円）



廃園幼稚園について【意見9】

廃園幼稚園とは、すでに神戸市立学校設置条例 別表1(第3条関係) 幼稚園 から削除された幼稚園であり、廃園幼稚園の園舎及び土地は普通財産となり原則として行財政局管財課の所管となる。

平成26年9月1日現在において廃園となった公立幼稚園は26園あり、その後の活用状況は以下のとおりである。

<図表3-16> 廃園幼稚園の活用状況

	活用方法	園数
	小学校へ編入	12園
	他局への移管の上、転活用	11園
	教育委員会内での転活用	2園
	未活用	1園

の中には旧幼稚園の園舎の一部が5階建ての市営住宅の1階部分にあり、現在、文化財倉庫として利用しているところがある。1階部分は商業施設への転用等、利用用途は広いため、他の有効活用を検討する余地がある。

の1園についてはすでに建物は撤去済みであるがその跡地が活用されていない。当該跡地については神戸市が所有する隣接地との一体利用を検討しているものの、具体的な計画はない。

ここで、神戸市所有の資産である公立幼稚園及びその敷地を転用することは資産の有効活用の観点からも望ましいと考えられる。【意見7】で記載したとおり、理論上は1園廃園

して、その跡地を売却すると約2億円の収入を得ることになり、その効果は大きい。

<写真 旧玉津第三幼稚園（廃園）の現状>（敷地時価：210,132千円）



<写真 旧西野幼稚園（廃園）の現状>（敷地時価：108,732千円）



(2) 幼稚園預かり保育事業の推進強化【意見10】

預かり保育については、全園が保護者に対してアンケート調査を行い、そのニーズに応じて、各園長の裁量により柔軟に対応しているところである。ただし、夏休み期間の預かり保育については、「就労している保護者がおらずニーズがない」という理由で、実施していないという園も見受けられる。

これは、神戸市として、保護者に対する公立幼稚園の預かり保育についての周知不足に主因があると考えられ、新制度移行への過渡期ではあるものの、保護者へのアンケートを実施し、仮に母親の就労意欲が高い場合は、公立幼稚園での預かり保育について夏休み期

間の預かりを含め検討する必要がある。

また、公立幼稚園の預かり保育の充実については、特別な支援を必要とする幼児へのニーズが増加傾向にあることから、保護者が公立幼稚園を選択することが可能となる場合も想定され、公立幼稚園のあり方の一項目である、「幼児期における特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実」の観点からも積極的に取り組む必要があると考える。

(3) 私立幼稚園振興助成金【意見11】

私立学校振興助成金とは、神戸市私立学校振興助成要綱に基づいて交付されるもので、同要綱の定めに従い、私立幼稚園に対して、設備の修繕等に使用される一般助成と教材の購入等に使用される幼稚園助成金を交付している。

当該助成金について、任意で抽出した助成金の支出に係る書類を検証したところ、以下の点が見受けられた。

購入予定項目を記載した申請書と実際に購入した品目を記載した実施報告書との間に差異が生じているものがあった。この点に関して神戸市としては、実施報告の品目が助成金の趣旨に合致していれば問題ないとのことであったが、購入予定項目を記載した申請書と実際に購入された品目との間に差異がある場合においては、実際に購入された品目が助成金の目的に照らして妥当であったことを確認し、確認した内容を神戸市として記録しておくことが望ましい。

また、助成により支出した場合に契約書や領収書等は各幼稚園で5年間保存することとされており、市長が必要と認めるときには助成金の使途について調査することがあるとされている。

平成24年度以前補助分において調査を実施した事例はないとのことであるが、助成金の適切な使用を維持するため、適宜実施することが望ましい。

4. 認定こども園

(1) 認定こども園事業の推進について【意見12】

神戸市は、市立の認定こども園を設置していない。

また、新制度に移行する平成27年度以降において、公立保育所、公立幼稚園について、認定こども園への移行を具体的に検討するに至っていない。

幼保一体化の推進を図っていく中において、現在問題となっている待機児童問題が解消した後に訪れる幼稚園、保育所の供給過剰の状況を見据えて、公立幼稚園、公立保育所の役割を明確にした上で、認定こども園として運営していくことの是非について検討していくことが望まれる。

5. その他の保育サービス事業

(1) 病児・病後児保育事業のあり方【意見13】

病児・病後児保育施設について、平成26年10月時点で、施設数は13か所であり、兵庫区のように1か所もない地域もある。平成26年度では東灘区に1か所整備予定である。

病児・病後児保育実施施設の設置運営にあたり課題の一つとして、職員配置基準が保育所や病院の同基準に比べて比較的ハードルが高いことに加え、当日の急なキャンセルや利用人数の時期的変動が大きいのが、対応する保育士・看護師を一定数確保する必要があり人件費が負担となることが考えられる。神戸市について、病児・病後児保育の利用率を定員に対する利用人数で試算してみると60%前後となる。

<図表3-17> 病児・病後児保育に係る利用率の試算

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員(A)	70	74	78
利用人数(B)	9,405	10,697	11,991
1日あたり利用人数 (C) = (B) ÷ 240	39	45	50
利用率(C) ÷ (A)	55.7%	60.8%	64.1%

(注)年間の平均利用可能日数を240日と考えて試算している。

一方、新制度における病児・病後児保育の将来のニーズ量について、神戸市では、厚生労働省の手引きをベースに、「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」による平均キャンセル率(25%)を加味して補正しているが、潜在的なニーズの回答数も含むため、平成27年度で24,787人という需要見込みとなり、平成25年度の実績11,991人に対して約2倍になる。利用率が低い現状において、新制度での需要見込みに対応する受入可能枠の整備は決して容易ではなく、今後の利用人数の推移を注視し、柔軟に対応する必要がある。

実施施設数を増加させる場合には、協力してもらう医療機関側の実態と運営上の課題をより詳細に把握し、保育室設置時の施設整備や職員配置に関する柔軟な補助制度を再検討

する必要がある。また、利用率の低さを改善するため、広報の強化や、就労する保護者がより一層利用しやすいよう現在の仕組みを再考することも必要である。「訪問型病児保育モデル事業」(大阪市の一部の区で実施)や、「こども緊急サポートネットワーク」(札幌市で実施)のような事業もあり、神戸市における現在の医療機関併設型の病児・病後児保育の今後のあり方を継続的に検討することが望ましい。

(2) ファミリー・サポート・センター事業【意見14~17】

緊急時のマニュアル整備について【意見14】

協力会員が活動している最中に、災害等の緊急事態が生じた場合の対応マニュアルが整備されていなかった。緊急時の対応を明確にすることにより依頼会員、協力会員双方の不安感を取り除くことに資するため緊急時のマニュアルを早急に整備することが望ましい。

他の子育て関連施設等との連携について【意見15】

平成25年度の安心こども基金管理運営要領：別添6の7「ファミリー・サポート・センター事業」には、ファミリー・サポート・センターの事業内容として「子育て支援関連施設・事業(保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等)との連絡調整」が任意事業として挙げられている。神戸市では、これらの施設、事業主体等との連絡・調整の場は設けていない。

しかし、同事業が地域住民の相互協力を通じて臨時的に短時間の保育を行うものとはいえ、行政が所管する保育サービスの一環として情報共有を適時に図り、必要に応じ協力会員にフィードバックすべきである。

なお、事業の受託者である市社協が、拠点児童館等市立児童館の指定管理者でもあることから、児童館とは連携が取れている状況にある。

また、保育所・幼稚園・小学校の施設をファミリー・サポート・センターで活用可能かについて検討することで、保育サービスの幅を増やすことが望まれる。

会員獲得のインセンティブの設定【意見16】

ファミリー・サポート・センターの事業計画においては、事務局の体制強化や積極的な広報活動等を通じて、協力会員・両方会員のさらなる増加やマッチング(依頼に対する協力会員の紹介)件数の拡大に努め、増大するニーズに対応できる制度にするとされている。

増大するニーズへの対応としては、平日に実施されている会員登録時の講習会を土曜日に実施する等の対応がなされているが、平日に対応できる会員を増やすことが必要であることから、市社協との契約において、協力会員・両方会員の増加やマッチング件数の拡大に連動する報酬部分を設けることが有用であると考えます。

複数の協力会員、依頼会員の共同運営の検討【意見17】

保育施設の保育開始前・終了後や放課後児童クラブ終了後の協力会員宅での預かり、保育施設までの送迎等、協力会員と依頼会員の相対の関係として運営されているが、複数の協力会員、依頼会員の共同運営が可能となればより制度の活用可能性が広がると考えられるので、複数の協力会員、依頼会員の共同運営に係る課題を整理し、共同運営の実施に向けた検討を行うことは有用であると考えます。

6. 地域子育て支援拠点整備事業

(1) 地域子育て支援センター【意見18～19】

保育体験型親支援事業の他区への展開【意見18】

保育体験型親支援事業は、育児不安を抱えている、または、子どもとの接し方がわからない等の問題で困っている親に対して、保育所の場を利用し、より実践的で、個別継続的な助言や指導を実施している事業であり、平成25年度より東灘区、長田区、須磨区の地域子育て支援センターで行われている。

新生児訪問や乳幼児定期健診等、全ての子育て世帯を対象とした一般的な事業の中では、詳細な事情の把握が難しい在宅児で、かつ、個別の支援の必要な家庭に対する事業であり、親の孤立化を防ぎ、虐待等の防止にもつながり、有用な事業であることから他区への積極的な展開を図られることが望ましい。

事業報告書の指標について【意見19】

現状、地域子育て支援センターの事業報告書上は、セミナーの開催回数や情報発信の回数が事業成果として報告されているが、本当の意味での事業の効果としては、開催したセミナーが市民にとってどのような効果があったかを測定し報告することが有用である。

事業の参加者へ積極的にアンケートを実施する等、より直接的に効果を測定し、その結果を報告書に記載することが有用であると考えます。

(2) 児童館【意見20】

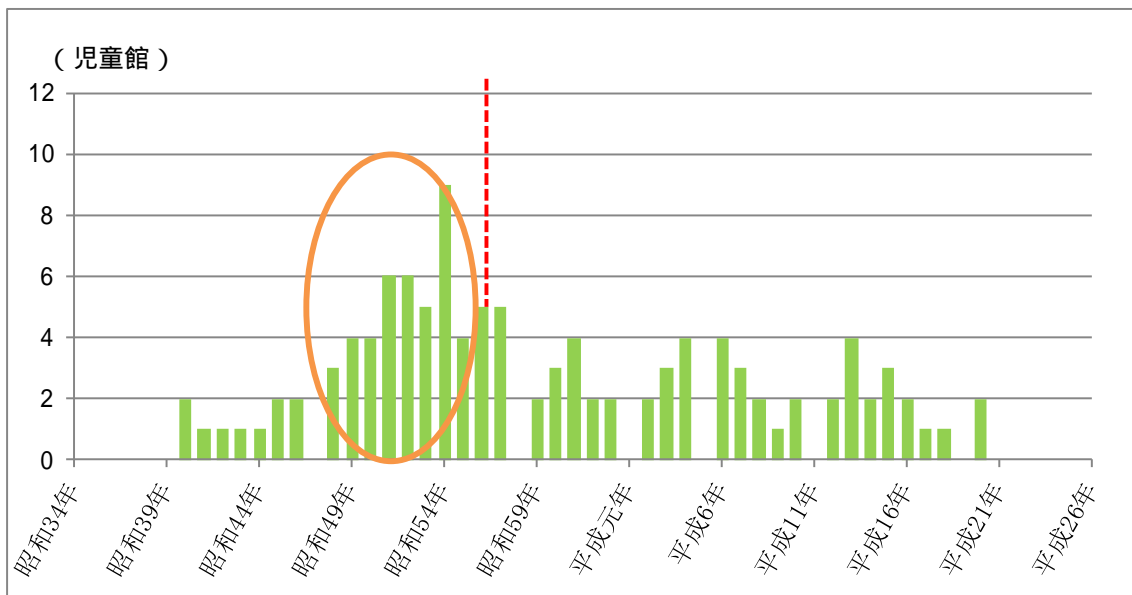
児童館の老朽化対策及び今後のあり方について【意見20】

児童館の設立後経過年数は以下のとおりとなっており、老朽化が進んでいる。

また、神戸市所有の児童館建屋の老朽化対策について、改修計画はなく、要望があったものに対してその都度対応する形となっており、過去5年間の老朽改修修繕費は図表3-19のとおりとなっている。

現在は、児童館が実施している事業のうち、学童保育の過密解消が喫緊の課題となっており、小学校施設を活用する対応を行っている地域も見られる。しかし、すこやかクラブ等の親子クラブへの認知度、利用度が高い等、学童保育事業以外へのニーズも高い。0歳から18歳未満までの児童を対象にした施設である特徴、長年小型児童館を運営してきたノウハウが蓄積されてきていることを活かしつつ、老朽化した児童館について、今後予想される、大規模修繕や建替を検討すべき時期の到来を見据えて、児童館の果たすべき役割を明確にするとともに、地域のニーズに合わせて対応を検討していくことが必要である。

< 図表3-18 > 公設児童館の竣工年度別施設数



(注) 赤色の破線は耐震基準の改定があった昭和56年を示している。

< 図表3-19 > 過去5年の老朽改修修繕費

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
改修修繕費	165,996	110,953	52,401	25,340	198,285

(3) 総合児童センター【意見21】

総合児童センターのノウハウの活用【意見21】

「神戸っ子すこやかプラン」において、総合児童センターは、児童福祉の中核施設として児童に関する問題に総合的に対応するセンター機能の強化を図るものとされている。同センターは、市社協が運営し、健全育成事業・療育指導事業において、子育てに関する催し・親子教室・講演会等を多数開催し、子育てに関する外部の専門人材の情報や各講座の資料、各事業・プログラム等の満足度調査（アンケート）結果等をノウハウとして蓄積している。

しかし、各種イベント・プログラムの実施報告は記録として保存管理され、年1回の事業報告書や各種冊子等にて市内児童館との情報共有はされるものの、その情報はデータとしては一元化されておらず、児童館以外の他の子育て関連機関や、私立保育所・私立幼稚園等へのデータ連携の仕組みがない。

神戸市全体で共有すべき有効な情報は、他施設へ提供しやすい形で適時に集約した上で、子育てコーディネーターが中心となって、各区の地域子育て支援センター・こども家庭支援課とともに、児童館のみならず各地域の子育て関係機関へ定期的に提供し、情報面・人材面ともに積極的に活用すべきであり、基本的に総合児童センターのノウハウや情報は関係機関で共有されることが望ましい。

7. 放課後児童・青少年育成施策

(1) 学童保育【意見22～23】

学童保育を行う場所の確保【意見22】

一人あたりの広さの面で国の基準、神戸市の基準を満たしていない過密状況となっている学童保育があり、その解消が喫緊の課題となっている。これについては、こども家庭局が中心となり、教育委員会及び小学校との連携を重ねながら小学校の校舎、敷地を活用し解消に努めている。しかし、学童保育の対象が小学校6年生まで広がるなか、平成31年度までに過密解消を実現するためには、こども家庭局、教育委員会及び小学校がより一体的に取り組むことはもとより、近隣の公共施設・建物の利用可能性検討のため、全市体制でサポートすべきである。なお、施設ごとに事情が異なり、個別対応が必要であるため、推進担当課の人員等を含めて検討する必要がある。

また、神戸市では学童保育を行っている児童館が多数存在するが、【意見20】に記載の

とおり、児童館については施設が老朽化しており、今後のあり方を検討する時期が到来していると考えられることから、将来にわたっても対応できるよう、計画的な学童保育の施設の整備を検討する必要がある。

指導員の処遇について【意見23】

学童保育の主たる実施場所である児童館は、常勤者として正規指導員1名、臨時指導員1名とパートタイムとしての指導員補助数名（学童保育の児童数により異なる）で運営されている。指定管理料の基礎となる人件費のうち地域団体運営の正規指導員及び臨時指導員については、通勤手当込で年間2,345～2,709千円、指導員補助については、時給920円で主に小学校の放課後の時間である3～4時間のパートタイムを基礎に計算されている。この状況からは、指導員が独立して生計を維持していくことは困難であり、また、経験により昇給する仕組みではないことから、有資格者等の優秀な人材を確保することがより困難となることが予想される。見込まれる学童保育のニーズの増加に対応するための人材確保、神戸市主導の研修による人材の育成を通じた指導員の地位向上が急務である。

なお、学童保育の利用料が近隣都市と比して低くなっており、一律の設定となっていることから、保育料について所得に応じた金額設定を行う等についても検討の余地があると考ええる。

(2) 放課後子供教室【意見24】

放課後子ども総合プランへの対応について【意見24】

平成19年から放課後子供教室（神戸っ子のびのびひろば）を実施しているが、地域団体等によるボランティアに依存しているため、各小学校区により実施内容にばらつきがあるとともに実施回数も週2回程度となっているところが多くなっている。

平成26年に国から公表された「放課後子ども総合プラン」では、平成31年までに全小学校区において放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子供教室の一体または連携により実施することが目標とされており、週5回の放課後子供教室の実施が不可欠となった場合、地域団体等によるボランティアを基礎とした実施には限界があると思われる。

神戸市では、平成25年度から児童館が運営主体となって、神戸っ子のびのびひろばと学童保育を一体的または連携して取り組む「放課後子どもプランモデル事業」を5つの小学校区で展開しているが、以下の課題があると考えられる。

- ・ 放課後子供教室事業を週5日に増加したことから「放課後子どもプランモデル事業」の展開前（平成24年度）と展開後（平成26年度）との費用負担額の比較において、一体型で平均1.7倍、連携型では約7倍に増加しており、財政負担の増加が明確である。
- ・ 「放課後子どもプランモデル事業」は児童館が運営、地域が協力という形で進めているため、神戸っ子のびのびひろばが週2日程度から週5日に増加し、引き続き地域の協力が得られるかが問題となるとともに、高学年も対象とした場合に指導員の人数が確保できるか、また質の確保をどのように行っていくかが問題となる。
- ・ 特に一体型の場合、小学校内で実施することから、小学校の教職員の負担が増加することが予想される。指導員と小学校の教職員の責任範囲を明確に区分しない場合、制度として機能しない恐れがある。

当該プランへの対応として、財政的な手当てと今後の展開のスケジュールは作成されておらず、全市的に展開する場合、実施場所の確保と指導員の確保の検討が急務となる。

神戸市はこれまで、中学校区に一つの児童館を整備し、指導員の育成等についてもノウハウが蓄積していることから、放課後子ども総合プランへの対応として児童館の施設の活用及び児童館の指導員の活用も考えられる。児童館のあり方について検討する際、学童保育への対応、放課後子ども総合プランへの対応を含め総合的に検討することが必要である。

(3) 青少年育成事業【意見25】

青少年会館のモニタリングについて【意見25】

青少年会館は、神戸市に一つしかなく、好立地にある。ここで、市の委託事業として実施する以上、特定の利用者のみが利用する状況、すなわち「知る人ぞ知る施設」という状況は望ましくないと考える。したがって、適切に広報活動を行い、認知度を上げ、その成果がモニタリングできる指標（例えば新規登録者の人数）を設定し、PDCAサイクルをまわすことが必要と考える。また、利用延べ人数だけでなく、リーダーを養成するに資するイベントの開催回数やボランティア活動に参加した人数等、活動理念に即したモニタリング可能な指標を経年比較し、きわめて利便性の高い場所にある神戸市保有資産が有効に活用されていることを内外に示すことを指定管理者に要請することが必要である。

8. 子育てについて行政の支援を必要とする児童について

(1) 行政の支援を必要とする児童に対する他部署との連携・情報共有について【意見26】

いじめ・不登校の問題については、その認知が就学後の学校において行われるところであるが、その原因が学校内で生じた事象だけではなく、家庭環境等が要因となっていることも考えられる。このような子どもの成長における課題への対処として、就学前の乳幼児期から保健師・保育士・教員等の専門家が早期に端緒を発見し、切れ目なく情報を共有し連携する仕組みが必要であると考えます。

また、障がい児に対する支援について、様々な支援策があり、それぞれの現場において必要に応じて行われている。

関係機関・他部局との連携については、いじめ問題対策連絡協議会、各地区生徒指導連絡協議会等を通じて定期的に行われており、各個別事案について現場レベルでは、保護者の了解の上で、必要な情報の連携が行われているものの、保護者の了解が得られない等を理由としてスムーズな情報の連携が行われずに早期対応の妨げになっている可能性がある。

幼保小の連携については、【意見33】において後述するが、これに加えて、神戸市に在住している児童の健全育成を図る観点から、就学前の乳幼児健診からかかわってきている保健師、就学後の児童が関わる学童保育の指導員も含め、適時・適切な対応を行う上で情報の連携を行っていくことが必要である。

上記連携については、保護者の同意の上で行っていくことが基本であるが、保護者の同意が得られない場合も想定される。その場合に、専門家が関与する保育所・幼稚園・小学校・学童保育の4者間での情報の接続が行われないことで、支援を必要とする児童(問題ある保護者から守られる必要がある児童を含む。)に対する適時・適切な対応の妨げとなることが考えられることから、保護者の同意が得られない場合であっても、情報の連携が行うことができるよう、神戸市としての情報の接続の考え方を明らかにし、各関係機関・部局において接続すべき情報について認識を一致させておくことが必要である。

(2) 増加する虐待相談・通報に対する対応について【意見27】

平成22年以降の虐待相談の件数増加に対して、対応する職員数が微増にとどまっている。

全国の児童相談所において、児童虐待の疑いがあるにもかかわらず、児童相談所が適切に対応していないことから、死亡事案に発展しているケースも少なからず見受けられる。

このような事故を未然に防ぐためには、適切な職員配置が必要である。職員一人あたり

の適切な対応数を把握するとともに、神戸市における児童を守るために必要とされる質を維持するための方策を講じることが望まれる。

< 図表3-20 > こども家庭センターにおける児童虐待に係わる職員数（家庭支援係）

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
課長級	-	1	1	1	1
係長級	3	3	3	4	4
児童福祉司	10	10	10	10	10
保健師	1	1	1	1	1
児童心理司	1	1	1	1	1
虐待対応協力員	1	-	1	1	1
厚生相談員	1	1	1	1	1
里親開拓推進員	1	1	1	1	1
合計	18	18	19	20	20

(3) 児童虐待の恐れがある児童への網羅的な対応について【意見28】

3歳児までの乳幼児については、全児童が対象となる乳幼児健診の状況を把握のうえフォローが行われているが、4歳から就学前の在宅児童（幼稚園、保育所等に通っていない児童）について網羅的に調査は実施されていない。

また、未就学児の居場所について、3歳児以上については、保育所・幼稚園に在籍している児童が多くを占めており、それぞれの場所において児童虐待を受けていることの兆候について発見できる可能性が高くなる。しかし、在宅児童については児童虐待を受けていることが把握されにくい状況であり、網羅的に児童と接見して状況を把握できていない。自治体として網羅的に所在不明児を把握するには制度上の制約があるため、行政としての役割を補完する警察署等との協議を深め、相互で連携可能とする仕組みを構築していく必要がある。

また、3歳児健診以降に保育所・幼稚園に通っていない児童について、通園支援を行う事業について一部区の子育て支援センターにおいて実施しているが、現状、全市的に展開されている状況ではなく、通園せずに在宅保育している理由が網羅的に把握される体制となっていない。

在宅児童については、児童虐待において、早期発見ができないリスクが高いと考えられるため、児童虐待の疑いがないか継続的なモニタリングができる体制を構築すべきである。

(4) 乳幼児健診等におけるフォロー状況等のモニタリングについて【意見29】

乳幼児健診を未受診の場合の対応は、各区の担当者が受診の勧奨を行い、それでもなお未受診の場合は、保健師による家庭訪問やこども家庭支援室における他の施策の状況等を確認の上、目視を原則とした安否の確認を行っている。

その結果、平成25年度における未受診児のうち安否がわからない児童の数は大きく減少しているが、こども家庭局において各区の状況を分析するまでに至っていない。一方で、未受診児の児童数は増加しているため、未受診者数の減少に努める必要がある。

各区に配置されている保健師が対応した情報を収集・蓄積し、児童虐待に発展する可能性がある家庭について、全市的な状況をこども家庭局において把握するとともに適切に対応している状況をモニタリングすることが必要である。

< 図表3-21 > 定期健診の未受診児に対するフォロー状況

(単位：人)

平成24年度 (平成25年6月末現在)	健診対象者数	未受診児数	受診不要	その他確認	不明
4か月健診	12,430	142 (1.1%)	5 (0.0%)	76 (0.6%)	61 (0.5%)
1歳6か月健診	12,930	325 (2.5%)	8 (0.1%)	155 (1.2%)	162 (1.3%)
3歳健診	13,246	446 (3.4%)	6 (0.0%)	195 (1.5%)	245 (1.8%)

平成25年度 (平成26年6月末現在)	健診対象者数	未受診児数	受診不要	その他確認	不明
4か月健診	12,445	308 (2.5%)	2 (0.0%)	303 (2.4%)	3 (0.0%)
1歳6か月健診	12,784	485 (3.8%)	1 (0.0%)	465 (3.6%)	19 (0.1%)
3歳健診	13,136	601 (4.6%)	4 (0.0%)	575 (4.4%)	22 (0.2%)

- (注)1. 受診不要...対象となる児童が病気等で入院しているため、乳幼児健診の受診を不要と判断した場合。
 2. その他確認...保健師の家庭訪問や保育所等の関係機関から状況を確認した場合等。
 3. 不明...未把握のため調査中等であり、児童の状況は把握できているが、目視を原則としていることから、目視に至っていない児童が含まれている。

(5) 児童館における一般来館児童の受け入れ体制強化について【意見30】

児童館は学童保育の児童だけではなく、一般来館の児童もいる。一般来館者のなかにも個別的な配慮を必要とする(以下、要配慮児童)、本人及び児童館にいる他の児童の安全を確保するために、指導員が要配慮児童に付き切りとなっている場合もあり、児童館の指導員に対して過度に負荷がかかっている状況も見受けられる。

学童保育において障がい児を受け入れた場合には、指導員を追加で配置する等の手当を行うことが可能であるが、一般来館において要配慮児童が来館する場合に備えて、常時指導員を配置することは難しいと思われ、例えば、ファミリー・サポート・センター事業のような協力会員を募り必要に応じて活用する等柔軟に対応することが望まれる。

9. 子育て支援事業の推進体制

(1) こども家庭局と教育委員会の連携【意見31】

連携の必要性

神戸市に在住する子ども及びその保護者を切れ目なく支援するためには、公私保育所、平成27年度から新制度に移行する私立幼稚園、児童館を所管するこども家庭局と、公立幼稚園と小学校を所管する教育委員会が連携して、相互に補完し合い一体となって子育てを支援する体制が必要不可欠である。また、現在、各種制度が変更の過渡期であるが、来期以降始まる新制度や国が掲げる放課後子ども総合プラン推進の観点からも、幼保小の連携は極めて重要であり、こども家庭局と教育委員会の連携は必須である。

(2) 幼保小の連携【意見32～33】

行事連携の実施状況の確認

イ. 目標

平成25年度重点事業評価票において、平成25年度の達成目標に以下のとおり4つの観点が掲げられていた。

- ・ 豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育を推進するとともに私学を含めた幼稚園、保育所、小学校との情報交換や連携を図る。
- ・ 全市小学校で一斉に行われているオープンスクールに、幼児・保護者の積極的な参加を図る。
- ・ 小学校の行事一覧を幼稚園や保育所に送付し、幼保小の交流や連携を図る。
- ・ これまで培った幼保小推進モデルでの取組の成果を全園の活動に生かしていく。

ロ. 実績とアクションプラン

- ・ 一部の小学校の公開授業を参観し、幼保の教員・保育士がともに情報交換を行っている。双方の教育内容について理解を深めた。

- ・ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進するために、平成26年1月21日に全小学校でオープンスクールを実施した。入学予定児童参加率51.6%（平成24年度48%）
- ・ 幼稚園や保育所に小学校の行事一覧を送付する等、地域ごとの幼保小の連携を推進した。

< 図表3-22 > 公立幼稚園と小学校の交流・連携の状況

	していない	1～5回	6～10回	11～15回	16回以上
平成24年度	0園	24園	8園	1園	9園
平成25年度	0園	24園	7園	3園	8園

(注) 交流連携内容：行事（40園）、一緒に遊ぶ（38園）、教員間交流（32園）、その他3園

< 図表3-23 > 公立幼稚園と保育所の交流・連携の状況

	していない	1～5回	6～10回	11～15回	16回以上
平成24年度	17園	20園	4園	1園	1園
平成25年度	18園	17園	5園	0園	2園

(注) 保育所と私立幼稚園の連携情報は無い。

< 図表3-24 > 公立幼稚園における幼保小3者の交流・連携の状況

	していない	1～5回
平成25年度	27園	15園

八．連携の目的の明確化【意見32】

教育委員会事務局では、幼稚園と保育所等との連携について、「幼児期における躰実践モデル事業」や「豊かな心育成連携プログラム事業」などの事業を実施している。

その一方で、保育所と未連携となっている公立幼稚園があり、教育委員会事務局が公立幼稚園を対象に実施したアンケート調査では、「近隣に幼児施設がなく物理的に困難」、「子どもの人数が多く互いに施設に行き来することが困難」、「生活の時間帯が違う」等、未連携の理由についての回答を入手している状況である。

このように、幼稚園と保育所等との連携については、困難な場合も想定されるが、単なる行事の交流等ではなく、教育・保育に共通する知識・ノウハウを共有し、相互サービスの質を高める等、目的を明確にすることで、連携をより積極的に推進することが望まれる。

情報連携【意見33】

幼保小の情報に関する連携に関しては、幼稚園から小学校へ進学する児童の情報については、学校教育法施行規則第24条に基づき、「幼稚園幼児指導要録抄本」が幼稚園から小学校に送付されており、保育所に入所している子どもが小学校へ就学する際には、保育所保育指針に基づき「子どもの育ちを支えるための資料」が「保育所児童保育要録」として

送付されている。

イ．幼稚園と保育所の相違

「幼稚園幼児指導要録」においては、次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等、幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入することになっており、「保育所児童保育要録」においては、養護（生命の保持及び情緒の安定）及び教育に関わる5領域について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載すること、幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入することが求められている。

「保育所児童保育要録」については、「「子どもの育ちを支えるための資料」の取り扱いについて」をこども家庭局子育て支援部振興課が公立・私立保育所長宛に発出し、記載内容の統一を図っているものの、「幼稚園幼児指導要録」については、記載内容の留意事項等を記載した「神戸市立幼稚園並びに特別支援学校幼稚部幼児指導要録様式及び記入の手引」を公立幼稚園に対して送付しているが、幼稚園児の約9割を占める私立幼稚園は対象となっていない。

児童の発達に関する事項など慎重に取り扱う必要がある情報が含まれており、保護者の認識と一致していない場合、小学校での学習に必要な情報が接続されていないことも考えられるため、保育所・幼稚園から小学校への情報の接続については、保護者の同意の上で行うことが原則であるが、保護者の同意が得られない状況も想定されることから、神戸市として保育所・幼稚園から小学校への情報の接続の考え方を明らかにする、「幼稚園幼児指導要録」「保育所児童保育要録」の記載ガイドラインを策定する等、保護者の同意が得られない場合の対応を検討しておくことが必要である。

ロ．アレルギー情報の共有

なお、アレルギー疾患に関する子どもの情報について、保健福祉局主導による情報交換はあるものの、過去から給食を提供してきた公立保育所の職員に対する研修等のノウハウを公立幼稚園へ展開したり、小学校等で生じた「アレルギーに関するヒヤリ・ハット事例と対応策」を相互に提供し合い、共有したりすることにより、有用かつ効率的な子ども支援体制が構築できると考える。また、私立幼稚園や私立保育所に神戸市が積極的に情報提供するとともに、将来的には情報を収集・蓄積し、全神戸市としてアレルギー等の特殊な問題に対して、切れ目なく漏れがない子ども支援体制を構築すべきと考える。

積極的に情報連携できる仕組みを構築し、神戸市全体として子育て支援に有効かつ効率的に取り組む体制が必要である。

(3) 区役所との連携【意見34～35】

区役所の機能強化【意見34】

子ども子育て支援事業において、住民のニーズがより多様化、複雑化している中で、住民との直接の窓口となる区役所はより重要な役割を担うことになる。

区役所には、こども家庭支援課、地域子育て支援センター、区社協が存在しているが、こども家庭支援課の所属は区役所、地域子育て支援センターの所属は本庁のこども家庭局、区社協は、市社協に所属しており、市社協を外郭団体として所管しているのが保健福祉局であるといった状況である。

このように部署ごとの所属が複数にまたがる状況で、区役所の限られた人員の中、多様化、複雑化する住民ニーズにこたえ、かつ、効率的な事業運営を行うためには、その中心を担うこども家庭支援課が主導して、区役所における子ども子育て支援事業を横断的な視点から把握し、調整を行うことが必要であると考えます。

このためには、こども家庭支援課において、専門の人員を確保する、もしくは、保育サービスコーディネーター等の機能を強化し、横断的な調整をする役割を担わせることにより、子ども子育て支援事業において、区役所がその役割をより機能的に発揮できるような仕組みを整えることが必要である。

窓口の一本化について【意見35】

子育てに関する各種問い合わせについては、その内容に応じて、区役所の各部署の担当者に問い合わせることが必要な状況であるが、一つの窓口で子育てに係る問い合わせに対応できるような体制を整えることが、住民サービスの向上のみならず、市としての業務効率の向上にもつながると考えられる。

例えば、現状のこども家庭支援課、地域子育て支援センター、区社協の出先部署のいずれかにおいて一本化する、もしくは、保育サービスコーディネーター、子ども育成推進員にその役割を担わせる等の対応が考えられるが、市民目線から分かりやすい子育てサービスをワンストップで提供できるよう検討する必要がある。

(4) 地域住民・団体との連携【意見36～37】

大学連携によるノウハウの活用【意見36】

神戸市は、市内の大学内の余裕スペース等に常設のつどいの広場を設ける「ひろば」型の地域子育て支援拠点の整備を推進している。このメリットとして、大学側にとっては研究の場または実践の場が設定できることや保育士養成カリキュラムの一環に取り組めること、利用する側にとっては大学の研究成果に基づく講座等に参加できることが挙げられる。

しかし、大学連携による専門性・多様性に富んだ情報が、例えば増加傾向にある発達障害やアレルギー等の専門知識・経験を必要とする分野において、神戸市側にて十分に集約・活用されているとは言い難い。神戸市は各大学への補助金支給にあたり、事業開始時の「事業計画申請書」と年2回の「実績報告書」は入手しているが、神戸市と大学間の定期的な情報共有の場が設けられておらず、また実績報告の様式は統一されていない。大学の自主性を尊重する点は理解できるが、子育てに関する専門性の高い情報を有効活用する及び補助金支給事務の適正性の観点からも、有用な情報を適時、適切に把握して、大学による地域子育て支援拠点のない区も含めて、地域の子育て関連施設や関連団体へ広く情報をフィードバックし、活用する体制を整える必要がある。

なお、大学側との情報共有については、平成26年度に初めて神戸市と大学との連絡会が開催されているが、今後も定期的開催して意見交換し、各大学での活動状況や課題を適時に把握する必要がある。

地域におけるボランティア活動への助成・報酬支給のあり方【意見37】

各地域では、中学校・小学校区単位で元教員、大学生、地域住民、保護者等による多様な子育て支援活動が行われている。地域での子育て支援活動の実施団体や各活動への協力者に対する神戸市での有償・無償の区分方針について確認したところ、個別の事業・制度において事情に応じた基準を設けている状況である。これは、支給基準や考え方を事業間で統一することを検討したものの、関連団体間で意見が異なることや、ボランティアの定義が不明確な中で実現には至らなかったとのことである。

しかし、特に配慮を要する児童への学習補助のように、行政が関与すべきものについては、支援が途切れることのないよう、地域による支援活動の実施主体にかかわらず、継続的に有償とすべきである。地域団体の活動については、各団体の自主性に任せるべきではあるものの、その実施内容の中に、本来は神戸市が主導で、また有償で行うべきものはな

いのか、ボランティアに頼っている現状が行政として正しいのか、そのような観点から活動状況を把握し、各団体への補助制度や報酬の支給基準を整理することが必要である。

10. 小学校校舎の活用状況

(1) 学級数及び児童数の状況

少子化により児童数は全体として減少傾向にあるものの、区別ではその傾向に差がある。

なお、直近5年間の学級数及び児童数の推移は以下のとおりである。

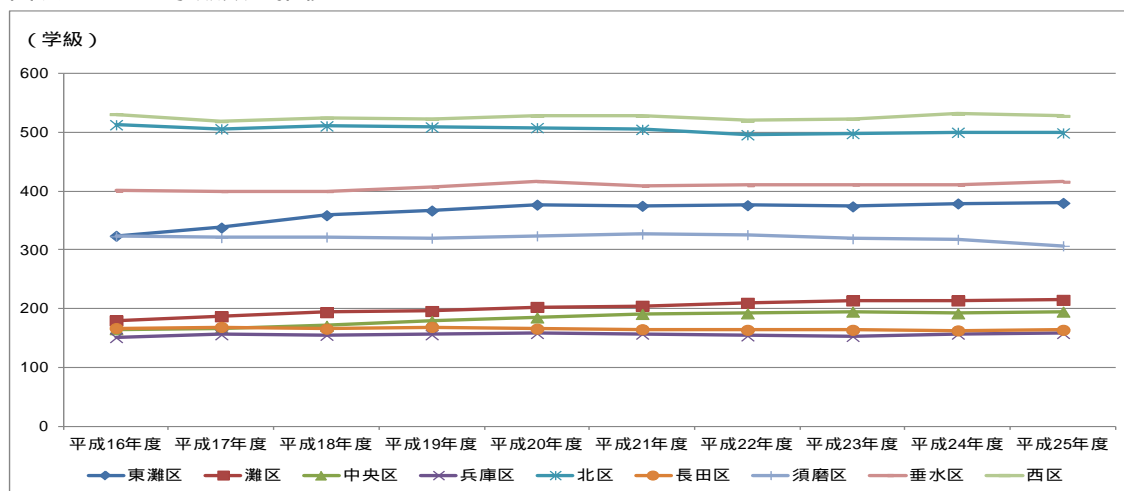
< 図表3-25 > 各区の学級数の推移

(単位：学級)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
東灘区	375	376	374	379	380
灘区	205	210	214	214	215
中央区	191	192	195	192	195
兵庫区	157	154	153	157	158
北区	505	496	498	500	499
長田区	165	164	164	163	164
須磨区	327	326	319	318	307
垂水区	409	410	411	411	416
西区	528	520	523	532	528
合計	2,862	2,848	2,851	2,866	2,862

過去10年間をグラフ化すると以下のとおりとなる。

< 図表3-26 > 学級数の推移



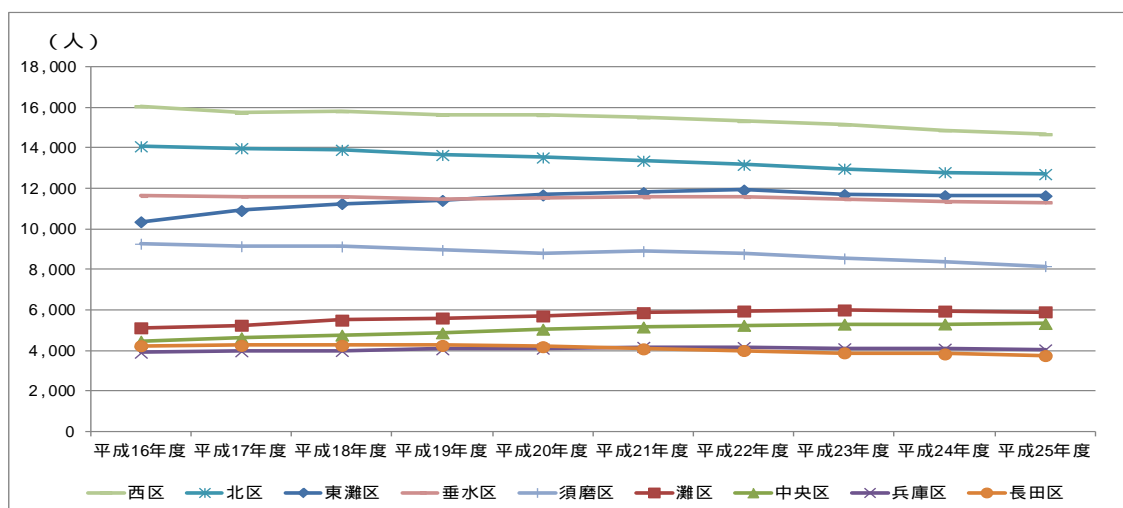
< 図表3-27 > 各区の児童数の推移

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
東灘区	11,799	11,924	11,701	11,646	11,640
灘区	5,867	5,948	6,000	5,945	5,908
中央区	5,159	5,242	5,301	5,308	5,333
兵庫区	4,175	4,164	4,103	4,081	4,047
北区	13,369	13,172	12,979	12,806	12,712
長田区	4,080	3,999	3,883	3,828	3,748
須磨区	8,907	8,769	8,546	8,369	8,167
垂水区	11,570	11,585	11,478	11,341	11,316
西区	15,517	15,333	15,165	14,880	14,683
合計	80,443	80,136	79,156	78,204	77,554

過去10年間をグラフ化すると以下のとおりとなる。

< 図表3-28 > 児童数の推移



(2) 施設の老朽化

修繕について

修繕費（大規模補修）の最近の状況は以下のとおりである。

< 図表3-29 > 大規模補修実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額（千円）	2,798,841	4,202,320	3,295,467	1,394,243	2,175,083
大規模工事 （250万円以上）	40校	46校	42校	41校	69校

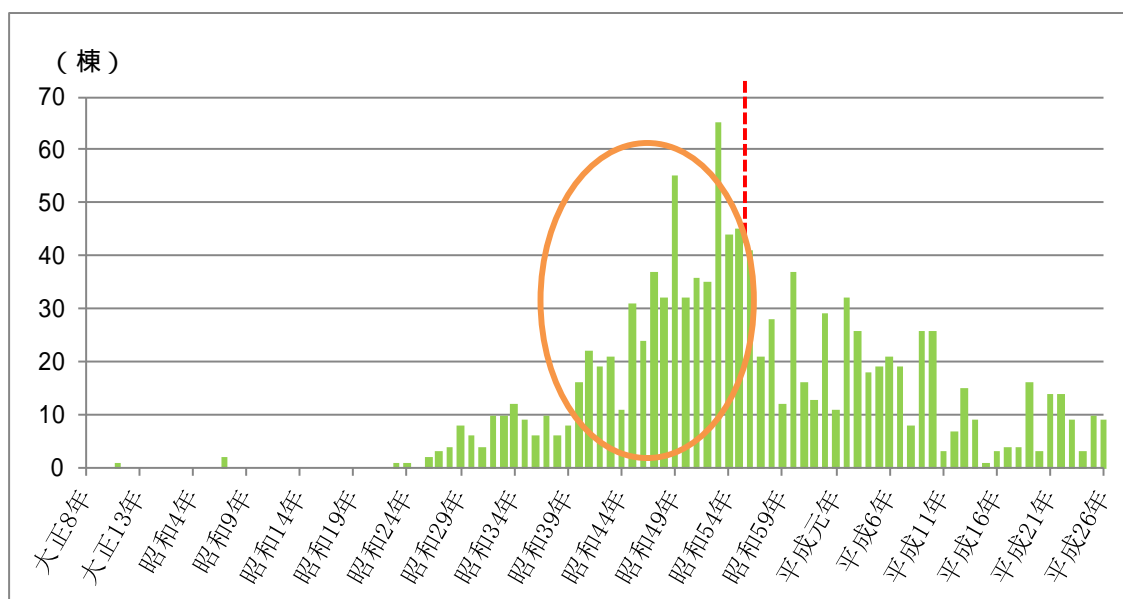
平成25年に教育委員会が策定した学校園の今後10年間の改修計画のうち、小学校対象分は246棟にのぼる。合計見積費用は約200億円と見込まれている。現在は建屋建設後の経過

年数と老朽度を考慮して工事対象を定めているが、長期的かつ具体的な計画は策定されていない。

老朽化について

以下のとおり、建屋建設後30年以上経過している小学校は多く、今後改修費の増加が予想される。なお、小学校は竣工年度の異なる複数の棟で構成されていることが多いため、小学校数ではなく、棟数で集計しグラフ化している。

<図表3-30> 公立小学校建屋の竣工年度別施設数（棟数）



(注) 赤色の破線は耐震基準が改定になった昭和56年を示している。

(3) 適正規模化の検討状況

児童数が減少する中で、特にその傾向が顕著な小学校については、教育環境改善の観点から統廃合を進める必要があり、神戸市においても小規模小学校51校について、旧市街地19校、ニュータウン16校、農村地域等16校の3つの類型に区分して適正規模化の方策を検討している。

(4) 小規模小学校の敷地の時価

上記の小規模小学校の敷地の時価は合計で34,946,114千円、1校あたり平均で685,218千円となる。当該時価は、敷地を転用または売却せずに使用し続けることによる機会損失として捉えた上で、統廃合の意思決定の実施が必要であると思われる。

なお、類型ごとの詳細は以下のとおりである。

< 図表3-31 > 類型ごとの時価評価額一覧表

(単位：校、千円)

	小学校数	評価額計	1校あたり平均
旧市街地	19	15,995,442	841,865
ニュータウン	16	15,850,590	990,662
農村地域等	16	3,100,082	193,755
合計	51	34,946,114	685,218

(注) 評価額は路線価に基づき神戸市が算定したもの

11. 現場視察

(1) 神戸市立小学校の視察【意見38～41】

小学校の余裕教室を他の目的（主として学童保育）で有効利用できるかどうかを念頭に、余裕教室の有無及びその活用状況について現場視察を実施した。

全体的には、東灘区、灘区等東部市街化地域は、児童数が増加している校区もあり、余裕教室数が少ない、または普通教室が足りないため仮設教室で対応している学校もあった。兵庫区、長田区等の西部市街化地域は、児童数が減少しているものの、小規模小学校が多く、余裕教室については、学習室等に利用されていた。須磨区（北須磨）等のニュータウン地域は、児童数がピーク時よりも大きく減少しているため、空き教室数も多くなっており、その有効活用について課題があると思われる。

なお、少子化が進む中で今後も余裕教室は増加が見込まれることから全市レベル少子化に伴う、幼・保・小・中の余裕教室を活用する担当部署の設置に向けた、人員や予算の確保の検討が必要である。

以下、個別に認識した事項を記載する。

成徳小学校（灘区）【意見38】

近隣は阪急六甲駅、JR六甲道駅に近く、神戸市としては珍しく土地が平坦で、人気のある地域であり、仮設校舎による臨時的対応では不十分であると考えられ、土地の権利関係の整理、校区の見直し、校舎の新築等の根本的な解決計画が必要である。

また、公園と隣接しており校庭には24時間立ち入り可能であり、防犯上は好ましくない状況となっていることから、小学校の安心・安全の視点から優先的に解決を図る必要がある。

<写真 成徳小学校の状況>



港島小学校（中央区）【意見39】

ポートアイランド地区に1ヶ所の小学校であるため小学校どうしの統合は出来ないが、開設当初の1/3の生徒数になり今後の大幅な増加は見込めない。設備規模が大きく迷路状態になっていることから、生徒の安全も意識し、棟別・階別に利活用に工夫が必要と思われる。

また、校庭に天然芝が敷設されており、芝刈り等の天然芝の維持管理を教員が実施していることから、維持管理費や教師への負担を分析した上で、天然芝の必要性を検討する必要がある。

<写真 港島小学校の状況>



竜が台小学校（須磨区（北須磨））【意見40】

3棟の内、1棟(中校舎)がほとんど使用されておらず、余裕教室がある状況の中、学童保育コーナーが4階に位置しているため、1階に移動させた方が利便性は高いと考える。施設の利活用に工夫が必要であり、5～10年後を見据えた具体的な計画が必要である。

現状、文部科学省に報告している「余裕教室の利用状況」では利用していない余裕教室

はゼロとなっているが、視察の結果、このように実際には活用していない余裕教室が存在している。これは、報告当時は該当する余裕教室を「学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース」として利用することを検討していたことから当該項目に入れたものであった。余裕教室の活用については教育委員会内で随時検討しているものの、実際には利用されておらず、有効に活用されているとは言えない。

<写真 竜が台小学校の状況>



平野小学校（兵庫区）【意見41】

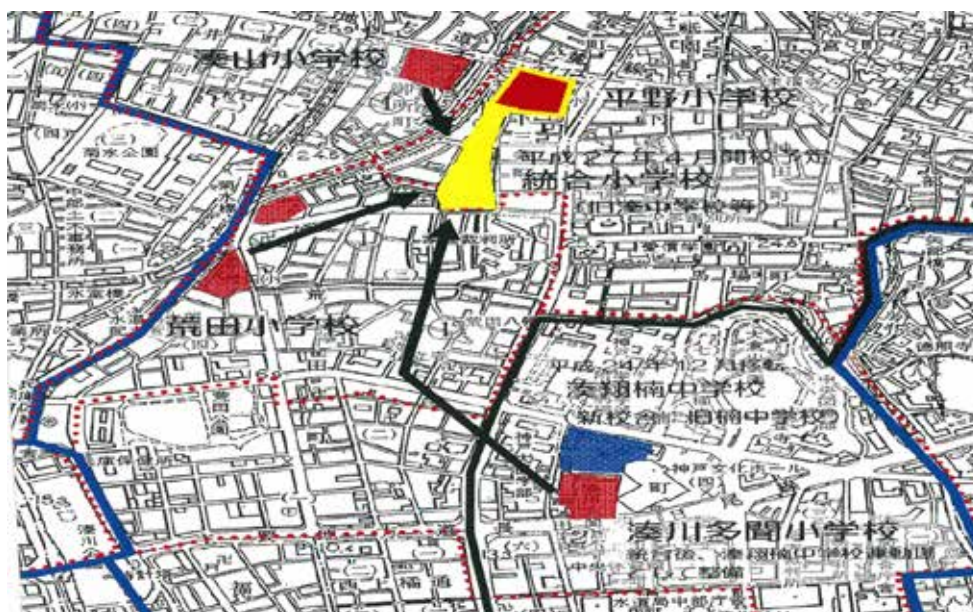
平野小学校は、兵庫区北部東等学校群の4小学校・2中学校の統廃合計画で、統合小学校の校舎として予定されており、平成20年に公費を29,169千円投入する施設整備が行われた。しかし、その後、保護者等の反対から平野小学校校舎を活用する統合計画が抜本的に見直され、当該学校施設としての活用がなくなった。

上記の計画変更の主な経緯は以下のとおりである。

イ．平成21年5月に市長説明

- ・ 教育委員会は4小学校（平野・湊山・荒田・湊川多聞）を平野小学校、旧楠幼稚園跡地、旧湊中学校跡地に、2中学校（湊・楠）は楠中学校等の跡地とする統廃合計画を市長に説明した。4小学校の統廃合の当初計画案は以下のとおりである。

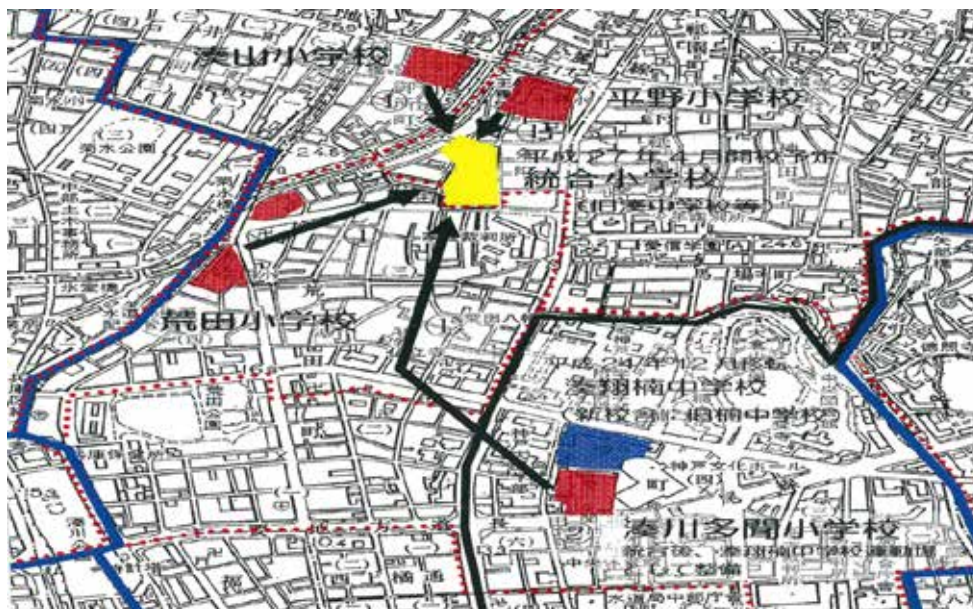
< 図表3-32 > 統廃合計画当初案



ロ．平成22年2月に計画見直しの検討

- ・ 平成21年6月～平成22年2月にかけて住民・保護者への説明会を実施し、行政区をまたぐ統合についての強い反対や「運動場と校舎が別れており職員室から運動場が見えない」等の指摘があり、湊中学校跡地と周辺敷地などを利用する検討を開始した。
4小学校の統廃合の計画変更案は以下のとおりである。

< 図表3-33 > 統廃合計画変更案



八．平成24年3月に地域住民と合意

- ・ 変更計画は神戸市他部署(道路部局・公園部局)、兵庫県警察署等との調整を重ね、平成24年3月30日に地元住民と合意がなされた。
- ・ なお、平野小学校の平成4年建築施設は残される予定になったが、平成26年12月末時点で再利用計画は作成されていない。

上記について、教育委員会の主張は「公立小学校や公立幼稚園の統廃合を検討するにあたって、統廃合とその後の跡地利用とを切り離して検討しており、その理由は、跡地利用の検討を統廃合計画と同時に検討した場合、跡地利用で利害が対立してしまうと学校機能の統合が進まなくなり、結果として教育環境の改善につながらない状況が生じることや、想定外の時間が係ることで想定されるため」とのことであった。

しかし、平野小学校については、結果として閉校後の有効な活用手段がないまま長期間が経過しており、敷地周辺が狭くアクセス道路に問題があることに鑑みると、統廃合を進める早期の段階で全市的な観点から他部署と連携する体制を整える必要があったと思われる。

今後、少子化に伴い小学校の統廃合の検討が必要となることに鑑み、全体最適を考慮した場合には、統廃合計画の検討に着手する早い段階で、神戸市所有資産全体の経済性が確保され、市民全体の利益に資するよう、教育委員会内の意思決定プロセスを見直す必要がある。

(2) 神戸市立幼稚園の視察

神戸市立幼稚園については、老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。児童の安全面・衛生面で問題がないかを念頭に施設の利用状況について視察を行った。

耐震工事については概ね完了しており、耐震工事の際に内部造作の改良も行っている。視察を行った幼稚園において、現場担当者が安全面に問題があると認識している事案はなかった。

なお、休園幼稚園、廃園幼稚園についても視察を行っている。視察の結果については、【意見8】【意見9】に記載している。

(3) 神戸市立保育所の視察【意見42】

神戸市立保育所については、老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。児童の安全面・衛生面で問題がないかを念頭に施設の利用状況について視察を行った。

耐震工事については概ね完了しており、一部の保育所については、耐震工事の際に内部造作の改良も行っている。その一方で十分な改良工事が実施されていないため、屋根の防水措置が不十分な状況、低年齢児が保育室から園庭へ移動する際に大きな段差を越えなければならない状況、トイレに段差がある状況等安全面等で課題となる保育所が見受けられた。これらの改善については早急に対応することが望ましい。

<写真 公立保育所の状況>



(4) 神戸市立児童館の視察【意見43】

神戸市立児童館についても、老朽化が進んでおり、建替の可否についても検討が必要な状況になることが想定される。児童の安全面・衛生面で問題がないかを念頭に施設の利用状況について視察を行った。

児童館についても、耐震工事は概ね完了しており、雨漏り防止等、最小限の内装工事も

行っている児童館が多く見られたが、中には、児童館内の遊戯室については、内装工事が行われているものの、学童保育室については未着手であったり、18歳未満の児童が通う施設であるにもかかわらず、洋式トイレが1基しかないため、男女共同トイレとなっていたり、安全面等で課題となる児童館が見受けられた。これらについては早急に対応することが望ましい。

<写真 児童館の状況>



第4章 総合意見

1. 監査の視点

少子化が急速に進む中で、神戸市において生産年齢人口の誘導と定着化を図り、持続可能な都市経営基盤の確立を図る観点から、子育て支援事業について総合意見を述べる。

(1) 行政マネジメント

マネジメントの基本は、経営目標を利害関係者へ具体的に示し、その目標を達成するための計画(Plan)を検証可能な数値指標で表現し、その計画を実施し(Do)、その実施過程を監視し(Check)、計画と実績が乖離した場合に適時・適切に修正行動を行うことで(Action)、経営目標を実現させることであるといわれる。

神戸市は、平成27年度を目標年度と定めた総合的な「神戸っ子すこやかプラン」((後期計画)平成22年2月公表)を推進しており、現在、同プランの下位計画として子ども子育て支援法に基づき、平成31年度を目標年度とした「神戸市子ども・子育て支援事業計画」を作成している。

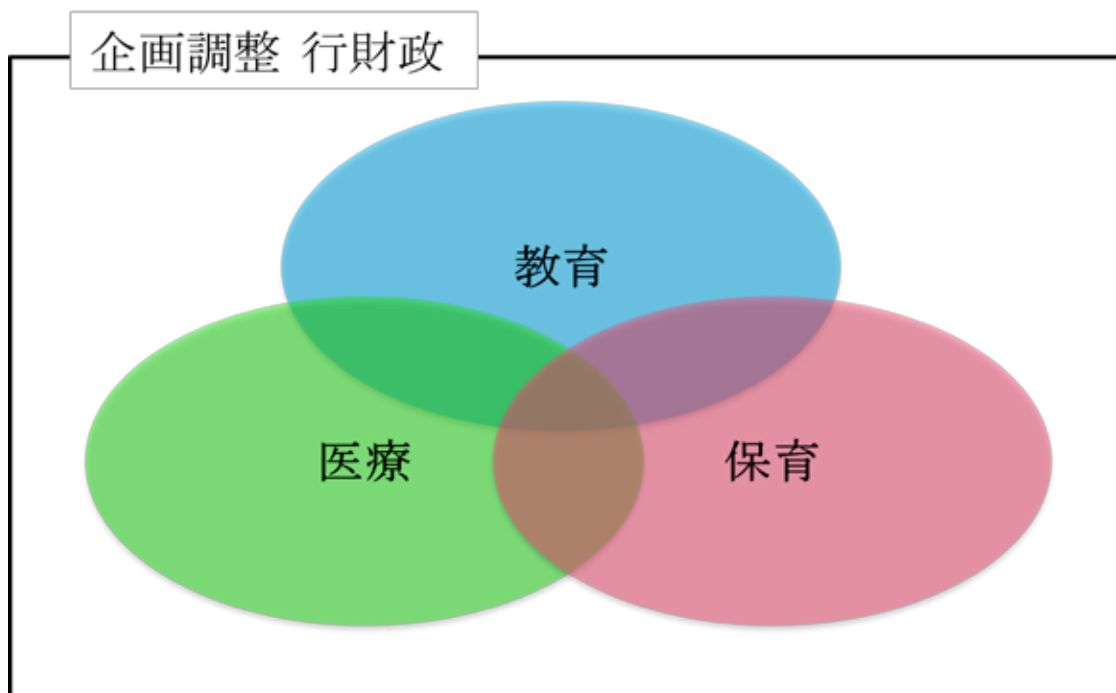
今回の監査では、平成22年から実施されている「神戸っ子すこやかプラン」のPDCA過程の検証・評価に加え、「神戸市子ども・子育て支援事業計画」の作成過程で行われている議論を視野に入れて検討を行った。

(2) 3Eの評価

神戸市は「子育て支援事業」において中期計画としての「神戸っ子すこやかプラン」を策定し、PDCAサイクルに沿った行政マネジメントを実施しているが、それを納税者の視点から検証・評価される必要があり、その評価基準として3E(経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness))が存在する。

「子育て支援事業」は教育、保育(福祉を含む)、医療(保健を含む)サービスの広範囲にわたり、一部で重複しており、それを概念図で示すと以下のとおりとなる。よって、子育て支援事業は教育委員会、こども家庭局、保健福祉局、さらにこれらを企画調整局、行財政局を加えて全体最適の視点から3Eの検証・評価がなされる必要がある。

<図表4-1> 子育て支援事業に関連する分野の概念図



(3) 検討した課題

今回の監査を実施するに際し、主に次の3つの視点から検討を行った。

国が示す総合的ビジョン(幼保小一体)との整合性

我が国の子育て支援事業の制度設計が、厚生労働省(保育所・学童保育)と文部科学省(幼稚園・小学校)のいわゆる「二重行政」となっており、その縦割り行政の弊害は広く指摘されている。そこで、国は第2章1.(3)「幼児一体化の流れと子ども・子育て新制度」で記載のとおり、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を公布し、幼保一体化による包括的・一体的な「子ども・子育て支援新制度」を創設した。

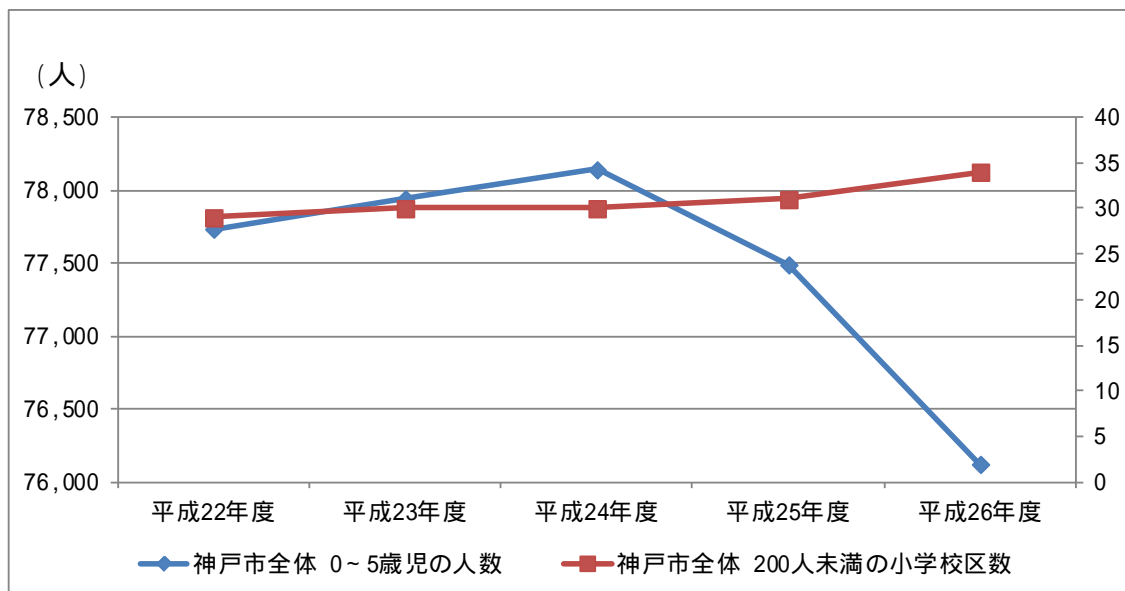
さらに、国は平成26年7月に文部科学省及び厚生労働省の連名で「放課後子ども総合プラン」を示し、共働き家族等のいわゆる「小1の壁」を打破し、厚生労働省が進めてきた「放課後児童クラブ」及び文部科学省が進める「放課後子供教室」を一体型として整備することを要請している。

神戸市としても、従来の「二重行政」の弊害を早期に払しょくし、より3Eの観点からの子育て支援事業を推進するかが喫緊の課題となっている。また、その課題解決の過程で昭和41年以降から神戸市が強化し、全国的に豊富な実績を蓄積してきた「児童館」のあり方についても、今後は国の「放課後子ども総合プラン」に沿った調整が迫られ、そのあり方について議論が必要となる。

少子化進行への適応

少子化傾向は顕在化しており、第2章2.(3)「神戸市の子どもの人数の推移と公立学校園の関係」で記載した以下のとおり、平成24年以降の0歳～5歳児の人数が大幅に落ち込んでいる。

<図表4-2> 神戸市における0～5歳児人数の推移及び200人未満の小学校区数の推移（再掲）

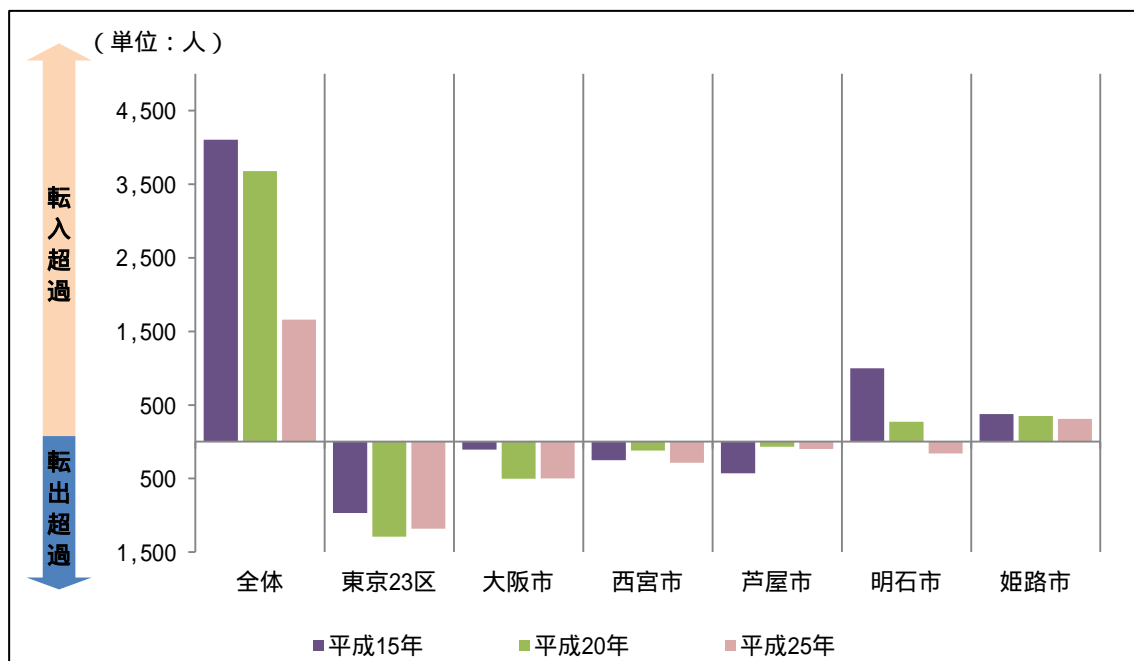


(注) 200人を6学年で除算すると33人となるため、簡便的に200人を下回る小学校区では1学年あたりの学級数は1学級以下となると想定し、ここでは200人未満を基準に小学校区を分類している。

出生率は20～39歳の女性人口と深く関連することから、主な転出先と見られる東京23区や、近隣の大阪市、西宮市、明石市等の動向も視野に入れた行政施策が必要となる。第2章2.(1)の「神戸市の人口動向」で示した近隣都市の転入・転出状況の一部を再掲すると次のとおり、神戸市から特定地域への転出が増加している。

ここで重要な視点は、神戸市の少子化動向が9区で異なり、特に、阪神間の東灘区・灘区・中央区の市街地と、北区・垂水区・西区等の郊外としての地域特性に応じた子育て支援施策が、出生率に影響を与える20～39歳の女性にアピールできるかにある。その意味で、本庁の各部署が一体となって少子化対策に取り組むとともに、子育て事業での区役所の役割が従来以上に重要となる。

<図表4-3> 各都市との転入・転出の状況(再掲)



また、少子化が進行する中で、児童の居場所を充足する民間サービス(学習塾、スイミングスクール、英会話、ダンス等)が提供され、私立幼稚園の園バス運行サービスも広がりを見せている。これら社会インフラの形成状況を踏まえ、行政施策の選択・集中を推進し、「公」でやるべきサービスを選択し、「民」で可能なサービスは「民」に移管する必要がある。

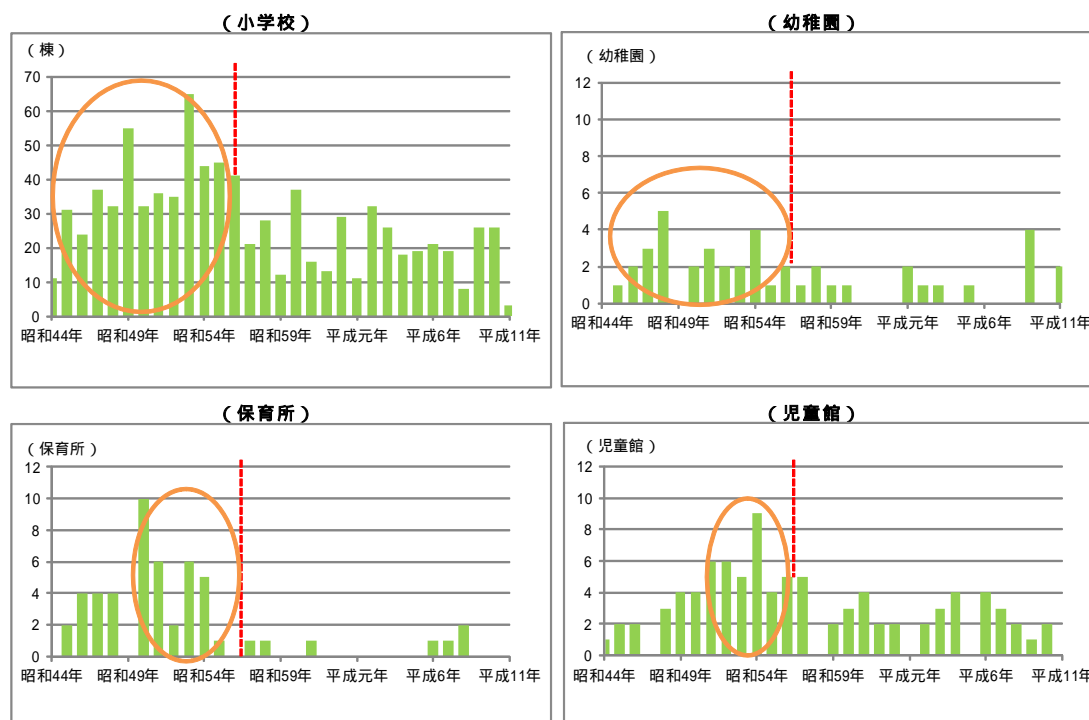
施設の老朽化への対応(ファシリティマネジメント)

子育て支援事業に係る保育所・幼稚園・小学校・児童館については、一定規模の施設に対する耐震工事はほぼ終了した。しかし、その施設のほとんどが昭和40年～50年代に施工されていることから、近い将来に大規模補修または建替が不可避の状態にあり、ファシリティマネジメントの視点から総合的な行政判断が必要とされる時期にある。

すなわち、これら老朽化した子育て関連施設は住宅地に隣接しており、その周辺住民の少子高齢化が急速に進んだ地域が多いことから、幼保小の統廃合に地域活性化を視野に入れた複合施設・再開発等の総合的な経営戦略が求められている。

上記の子育て支援事業に係る4施設の建物竣工年度を一覧にまとめると以下のとおりとなる

<図表4-4> 公立小学校・公立幼稚園・公立保育所公設児童館の竣工年度別施設数(再掲)



(注) 赤の破線は耐震基準の改定のあった昭和56年を示している。

2. 総合意見

(1) 選択と集中

子育て支援事業において、少子化と施設の老朽化を視野に入れ、教育の質を優先した行政サービスの選択と集中が必要となる。

既存施設の有効利用

子育て支援事業の関連施設である保育所・幼稚園・小学校の周辺で、大きく人口の過疎と過密の両極化が進んでいる。過疎においては、例えば【意見40】に記載のように、4階建ての1棟がほとんど未利用で放置されている事例や、逆に過密においては【意見38】に記載のように、仮設校舎による臨時的な対応では不十分であると考えられる事例も散見される。

国は「放課後子ども総合プラン」で、平成31年度までに、全ての就学児童が放課後を安全・安心に全小学校区で過ごせるための具体的な目標を策定することを要請している。しかし、就学児童が過密な小学校区においては、手狭な小学校内に学童保育施設を新たに設置することや、老朽化した近隣児童館の利活用には一定の限界があると言わざるを得ない。よって、キャパシティが大きい小学校内の体育館・運動場・余裕教室等の施設を徹底的

に活用し、教育と学童保育を一体型で推し進めることが3Eの観点から必要とされる。そのために、放課後の小学校教職員(教育)と学童保育指導員(学童保育)の責任分担を明確にし、両者の連携体制の基盤整備を急ぐ必要がある。

統廃合の迅速性

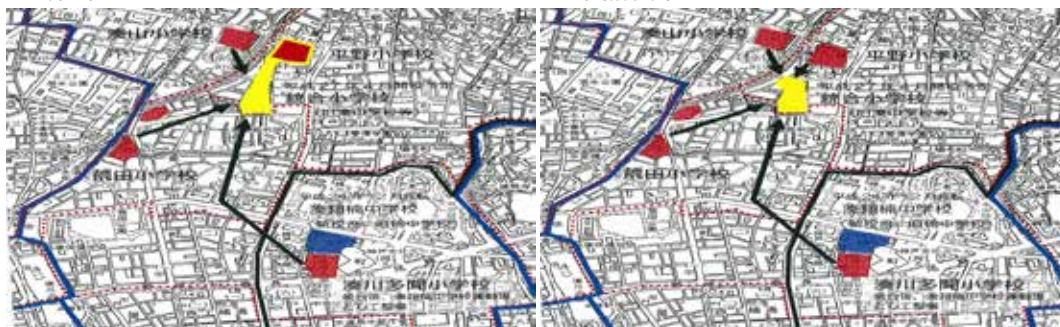
農村部・旧ニュータウンや一部の都市部での少子化傾向は避けがたいことから、地域活性化を視野に入れ、中長期の視点から公立幼稚園・小学校に中学校を加えた総合的な統廃合の方向性が示される必要がある。神戸市では平成22年4月に「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」を公表しており、小規模学校園での「教育の質」や、老朽化施設のファシリティマネジメントの問題、さらに小・中学校の再編の進め方についても論点整理を行っている。少子化傾向のスピードは速く、学校園の統廃合の優先度は高いと言える。

しかし、【意見7】に記載のように、平成26年12月に公表された「子ども・子育て支援新制度後の市立幼稚園のあり方(案)」では、地域全体の取組に時間を要するとして、小規模学校園が存在する西北神等の公立幼稚園は当面の統廃合を見送るとしている。しかし、「教育の質」を改善し、高額な維持・運営費用(例えば、小規模学校園の園児1人あたり年間負担額が10百万円を超える。)を軽減させる手法として、園バスを利用した幼稚園統廃合は極めて有効な解決手段である。農村部・旧ニュータウンの高齢化や、行財政の切迫現状を直視し、地域活性化の視点を加え総合的な検討を加えた迅速な対応が望まれる。

統廃合の意思決定プロセス

【意見41】に記載したように、学校園の統廃合を意思決定するプロセスについても見直しが望まれる。平野小学校の事例では、4小学校2中学校にわたる大規模な統廃合であったとはいえ、当初計画が約6か月で見直しの検討が行われ、結果として地域住民の合意を得るまでに神戸市の道路部局・公園部局、更には兵庫県警察署との調整を必要とする事態となったことについて、現行の教育委員会を中心とする意思決定プロセスの見直しが必要である。変更後の統廃合計画を再掲すると次のとおりである。

<図表4-5> 兵庫区北部東等学校群の4小学校の統廃合計画当初案、計画変更案（再掲）
・当初案
・変更計画案



具体的には、「当初計画」（平野小学校を跡地とする案）が十分な資料に基づき十分に検討されたのか、また、計画変更（湊中学校を跡地とする案）に至る意思決定プロセスを説明する資料も十分とはいえない。

少子化と施設老朽化の進展により、今後、大規模な幼稚園・小学校・中学校を巻き込んだ統廃合が増加することになる。教育委員会は、「学校園の統廃合」と「その後の跡地利用」は切り離して検討すると主張するが、学校園の経済的価値や神戸市民の全体利益を勘案し、統廃合の意思決定プロセスの早い段階で、教育委員会以外の専門部署が参画し、地域住民を含めた仕組みでの学校園再編を検討・決定する仕組みが3Eの観点から必要と考える。

休廃校園施設の利活用

イ．公立幼稚園

【意見8】に記載の休園施設は、休園後も引き続き教育委員会で所管されている。しかし、少子化が進行する中で再開される可能性は低く、一部に園舎が撤去された更地状態で10年以上にわたり再利用の検討がされない事例(敷地時価125百万円)がある。長期化する休園施設については、定期的(例えば、3年経過)に教育委員会以外の部署によるチェックが行われる仕組みが望まれる。

【意見9】に記載した廃園についても、上記と同様に更地状態であるが隣接地との一体利用計画の遅れを理由に、未だ具体的な計画が作成されていない事例(敷地時価108百万円)がある。また、廃園とされた園舎が5階立て市営住宅の1階部を占め、商業施設や高齢者への利活用が見込める施設でありながら、文化財倉庫として使用されている事例(敷地時価210百万円)がある。廃園とされた施設の利活用についても、教育委員会が教育目的で使用しないことを判断した時点で、全市的な視点で検討がなされる必要がある。

ロ．小学校

【意見41】に記載した兵庫区北部東の小中学校再編で、平成21年5月に2小学校(湊山(敷地時価966百万円)、荒田(敷地時価1,085百万円))、平成23年11月に1小学校(平野(敷地時価636百万円))の廃校が教育委員会内で決定されている。しかし、跡地利用については3～5年が経過した平成27年1月時点で未検討の状態にあり、小学校施設の資産価値(合計額2,687百万円)が高いことから、廃校の跡地利用の迅速化、及び意思決定プロセスに関する仕組みについての見直しが望まれる。

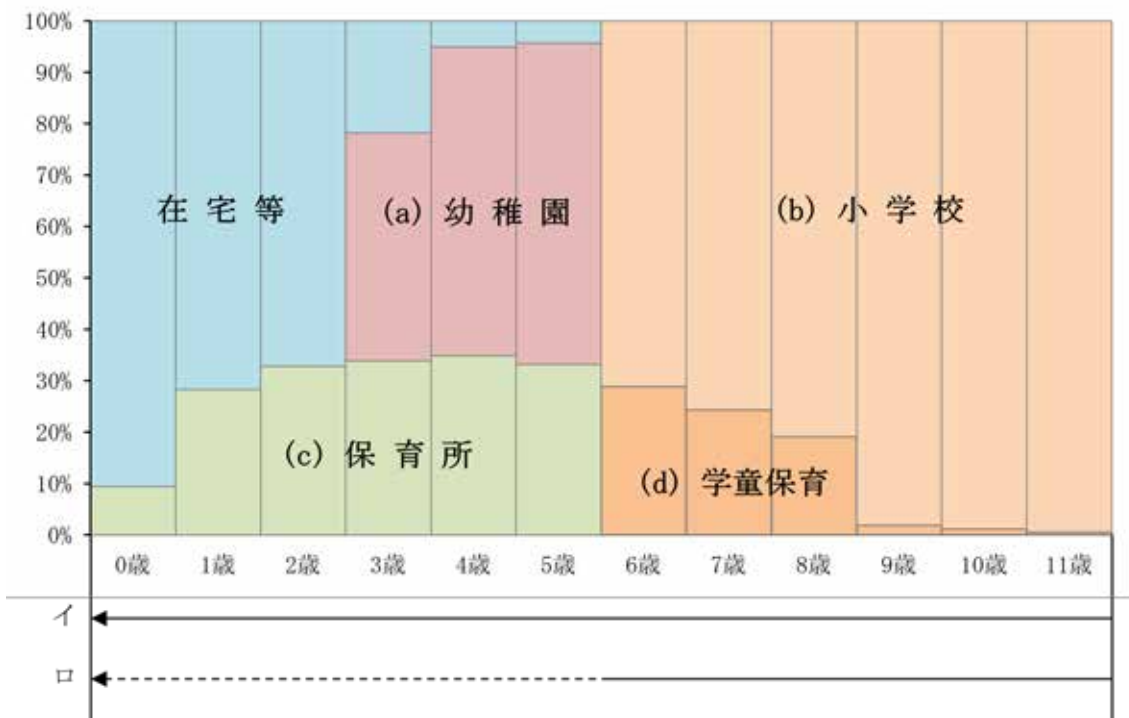
(2) 切れ目のない専門サービスと評価

多様化する子育て支援事業を効率かつ有効に行うには、行政サービスが切れ目なく提供される必要があり、その為に、各行政部署が持つ専門知識・ノウハウと情報が有効に活用される必要がある。

要支援児童への支援サービス

第3章8.「子育てについて行政の支援を必要とする児童について」に記載した、「いじめ」・「不登校」・「虐待」、さらに近時に増加している「発達障害」・「アレルギー」を加えた5項目について、これらを対象とする児童(以下、「要支援児童」という。)の居場所及び関連サービス部署を一覧的に整理すると以下のとおりである。

<図表4-6> 要支援児童と居場所の関連イメージ



要支援児童に対しては、以下でみるように「教育」、「保育」、「保健・福祉」、「医療」の専門家が相互に連携し、切れ目ないサービスが包括的に提供される必要がある。ただ、国の縦割り制度の弊害で、各々が横断的に連携したサービスが提供されにくい状況にあり、神戸市も例外ではない。

これらを解決するには、連携が必要とされる各サービスラインのうち特定の部署がリーダー的機能を持ち、他の連携部署への関与を要請できる権限・責任に裏付けられる「仕組み」が必要である。

<図表4-7> 要支援児童と行政サービスの関連イメージ

		教育		保育		保健・福祉	医療
		(a) 幼稚園	(b) 小学校	(c) 保育所	(d) 学童保育		
イ	発達障害等						
	アレルギー						
	児童虐待						
ロ	不登校					○	
	いじめ					○	

(注) : 主体的に関与
 : 関与が中レベル
 : 関与の可能性あり

(d)学童保育は、(b)小学校と放課後の居場所で重複する。また、学童保育の施設である児童館は、就学前児童の居場所として重複する。

これら5項目の連携のあり方を、次の2つの類型に整理できる。

イ．保健・福祉部署が主体となる支援サービス

要支援児童のうち、「発達障害等」・「アレルギー」については、乳児期から幼児期に早期発見され適切な対応が望まれる。また、その後も、切れ目のない専門サービスが社会的に自立するまで繋げられる必要があることから、保健・福祉部署が継続して対応窓口となることが妥当と思われる。また、医療等の専門家によるサポートも不可欠であり、就学前の保育所・幼稚園及び就学後の小学校との連携が求められる。

次に「児童虐待」については、特に0～2歳での死亡率が高いことから、妊娠時から虐待のリスクある母親を保健師等の専門家が早期発見し、その後の保健・福祉サービスに繋げていく必要がある。その後も在宅を含め、保育所・幼稚園の各施設の専門家に情報が共有され、さらに小学校へ接続・連携される仕組みが望まれる。

ロ．小学校が主体となる支援サービス

「不登校」・「いじめ」は、小学校に就学した後で顕在化する事案であることから、小学校が第一義の主体となるものの、状況によって福祉部署や学童保育を担う部署との情報共有や連携が必要となる。また、子どもの成長における課題の端緒は就学前から認められることがあることから、必要に応じ専門家である保育士・幼稚園教諭や保健師等との就学前の情報交換が有用と思われる。

上記で言及したように、要支援児童に対し切れ目のない専門サービスを提供していくには、保健師・保育士・教員等の専門家を確保し育成していくことが重要であり、特に乳幼児期における保健師の役割は大きい。

連携成果の検証方法

神戸市の子育て支援事業は、「神戸っ子すこやかプラン」に基づいてPDCAサイクルに沿った行政マネジメントが行われる。その中で検証(Check)が年1回、市民・施設利用者等へのアンケート調査を実施し公表されている。しかし、その検証の指標とされる目標の多くがアウトプット指標(何をしたか)であり、本来のアウトカム指標(どのような成果があったか)となっておらず改善される必要がある。

具体的には、「神戸っ子すこやかプラン」では先の5項目に関連する目標数値で、「乳幼

児健診の受診率」や「地域子育て支援拠点ヶ所数」が掲げられているが、これらを実施(アウトプット)した結果、いかに発達障害や虐待等の予防・発見に繋がったかの成果(アウトカム)で検証・評価される必要がある。

先の5項目のアウトカム指標としては、次のものが挙げられる。

- ・ 「発達障害」と「アレルギー」は、専門知識の保護者への啓発が重要であることから、講演・研修の参加者数と満足度
- ・ 「虐待」は、発生件数と減少率
- ・ 「不登校」は、その児童数と減少率
- ・ 「いじめ」は、認知件数とその解消率

なお、行政マネジメントが納税者への説明責任を十分に果たすには、各区役所単位で上記5項目のアウトプット指標を比較して評価(経年比較・他区比較・目標比較)出来る内容で公表されることが必要である。

(3) 行政の役割とその補完

子育て支援事業は国・県・自治体の制度に基づき実施されるが、その役割を補完する関係機関や地域団体との連携・協働を進めていく必要がある。

所在不明児等

【意見28】に記載した保育所・幼稚園に通わない4～5歳児や、【意見29】に記載した乳幼児健診を受けていない児童については、虐待等の可能性が否定できず、神戸市として母子保健や児童手当等の関係部署や警察署等と連携し、虐待等の発見が進められている。

ただ、自治体が所在不明児等の調査で、全ての児童を「目視」するには制度上の制約や、マンパワーでの限界、さらには親の環境等での限界がある。よって、行政としての役割を補完する警察署等との連携を深めていくことで、所在不明児等の数を下げるためのPDCAサイクルを回していくことが望まれる。

民間団体の活用

【意見37】に記載したように、神戸市では地域住民・団体との広範な連携が行われている。ただ、その中には行政の本来的業務であると思われる、要支援児童への支援サービスが含まれている。神戸市として、これらのボランティア活動を識別し、報酬支給等を含め、自治体として積極的に支援・助成することが望まれる。

戦後から培ってきた神戸市の婦人会・民生委員・自治会組織等の地域団体の高齢化が進んでいる。逆に、阪神淡路大震災以降は、ボランティア・NPO活動や、最近では地域に広く定着したコンビニエンスストア等の社会インフラを含め、これら民間組織と自治体がいかに協働していくかも重要な課題である。

行政が果たす役割を補完する民間組織に対し、各地域の特性に応じて包括的に連携・支援する柔軟な体制作りが必要である。

(4) 情報共有と区役所の役割

子育て支援授業は、教育・保育・福祉等の複数サービスを提供する専門部署が一体的にマネジメントされる必要があり、その前提とし「本庁」の教育委員会・こども家庭局・保健福祉局、及び「区役所」との情報交換と連携が組織的に実施される必要がある。

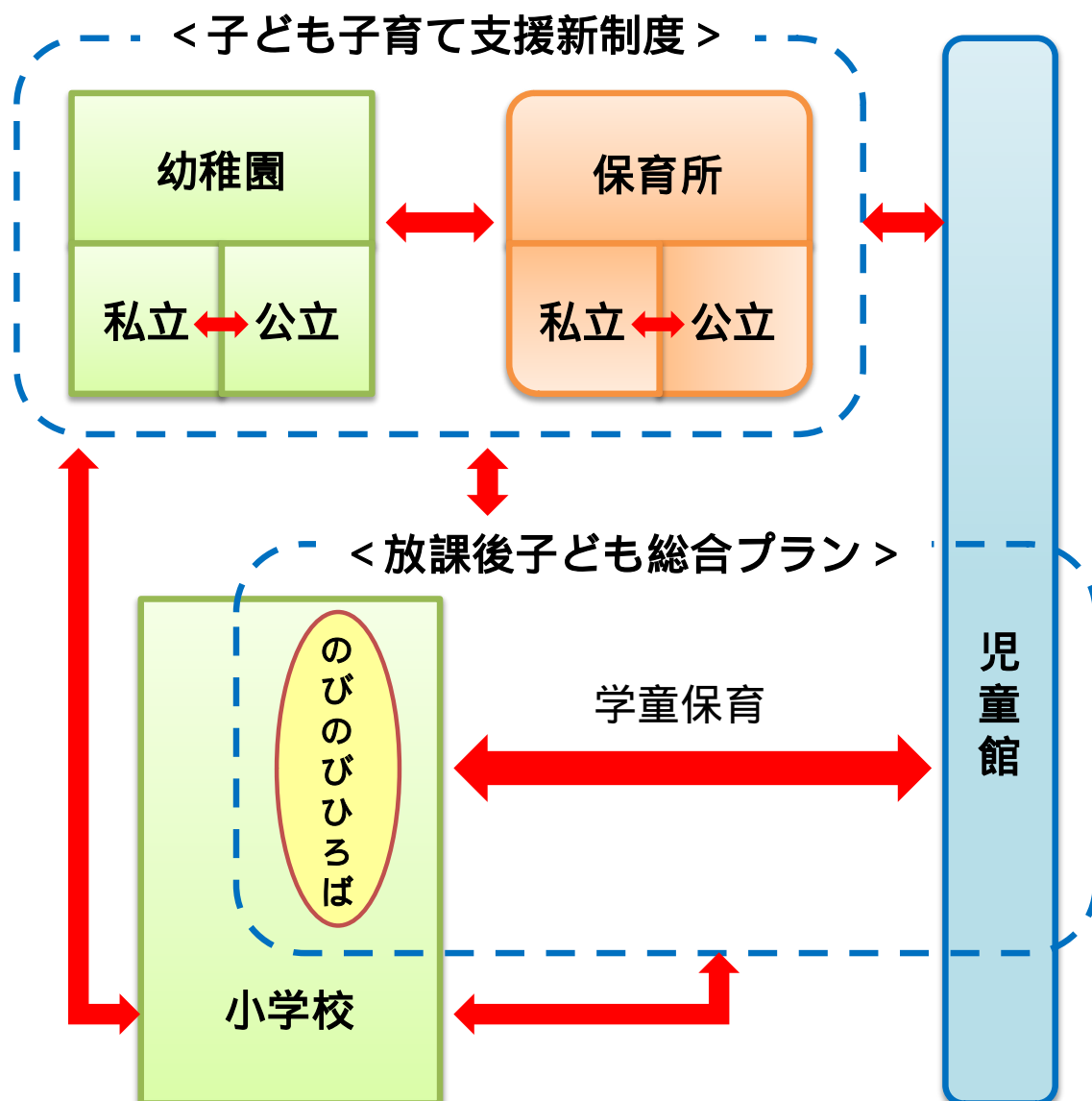
情報の共有

【意見3】に記載した公立施設の保育所・幼稚園で蓄積したノウハウや、【意見18～19】で記載した地域子育て支援センター、【意見21】に記載した総合児童センターの事業報告書、さらに【意見36】に記載した大学連携による知見情報等々は自治体の「経営資源」である。神戸市はこれらを、利用可能な情報・ノウハウとして子育て関係者と共有し、神戸市全体として子育て支援事業の質を維持・向上させることが必要である。

ただ、行政が保有する情報を取扱うに際しては、言うまでもなく、公文書や個人情報として特段の配慮が必要とされる。しかし、要支援児童の情報や、場合によっては要支援保護者に関する情報を有効に活用することで、保育士・教員・保健師等による問題事案の早期発見の端緒となる可能性があることから、情報共有・連携は重要な課題である。

子育て支援事業で、国の掲げる「子ども・子育て支援新制度」と「放課後子ども総合プラン」を効率かつ有効に実施していくためには、子育て関連施設に所属する専門家相互の情報共有は不可欠である。それをイメージ図で示すと以下のとおりとなる。

<図表4-8> 連携の概念図



特に、要支援児童については公立・私立を問わず、保育所・幼稚園・小学校・学童保育に関与する専門施設の4者間で良好なコミュニケーション(上図表で相互矢印で表示)が図れる環境作りが必要である。

なお、各施設の専門家が必要と認めた場合は、【意見33】に記載したように“親の同意”が得られなくとも要支援児童やいわゆるグレーゾーン児童の支援に有用な情報を相互に共有し、連携できる仕組み作りが望まれる。そのためには、各施設の専門家相互の信頼関係が十分に築かれる必要があり、例えば、各区または小学校単位で保育所・幼稚園・小学校・学童保育に係る施設・専門家が定期的集まる仕組み作りへの要望は強い。

また、地方公共団体は対象から除外されるが、「事業者の個人情報の適正な取扱いに関

する指針」(市民参画推進局長決裁)で、『児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき』は、本人(児童であって親でない)の同意を得ないで個人情報を取扱ふとされている。要支援児童の支援において、行政として柔軟な対応が望まれる。

幼保小の情報連携をより有効に進めるために、「親の同意」が得られない要支援児童自身の個人情報の取扱いについて、「個人情報保護条例」及び「個人情報保護の手引き」の柔軟な解釈・運用が望まれる。

情報の周知

神戸市では、【意見13】に記載した病児・病後児保育施設や、【意見14～17】に記載したファミリー・サポート・センター、【意見25】に記載した青少年会館等の様々な行政サービスが準備されているが、その存在が広く認知されていない状況にある。「神戸っ子すこやかプラン」の毎年実施されるアンケート結果によると、行政サービスの認知度の改善が十分に達成されておらず、行政サービスに関する情報の周知においてPDCAサイクルを回す必要がある。

情報伝達ツールとして、広報・パンフレットの「紙媒体」から、より経済的で効率的な「インターネット」への利活用を促進させることが望まれる。そのために、行政ホームページの見易さを高め、アクセス件数での周知効果を検証することは有用であり、例えば、インフルエンザやノロウイルスが急速に流行した場合、病児・病後児保育施設の周知手段としてホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを介した情報伝達は有効と思われる。

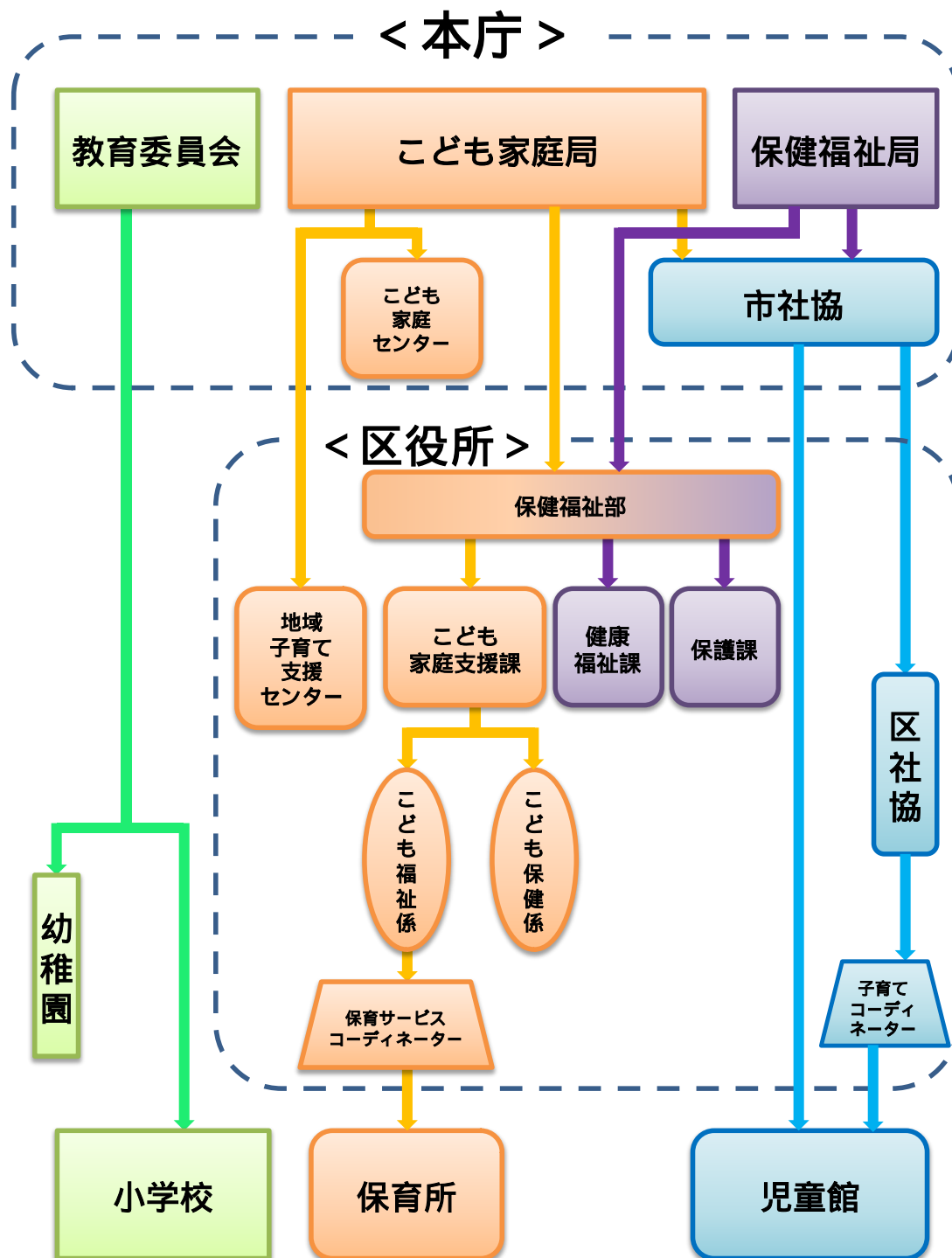
また、公民協働で期待されるファミリー・サポート・センター事業については、登録窓口を私立保育所・幼稚園に設置を求めることや、登録会員の増加に繋げるために協力会員・依頼会員への料金を柔軟に設定することも検討課題と思われる。

区役所の役割

【意見34】に記載したように、市民目線で区役所に行けば子育て支援サービスが包括的に説明されるワンストップとしての窓口の一本化が望まれる。第2章 4.(3)の「図表2-143」区役所と各関係機関の役割関連図で示したように、子ども支援事業の直接的な市民窓口である「こども家庭支援課」(区役所が所管)・「地域子育て支援センター」(本庁のこども家

庭局が所管)・区社協(市社協を介して本庁の保健福祉局が所管)の3者を統括する指揮命令系統が区役所には存在しない。これを本庁と区役所での系統を概念図で示すと以下のとおりとなる。

<図表4-9> 本庁と区役所との連携の概念図(簡略版)



現在、神戸市は各区に保育サービスコーディネーター・子育てコーディネーターを配置して対応しているが、属人的な対応には自ずと限界があり、組織的な対応が必要であり、

区役所窓口の一本化を図る等、区役所での「ワンストップ」なサービスが提供できるよう改善が求められる。

以上